

令和6年度脱炭素推進国際会議実施・調査事業費（炭素国境調整措置含む各国の気候変動対策に係る調査・分析）

2025年3月

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所

本調査の目次

第1編 炭素国境調整

1. はじめに・謝辞 p. 1
2. 各国制度や主要な動向の要旨 p. 4
3. 利害関係者のEU CBAMへの主な反応など p.10
4. 2024年12月以降の動き p.15
5. EU CBAM規則・実施規則の概要 p.31
6. 各国スタンスや動向分析 p.83
 - 1)英米豪などにおける炭素国境調整の動向
 - 2)カーボンリーケージに関する国際機関等の定義・見解
 - 3)新興国・関係団体の反応など
7. 国内委員会 p.68
8. 貿易統計 p.70
9. WTOを含む国際会議・セミナー等における情報発信 p.74
10. 総括 | 結びに変えて p.89
 - Annex: CBAM規則の概要 p.100

第2編 各国の中長期的な気候変動政策概要

p.133

第1篇 炭素国境調整

はじめに・謝辞

はじめに

EUでは、EU ETS やEU域内の気候変動関連措置が強化されるに伴い、炭素リーケージへの懸念から、EU域外からEUへの物品の輸出にあたって、EU域内産業と同等程度の炭素課金を義務づける炭素国境調整措置（Carbon Border Adjustment Mechanism（CBAM））が導入されつつある

CBAM規則やその実施規則が合意・公表されており、①2023年10月から事業者への手続き上の負担等が伴い、②2026年からは金銭的負担も事業者に対してかかることから、③2025年2月に公表された簡素化案等を踏まえ、EUの制度の詳細や各国のスタンスを調査しつつ、我が国としての立場を確立していくことが必要不可欠である

上記の背景に基づき、本規則、実施規則などを調査をするとともに、本規則に対する各国のスタンス分析や専門家との議論などを通じて、日本の本規則への対応の立場を確立していくことを目的とする

環境と貿易のテーマの注目は高く、CBAM等の検討のためいくばくかの材料となれば幸いである

謝辞

ここに永年にわたり、ご協力を頂いた内外の研究者、専門家、関係者諸氏へ感謝を申し上げます

炭素国境調整とは (1)

炭素国境調整とは？

気候変動対策をとる国が、同対策の不十分な国からの輸入品に対し、水際で炭素課金を行うこと。さらに、自国からの輸出に対して水際で炭素コスト分の還付を行う場合もある

国際競争上の悪影響緩和と炭素リーケージ防止が目的

気候変動対策の強度差に起因する国際競争上の悪影響を国境調整によって、競争条件を均等化すること (“level the playing field”) が必要と考える国がある。炭素リーケージとは、一般に、①国内市場が炭素効率の低い輸入品に脅かされ、国内生産が減少すること、②炭素制約を理由に産業拠点が、制約の緩い海外に移転し地球全体での排出量が減らないこと、本文では①の意味で用いる

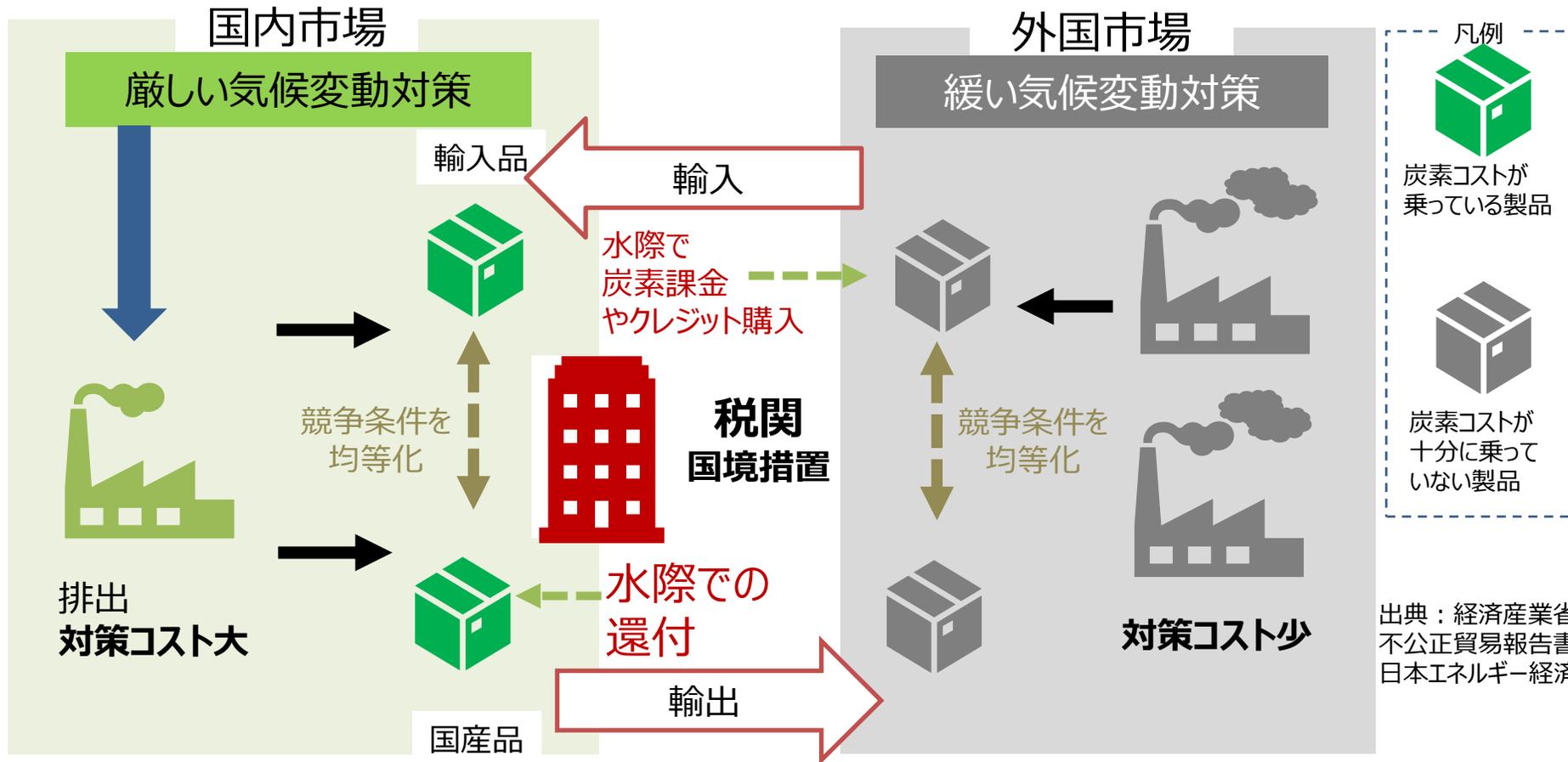
WTOルールと整合的に実施する必要あり

不公正貿易報告書 (2016年) によれば、炭素国境調整が GATT (関税および貿易に関する一般協定) の想定する国境税調整の範疇に収まるのかについて、確立された解釈は存在していない。また、輸出時の還付についても、補助金協定と整合的になるのかについて別途の検討が必要である

WTOルールに整合的かどうかは、炭素国境調整の具体的な制度設計に依存する

炭素国境調整とは (2)

気候変動対策が不十分な国からの輸入品に対し、水際で**炭素課金**を行うこと。
さらに、追加的に自国からの輸出に対して水際で**炭素コスト分の還付**を行う場合もある。



出典：経済産業省（2010）「2010年版
不公正貿易報告書について」を基に
日本エネルギー経済研究所作成

国内企業だけ負担を課せばコスト増により競争上不利になる。このため、競争条件を均等化させる国境調整を実施し、炭素リーケージを防ぐ。

炭素国境調整と気候変動交渉

気候変動枠組条約には関連規定が存在

「気候変動に対処するためにとられる措置（一方的なものを含む）は、国際貿易における恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となるべきではない」（3条5項）（※GATT20条柱書の文言を参照したもの）

パリ協定には関連規定なし

貿易措置に関連する規定が盛り込まれていない。パリ協定上の目標（NDC Nationally Determined Contributions）の野心度には、国家間で強弱（非対称性）がある

米国議会在2009年に炭素国境調整を検討した際に 国際交渉でも争点化

炭素国境措置は2009年のCOP15「コペンハーゲン合意」の交渉でも、大きな争点になった。例えば、インドが「気候変動を理由としたいかなる一方的な炭素国境措置も採用してはならない」と規定することを提案し、中国やサウジアラビアなどの新興国が支持したが、先進国は炭素国境措置に関する国際合意が無いなかで、これを特記することに反対。当時、米国の連邦議会において、炭素国境措置を含む排出量取引法案が検討されていたことが国際交渉での議論を惹起した一因（※同法案は2010年に廃案）

→COP29でも新興国がアジェンダファイトに持ち込んだ

川瀬 剛志（2022）「国境税調整とWTOルール-EU CBAM提案を題材に-」日本国際問題研究所公開セミナー「SDGs時代の貿易と環境 ～どうなる炭素国境調整措置(CBAM)?～」、日本国際問題研究所、2022年7月 が 詳しい<https://www.jiia.or.jp/eventreport/20220727-01.html>

柳 美樹（2022）「第9章 脱炭素と貿易の課題—炭素の国境調整措置を中心に」 一般財団法人国際経済交流財団編『ルール志向の国際経済システム構築に向けて 国際経済シリーズ1』一般財団法人国際経済交流財団、 分担執筆、138-150頁、2022年12月

各国制度や主要な動向の要旨

■ EU CBAM : CBAM (炭素国境調整措置) 規則により、
世界初の制度設計を完了

2023年10月から「移行期間」の報告義務

その他交付された細則 : CBAM 申告者の認可 (実施規則) *
2025年1月より第三国操業者の直接入力、データベースの利用可能に

このほど簡素化のためのCBAM規則改正案 (以下簡素化提案) を欧州委員会**が採択した
大枠は「**クリーン産業ディール**」の通り (右記「ドラギ報告書」が全体指針を示したもの)

- ①免除規定 | 150€未満の免除 (Council Regulation (EC) No 1186/2009) の廃止
年間累積50トン (物量) 未満の輸入対象事業者に設定変更
- ②課金時期の延期 | 2027年課金開始へ (但し2026年分も遡及課金)

出典 : *欧州委員会 (2024) Commission Implementing Regulation (EU) 2024/3210 of laying down rules for the application of Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council as regards the CBAM registry, 2024年12月
C/2024/9104 OJ L, 2024/3210, 2024年12月

**欧州委員会 (2025) 「CBAM規則の簡素化と強化のための規則改正案」 Proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council amending Regulation (EU) 2023/956 as regards simplifying and strengthening the carbon border adjustment mechanism, COM(2025) 87 final, 2025年2月

ドラギ報告書

The future
of European
competitiveness

Part A | A competitiveness strategy for Europe

SEPTEMBER 2024

各国制度や主要な動向の要旨

■ UK CBAM：英国政府*は**2027年**CBAM実施を決定。**EU ETSとの連携は英国貿易協力協定での議論へ**

- ①排出量の計測方法：製品の製造プロセスにおける排出量（間接排出を含む体化排出量 embodied emission）を実測するか、一定の計算方法に基づく世界平均デフォルト値を使う
- ②課金形態：排出量取引制度の炭素価格等で算定する「**セクター別実効炭素価格**」と、EUと同様の四半期課金の併用
- ③免除規定：対象製品の輸入金額の閾値を50,000 £ に設定（それ未満は免除）

■ 豪州：ETS(Safeguard Mechanism)による「**国境調整を実施**」をコンサルテーションの結果として決定（他の炭素漏洩対策との比較検討、国境調整の実施を決定した段階）
→ベースライン型クレジットETSでのCBAMが念頭にある（2024年11月）、（詳細未確定）

■ 米国：トランプ大統領政権下のベッセント財務長官は炭素の国境調整に関心を示したことがある

出典：*英国歳入関税庁（HMRC）英国財務省（HMT）”Introduction of a UK Carbon Border Adjustment Mechanism from January 2027: Government response to the policy design consultation” 2024年10月

**豪州連邦政府（2025）”Carbon Leakage Review Consultation Paper 2” 2024年11月

利害関係者のEU CBAMへの主な反応など

2023年10月のEU CBAMの移行期間のスタート、情報システムの混乱などは惨憺たるものであった「四半期報告の初回期限は今年1月であったが、追加手続きである“request delayed submission”の提示を条件に、3か月後に延期した（欧州委員会2024）」
こうした状況を踏まえ**ドイツStuttgart商工会議所は2024年春には以下の調査が実施された**

「ドイツStuttgart商工会議所によるアンケートはこうした状況を反映している。IT登録が必要だった63%の企業のうち、44%が登録プロセスの不十分さを指摘した。
実際、管轄官庁である排出量取引局（DEHST）によれば、ドイツで報告義務を負う申告者の大多数が、1月末の当初の提出期限を破る事態になったという（Buer 2024）。」

次頁以降に詳述するが

2024年「4月下旬に**国際商工会議所**は、公式書簡を提示し、管轄官庁の分散とその登録簿の分散による負荷、体化排出量報告デフォルト値使用の不確実性に関する問題等を提起」をしている。さらに、「WTOへの提訴に言及する新興国は多いが、二者間（bilateral）の貿易交渉での調整を実施している段階にあるといえよう。」新興国の反応は、本報告書の後段に示す

下線等はMark Bauer（2024）柳（2024）になく、本報告書にて加筆

出典：Mark Bauer(2024) “Der erste CBAM-Bericht Erfahrungen”, Nr.6080572, IHKregionStuttgart, 6080572号

ドイツ語につき日本エネルギー経済研究所の機械翻訳。 <https://www.ihk.de/stuttgart/fuer-unternehmen/international/import-export/import/erfahrungen-zum-ersten-cbam-bericht-6080572>

柳 美樹（2024）「乱立する炭素国境調整と貿易秩序、英国UK CBAM 2027年CBAM始動へ向けた動き」、日本エネルギー経済研究所
2024年6月引用

ICC（国際商業会議所）は、CBAM移行期間における最初の報告期間中に企業が直面した多くの問題を指摘
欧州委員会TAXUD（税制・関税同盟総局）事務局長宛ての公開書簡の中で、
以下のように述べられている（2024年4月）

CBAM報告プラットフォームへのアクセス

各国の管轄官庁を通じてアクセスする分散化されたプロセスは、加盟国によって大きく異なり、企業にとって扱いが複雑。さらに、多くの企業がプラットフォームにアクセスできない技術的な問題もある。また、直接排出量のデフォルト値を使用する際の製品コードのエラーも発生している

報告プロセス

提出の指示に従い、情報が正しいことを証明する署名者に代わって申告者がどのように報告書を提出できるかを決定することは、企業にとって重要な課題。また、プラットフォームがより多くのEU言語で利用できないことも問題

高い管理負担

最低基準額が150ユーロと低いため、ネジやボルトのような取引量の少ないものも含め、多くの取引がCBAMの適用範囲に含まれる。また、不定期に低価値・低重量の発送を行う企業や、四半期または年間の閾値を考慮したり、報告手続きを簡略化したりできるサンプルを送付する企業に困難がある

ICCは、「このような低重量・低価値貨物の気候変動への影響は、官僚的負担や国際取引への影響に比べればごくわずか」と指摘

データ収集と体化排出量の計算

EU域内、そしてパートナー国との協力の下、海外の企業を支援し、使いやすい計算方法を提供すること、また、精巧なグローバルサプライチェーンにおけるデータ収集の複雑さを認識し、促進することが急務。世界的に多くの企業が、すでに体化排出量のモニタリングと計算を行っているにもかかわらず、それらは他の方法論に基づいており、その使用は2024年末までとなる。CBAMの収集方法については、導入ガイダンスと“コミュニケーションテンプレート”は、殆どのサプライヤーにとって複雑すぎる。複雑なデータ収集に加え、法律で要求される情報はCBAMのエクセルシートが要求する情報とは異なる。輸入業者はこのエクセルシートを完成させることに集中する一方、輸出業者は法律で要求されるデータに集中している

サプライチェーン全体でデータを入手

EU域外の多くのサプライヤーは、重要な情報の提供に消極的で、国内データ保護法に抵触するリスクさえある。輸入業者が情報にアクセスすることなく、TAXUDが事業者から必要な情報を直接入手できるような仕組みを構想すべきである。VAT目的でのみEUに登録している非欧州企業にとって、欧州への輸入量を決定することは特に困難

企業秘密情報の保護

収集される情報の種類、特に輸入業者のエクセルシートには、輸出業者が共有したくない製品、生産工程、投入原材料に関する業務上の機密情報が暴露されている

デフォルト値に関する不確実性

デフォルト値の使用は、全移行期間を通じて利用できるわけではない。CBAMに準拠した報告を理解し実施するための期限が短いことを考えると、報告を容易にするために、移行期間全体を通じてデフォルト値の使用を延長することを検討すべき

これらの懸念に対処するための対話を行うよう求める。また、CBAMが国際貿易に不平等な競争条件をもたらし、単一市場の整合性にも長期的なリスクをもたらす

非EU諸国による報復措置は、貿易障壁の増大につながりかねない。加えて、他の国々は異なる方法論を使って独自のCBAMを策定し始めており、これは気候変動目標だけでなく、保護主義にもつながるであろう

出典：ICC（国際商業会議所）“**Open letter on the Carbon Border Adjustment Mechanism (CBAM)**” 2024/04/29
<https://iccwbo.org/news-publications/statement-letters/open-letter-on-the-carbon-border-adjustment-mechanism-cbam/>



小括 | ICCの公開書簡による欧州委員会へのCBAM改善の働きかけは、功を奏したとみられる第三国の操業者のプラットフォームのアクセス、企業秘密情報の保護などは後述の登録簿に関する「実施規則」の新たな措置で2025年1月より改善されつつあるという

一方、事務管理コストの低減につながるよう提案されている簡素化提案（p.24以降）の帰趨は、今後の議会審議プロセス次第であり、管理コストの低減などがどの程度実現されるのか、また上記の通り「保護主義的な帰結」をたどらないよう注視が必要である

2024年12月以降の動き

登録簿に関する実施規則が2024年12月に官報に掲載され発効した。第3国の操業者はポータルから直接の情報の登録、アクセス可能になったため、機密情報の確保が高まったという

● 前文 1 目的

規則 (EU) 2023/956 は、欧州委員会に対し、CBAM 証書の管理、CBAM 宣言、CBAM 申告者になるための申告、第三国の施設 (「操業者」) の登録、および情報の機密性を確保しながらアクセスとケース処理を提供するための標準化された安全な電子データベースを構築することを義務付ける

● 10条 CBAM操業者ポータル

1. CBAM操業者ポータルは、(第3国の) 操業者にとって CBAM登録簿への唯一のエントリ ポイントとなる。ポータルはインターネットからアクセス可能
2. CBAM操業者ポータルは、規則(EU)2023/956の第10条に従って操業者が以下のアクションに使用するものとする

当該操業者及びその設備に関する情報を登録すること

施設によって生産された製品に関する情報を登録すること

排出データと検証報告書の登録など通知を受け取る

10条 CBAM操業者ポータル

2.続き

操業者は、委員会に対して、CBAM操業者ポータルにアクセスするためのプロフィールの割当を申告する。申告には、操業者の法的登録を証明する、または第三国での活動を証明する裏付け文書（氏名、住所、連絡先情報、国内法人または活動登録番号を含む）を添付

申告には、申告を提出した人物が操業者の代理として行動する権限を有していることを示す証拠と、その人物の身元を証明する文書を添付するものとする。裏付け文書がそこに含まれる情報の正確さを証明するのに十分である場合、委員会はプロフィールを割り当てるものとする

3. 操業者は、CBAM登録簿へのアクセスを要求するために、EUアクセス中央サービスを利用するものとする

● 21条データアクセス、データ処理、機密保持の制限

1. CBAM登録簿に保存されるすべての情報は機密情報とみなされる

認可された CBAM 申告者および申告者は、登録簿に登録された後、CBAM登録簿に登録された個人データにアクセスできる

2. 操業者は、CBAM登録簿に登録された後、CBAM登録簿に登録された個人データにアクセスできるCBAM規則の10条に従い、操業者から許可が与えられている場合、認可されたCBAM申告者は、操業者によってCBAM登録簿に登録された情報、個人データのアクセス、それらのデータを処理したりできる

3. 委員会および管轄当局は、規則(EU) 2023/956の第15条、第19条および第27条に従って、CBAM規則の付属書Iに記載されていない製品の税関輸入申告書の個人データおよびその他のデータにアクセスし、その他の方法で処理することができる

※欧州委員会資料によれば、将来、事業者が「公開」の釦を選択する設計であるという

フォンデアライエン委員長の2期目における初めての主要な取り組みである
「競争力コンパス（A Competitiveness Compass for the EU）」を発表（2025年1月29日）

行動のための3つの中核分野：**1イノベーション、2脱炭素化、3安全保障**

元欧州中央銀行総裁のマリオ・ドラギ氏が先般取りまとめた報告書は、競争力強化のための3つの変革の必要性を指摘し、本コンパスは、アプローチと主要施策を示している(以下抜粋)：

2脱炭素化と競争力のための共同行程表（ロードマップ）：本コンパスは、エネルギー価格の高騰や変動を主要課題と特定し、クリーンかつ安価なエネルギーへのアクセスを促進するために取り組むべき分野を定めている。(略)「**クリーン産業ディール（Clean Industrial Deal）**」は、EUをエネルギー集約型産業を含む製造業にとって魅力的な場所とし、(略)、脱炭素化に対する競争力主導のアプローチを打ち出す

(略)「**産業脱炭素化加速法**」は、転換期にある産業部門への加速的な許認可を拡大する。

さらに、本コンパスは、鉄鋼、金属、化学などのエネルギー集約型産業、すなわち欧州の製造構造の基幹産業でありながら、この移行において**最も脆弱である産業に対するそれぞれに見合う行動計画**を想定している

欧州は産業の炭素リーケージと闘う必要がある。EUETSに含まれるエネルギー集約型産業の状況と、バリューチェーンにおける迂回や予期せぬ結果を最小限に抑える必要性は、**CBAMの今後のレビュー**に反映される

CBAMの有効性を強化するため、さらなるセクターや下流製品への対象拡大の可能性や、関連製品による輸出への影響に対処する措置について分析する
これにより、「炭素リーケージ」を防止し、世界的な炭素価格と、結果として国際的に公平な競争条件を促進するという点で、より大きな効果を確保するという目標が強化される

一連の簡素化オムニバス版の第一弾として開始される。最初のオムニバスは、とりわけ持続可能な財務報告の分野における広範囲な簡素化を含む

(中略) 欧州委員会は、小規模な市場参加者のために、CBAMの簡素化を立案している

出典：欧州委員会(2025)「EUの競争力コンパス」A Competitiveness Compass for the EU, COM(2025) 30 final, 2025年1月より日本エネルギー経済研究所抜粋

https://commission.europa.eu/document/download/10017eb1-4722-4333-add2-e0ed18105a34_en



2025年1月 中道右派であるEPP（欧州人民党）は以下のように、CBAMの簡素化を提案

CSRD（Corporate Sustainability Reporting Directive：企業サステナビリティ報告指令）、CSDDD（Corporate Sustainability Due Diligence Directive:コーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令）、及び、タクソノミーとともに、炭素国境調整メカニズム（CBAM）について、**2年の保留を提案**、CBAMを中心にポイントをまとめると、以下の通りである。簡素化提案の作成に強い影響を与えたとみられる

こうした包括的なオムニバスの規則は1000人以上の大企業に限定すべき。ドラギ報告書が述べているように、欧州企業に規制上の重荷を加え続けており、特に中小企業にとってコストにとってはデジタル分野の企業にとっては自己破壊的である。欧州の中小企業の半数以上が、規制上の障害と管理上の負担を最大の課題として挙げ警戒している

2年の保留の間に、包括的な規則により、これらの法律の適用範囲を従業員1,000人以上の大企業に限定し、中小企業への間接的な影響を排除し、現在二重報告につながっている法律の重複を調整し、大企業の報告義務の少なくとも50%大幅に削減する必要がある

CBAMについても、官僚主義や経済のさまざまな部門の競争力や官僚主義について精査する必要がある。欧州委員会だけでなく、欧州議会、理事会、国や地方自治体も、新たな規制に関して自制心を示す必要がある

出典：EPP（欧州人民党）“Europe needs more growth and jobs – Enhancing competitiveness by cutting back bureaucracy and over-regulation” より日本エネルギー経済研究所作成。2025/01/17

<https://www.epp.eu/papers/europe-needs-more-growth-and-jobs-enhancing-competitiveness-by-cutting-back-bureaucracy-and-over-regulation>

一方、前頁のEPPのCBAM延期に関する声明を受けて、CEMBUREAU（欧州セメント協会）は、CBAMについて以下のように反論しタイムリーなスタートを切って早急に推し進めるようにとの立場を表明している

EPP声明の中で言及されている企業持続可能性報告指令（CSRD）や企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）と**CBAMは異なるとした**。CBAMは欧州の生産者に官僚的な制約を加えるものではないことを指摘したい。

それどころか、CBAMは、EU内で生産された製品とEU域外で生産された製品との間に公平な競争条件を確保するために、今日、CBAM製品を生産する欧州の生産者が適用されているEUETSの要求事項を反映させる必要があるとしている

出典：CEMBUREAU（欧州セメント協会）"A timely start of CBAM is critical for decarbonisation investments" 2025/01/21
<https://www.cembureau.eu/library/position-papers/a-timely-start-of-cbam-is-critical-for-decarbonisation-investments/>

同様に、EUROFER (欧州鉄鋼協会) は、簡素化の要望を以下のように具体的な形で示した

- 輸出品を保護し、グローバルで競争力を維持を確実にするための構造的解決策を導入
- リソースシャッフリングなどの迂回行為に対してより厳しい規則を実施する
- CBAM の範囲を鉄鋼集約型の下流部門を拡大する

CBAM の範囲を鉄鋼集約型の下流部門に拡大、改善すべき
小規模な貨物の不必要な報告を避けるために、

現在の 150 ユーロという最小限の閾値を重量単位に変換し、 関係する CBAM 製品単位の
1 トン単位で管理するように述べた

しかし、簡素化はCBAMの有効性を犠牲にして行われるべきではない。例えば、小規模企業を、
物量託送量と関連づけずに広く免除することは、目的全体を損なわせることになる

遅延を避けて、改善することが必要。CBAMは万能ではないため、全施策を導入するべき

欧州委員会 | 簡素化全体で60億ユーロを超える行政上の負担軽減を実現

2025年2月末、欧州委員会はCBAM規則の簡素化法案を公表。

フォンデアライエン委員長は、「脱炭素化の目標」に向けてしっかり進み、ビジネスを容易にすることを謳う。CSR、CSDD、タクソノミーに関する簡素化を提案（プレスリリースより）

小規模輸入業者（主に中小企業および個人）を、輸入業者 1 社あたり 50 トンであるCBAM 義務から免除。第三国から EU に輸入される体化排出量が僅少なCBAM 製品を少量輸入する輸入業者。新しい 累積年間閾値を導入することで機能、その結果、約 182,000 社、つまり輸入業者の 90%（主に中小企業）の CBAM 義務がなくなり、対象範囲の排出量の 99% 以上が依然としてカバーされる

- CBAM の対象範囲に残る企業に対する規則を簡素化
CBAM 申告者の認可に関する規則、および体化排出量の計算や報告要件を含む
CBAM 義務に関連する規則
- 迂回や乱用を避けるためのルールを強化することで、
CBAM を長期的にさらに効果的なものに
- この簡素化は、CBAM を他の EU ETS セクター、下流製品に将来的に拡張することに先立って行われる予定である。その後2026 年初頭に CBAM の拡張に関する新たな立法提案へ

4.簡素化提案* EUの輸入事業者の約90%の義務を免除

利害関係者の
反応など

2024年12月
以降の動き

規則・実施
規則等の概要

簡素化の欧州委員会提案* EUの輸入事業者の約90%の義務を免除

- **最低基準の変更**

移行期間との比較で、輸入者の約90%の義務を免除

→**閾値以下(50t)**の輸入者は免除。これ以内であれば、認可手続きが不要、
ただし、閾値を超える事前に認可が必要であり注意が必要

- MRV (計測・報告・検証)

申告期限8月末へ変更 | 前暦年の報告について、登録簿からCBAM申告書を提出する
「初年度のCBAM Declarationは2027年8月末に」←5月から変更

V (検証) | 実測にて提出する場合のみ、実施
欧州委員会によるデフォルト値の使用の際は検証手続きは不要

- 炭素価格の年間平均値の決定や課金の延期

原産国のみならず、第3国毎において支払われた炭素価格[EUR/t-CO₂e]を含めて減免
第三国のカーボンプライスの**年間平均値 (デフォルト値)**を欧州委員会が設定・公表

- 課金時期の2027年への後ろ倒し

2027年2月CBAM証書を販売開始、2027年は**2026年の炭素価格にて課金**

*欧州委員会 (2025) 「CBAM規則の簡素化と強化のための規則改正案」 Proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council amending Regulation (EU) 2023/956 as regards simplifying and strengthening the carbon border adjustment mechanism, COM(2025) 87 final, 2025年2月

4.簡素化提案*

EUの輸入事業者の約90%の義務を免除（続）

利害関係者の
反応など

2024年12月
以降の動き

規則・実施
規則等の概要

簡素化の欧州委員会提案* EUの輸入事業者の約90%の義務を免除

- **財務責任に関する簡素化（CBAM証書）**

毎四半期末のCBAM証書の保有義務量 80%→50%に削減

- **CBAM証書の買取制限の改善**

（一旦購入したCBAM証書の）1/3の買取制限は緩和。必要とされるCBAM 証書の数と整合すべき

- **罰金**

故意か過失かなどを考慮し罰金を調整

- **バウンダリーの簡素化**

アルミ・鉄鋼製品の一部、（独立した）生産過程のfinishing processes、仕上げ工程などの体化排出量はバウンダリーから除外されるべき（EU ETSに一致させる、一貫製鉄を除く）。前駆体（precursor）を含む製品において、EU ETS及びそれと完全にリンクする市場から調達している前駆体は除外する

EU ETSをもとにEU製品等の前駆体の除外を明記するなど、保護主義的な側面もある
以降法案は政治プロセスに付されるため、現段階で影響は予断しがたい

簡素化の欧州委員会提案* 1条概要

1条には簡素化提案の特定条項について提案がある。詳細な解釈や変更点はその他の条文案をご参照いただければ幸いである。1条について、以降で概説する

1条の要約

第一に、少量のCBAM製品の輸入者は、EUに輸入される体化排出量のごく少量に相当し、ほとんどの場合、中小企業や個人であるためCBAM義務から免除される。第二に、本提案には、閾値を超えるCBAM製品の輸入者が報告要件を遵守しやすくするための一連の簡素化が含まれている

1条1は、CBAM規則の新規Annex VIIに定められた新しい質量閾値を導入し、ごく少量の製品を輸入者を除外することにより、CBAM義務を免除するよう改正する

1条2は、報告義務を容易にするため、輸入者と操業者の定義を修正する

1条3及び1条4 bは、輸入者がその閾値を超える製品を輸入するために付与されなければならない認可に関連する規則に対する新たな閾値を規定し、CBAM義務の法的責任を持つ認可されたCBAM申告者が、遵守を容易にするために、CBAM登録簿において報告要件を第三者に技術的に委任する可能性を規定する

*欧州委員会（2025）「CBAM規則の簡素化と強化のための規則改正案」 Proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council amending Regulation (EU) 2023/956 as regards simplifying and strengthening the carbon border adjustment mechanism, COM(2025) 87 final,2025年2月

簡素化の欧州委員会提案* 1条概要

1条の要約（続）

1条4aは、毎年のCBAM申告書の提出期限を変更する

1条4cは、認可されたCBAM申告者が、原産国以外の第三国で支払った炭素価格を主張できる可能性を導入する（注：原産国及び第三国の炭素価格の考慮）

1条4dと1条6は、排出量の検証に関する規則を改正し、体化排出量の検証義務を実績値のみに適用する

1条5は、関連する投入原材料（前駆体）がある場合の体化排出量計算を修正する

1条7は、認可されたCBAM申告者が、欧州委員会が算定し提供する炭素価格のデフォルト値を使用し、その製品の原産国以外の第三国で支払った炭素価格を主張する可能性を導入する

1条9は、報告義務を容易にするために認定検証者の登録を設け、CBAM登録簿にアクセスし一定の関連業務を遂行できるようにする

*欧州委員会（2025）「CBAM規則の簡素化と強化のための規則改正案」 Proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council amending Regulation (EU) 2023/956 as regards simplifying and strengthening the carbon border adjustment mechanism, COM(2025) 87 final,2025年2月

簡素化の欧州委員会提案* 1条概要

1条の要約（続）

1条10は、CBAM関連の義務と責任を遂行するために、EU加盟国が各国の管轄官庁に与える権限を強化する

1条14は、移行後の初年度である2026年に関する重大な不確実性に対処するために、CBAM証書の販売開始日を2027年2月に設定し、CBAM登録簿と共通の中央プラットフォーム間の情報交換を合理化する

1条15及び1条18は、証書の販売を2027年に移行した場合の2026年の財務調整の決定について扱う（the determination of the financial adjustment）

1条16は、2027年以降、認可されたCBAM申告者が、輸入年度の財務上の負担を簡略化して計算できるようにする

1条17は、認可されたCBAM申告者がCBAM財務上の負担を管理しやすくするために再買取の制限（the repurchase limit）を変更し、CBAM申告書提出の年間期限変更の影響を示す

*欧州委員会（2025）「CBAM規則の簡素化と強化のための規則改正案」 Proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council amending Regulation (EU) 2023/956 as regards simplifying and strengthening the carbon border adjustment mechanism, COM(2025) 87 final, 2025年2月

簡素化の欧州委員会提案* 1条概要

1条の要約（続）

1条25は、CBAM製品のリストから非焼成カオリン系粘土を除外する修正をする

1条27は、EUETSまたはEUETSと完全に連動したカーボンプライシング価格制度の対象となる投入原材料を除外するために、規則(EU)2023/956のAnnex IVを修正する

1条28は、1条1で言及されている閾値を設定するために、新規のAnnexVIIを導入する

最後に、Annexには報告義務を容易にするため、デフォルト値やEU域内で生産された前駆体がある場合の体化排出量計算の簡略化が含まれている

*欧州委員会（2025）「CBAM規則の簡素化と強化のための規則改正案」 Proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council amending Regulation (EU) 2023/956 as regards simplifying and strengthening the carbon border adjustment mechanism, COM(2025) 87 final,2025年2月

クリーン産業ディール

前述の通りクリーン産業ディールはドラギ報告書の対処となっており、全体概要を知ることができる

2025年後半 CBAMレビューを公表、製品の自主ラベル開発が明記されている
「欧州が2050年までに脱炭素経済になる決意のもと、競争力を高めることが可能」とする
EU製のクリーン製造業に1,000億ユーロ以上が充てられる

鉄鋼やセメントなど、ETSやCBAM方法論による排出量原単位に関する自主ラベルを開発
鉄鋼・化学・自動車産業他のアクションプラン。2026年の立法に向けた準備

グローバル市場と国際パートナーシップ スケジュール	Timeline
炭素国境調整メカニズム（CBAM）の簡素化	2025年 第1四半期
包括的なCBAMのレビュー CBAMの適用範囲を炭素リーケージのリスクのある他のEUETSセクターや、 <u>下流製品、間接排出への拡大</u> 輸出業者を支援し、抜け穴をなくす可能性を検討評価する	2025年 第3四半期

出典：欧州委員会(2025)「クリーン産業ディール」

European Commission (2025) "Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, The Clean Industrial Deal, A joint roadmap for competitiveness and decarbonization", COM(2025) 85 final, 2025年3月より日本エネルギー抜粋・作成

6.参考 | 簡素化に対する反応

在欧日系企業、CBAMの適用対象縮小に期待高まる（JETRO調査）

JETRO調査*では、前節の簡素化案の発表を受けて、在オランダ日系企業3社のヒアリング概要がまとめられている。

鉄鋼製のボルトやスクリューなどを保守部品として輸入するA社

「法案の審議の行方を見守るとして、慎重な姿勢を維持しつつ、期待を示した。同社では報告対象のほとんどが小規模で、簡素化案に基づけば、報告対象から免れる見込みだ。例えば、2024年第4四半期（10～12月）には、対象製品の報告対象となった輸入実績は全て1,000ユーロに満たない少額輸入だった。仮にCBAMに基づく炭素価格負担が発生したとしても、その負担自体は小さいと想定されるものの（中略）、CBAMの対応にかかる手間やコストが負担となっていた。特に調達先企業から報告に必要な排出量算定にかかわる情報を入手するのに苦労していたという。」

包装用のアルミ資材を日本から輸入するB社

「CBAM移行期間開始後、報告を行ってきたが、CBAM報告の負担も踏まえ、EU域内からの調達への切り替えを検討してきたとのことだ。B社も簡素化案の成立に期待するが、2024年12月に森林破壊防止のためのデューディリジェンス義務化に関する規則の適用開始が延期された例を挙げ（中略）、何が起こるか分からないため、あらゆる事態を想定して引き続き報告の準備は続けるとした。調達の見直しについても、CBAMは1つの契機ではあるものの、過去数年の物流の混乱などの経験から、域内調達を引き続き模索するとした。」

出典：* 日本貿易振興機構（JETRO）、安田啓、奥井浩平（2025）「在欧日系企業、CBAMの適応対象縮小に期待高まる」2025年03月10日
https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/03/a17063097914a701.html?_previewDate_=null&revision=0&viewForce=1&_tmpCssPreview_=0%2Fbiznews%2F%2F%2F%2F%2F%2Fevents%2F%2F%2F

(続)

ドイツの工場などでCBAM対象の鉄鋼製品などを輸入しているC社

「CBAM報告への対応にはコンサルタントと契約するなど、経費がかかってきた。CBAMの本格適用後には第三者機関による報告内容の検証も必要になることから、さらなる費用も想定される上、検証可能な第三者機関が確保できるかという点も、懸念材料に挙げていた。」

なお、「現状では、法案の成立まで、従来どおりの基準での報告義務は維持されていることになるが、欧州委員会は、移行期間中の報告は企業にとっても本格適用時のための準備期間と位置づけてきたため、引き続き報告を準備することの必要性に疑問を呈する声も聞かれた」という

出典： * 日本貿易振興機構（JETRO）、安田啓、奥井浩平（2025）「在欧日系企業、CBAMの適応対象縮小に期待高まる」2025年03月10日
https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/03/a17063097914a701.html?_previewDate_=null&revision=0&viewForce=1&_tmpCsPreview_=0%2Fbiznews%2F%2F%2F%2F%2F%2Fevents%2F%2F%2F



この在欧日系企業を対象にした速報ベースのアンケート調査（JETRO 2025）では、調達先を含めた情報の確保、検証可能な第三者機関の確保の課題が指摘されている

CBAMの対応にかかる事務コスト自体にも、懸念が持たれていることが分かる
2025年の簡素化法案の議会等の審議の行方が注目される

7.参考 | Glass for Europe ガラスについてセクター拡大を警戒

2024年9月のことではあるが、EUでは確実にセクター拡大についての調査が進んでいるとみられるため、本稿でも触れておくこととする

「Glass for Europe（欧州ガラス協会）は、現在の形式と不確実性の下で早急にCBAMに参加することを望んでいない。しかし、この立場は「この制度が発展し、その実施と影響がよりよく分析されるようになれば、再評価される」可能性がある。夏の間、Glass for Europe は 欧州委員会やコンサルタントと協議を行っており、現在、最初の評価を準備している

EUCBAMは、我々のセクターにとっての解決策ではない。輸出が板ガラスの素材から付加価値の高い下流製品にシフトするリスクは高く、バリューチェーン全体に深刻な打撃を与えるだろう

欧州委員会の各機関は、板ガラス製造を含む他のエネルギー集約型産業への CBAM の拡大についても評価（assessment of the CBAM extension）を開始している

EU の競争力報告書の中で、マリオドラギは、CBAM は、すでにエネルギー価格の高騰に悩まされている欧州産業のコストを上昇させ、欧州のバリューチェーンを弱体化、大きな管理上の負担を生み出す可能性がある点について指摘している

欧州委員会の各機関は CBAM の実施に向けて前進することになるだろう」

出典：Glass for Europe（欧州ガラス協会） "The Carbon Boarder Adjustment Mechanism: state of play" 2024/09/27
<https://glassforeurope.com/the-carbon-boarder-adjustment-mechanism-state-of-play/>

2024年9月のことではあるが、EUROFER (欧州鉄鋼協会) は、クリーン産業ディールへの要望を以下のように強く訴えている

EUの産業、エネルギー、貿易政策における迅速かつ抜本的な措置を含むクリーン産業ディールは、欧州の繁栄を確保し、第三国の不公正な貿易慣行、過剰生産能力、気候変動対策の低迷にて引き起こされる安価な域外の輸入品から欧州の産業を守る最後のチャンスであると強く訴えている。鉄鋼メーカーと自動車産業など欧州の主要製造業の存続と(脱炭素への)移行を危うくしている

少数の「クリーン」な設備からEUに輸出し、その汚れた鉄鋼を国内および非EU市場で販売することによって気候保護を回避する国からの鉄鋼輸入を認めない、抜け穴のない炭素国境調整メカニズム (CBAM) である。さらに、移行を支援するために、手頃な価格のクリーンエネルギーと、**EU製のグリーン製品の主導的な市場が必要**である

出典 : EUROFER (欧州鉄鋼協会) "Press release European steel industry and manufacturing at existential risk: radical Clean Industrial Deal last train for stronger and greener EU, warns EUROFER" 2024/09/05

<https://eurometal.net/wp-content/uploads/20240905-Press-release-EU-steel-industry-at-existential-risk.pdf>

参考 | このほか2025年に公表されるとみられる実施規則群

2025年中期に決定する予定の実施規則

- 1.indirect emissions (Annex IV) 間接排出（電力の取り扱い）
- 2.verification (Art. 8) 検証
- 3.accreditation of verifiers (Art. 18) 検証者の認可
- 4.carbon price paid (Art. 9) 支払われた炭素価格
- 5.information for customs (Art. 25) 税関に関する情報
- 6.continental shelf (Art. 2) 大陸棚
- 7.average ETS price (Art. 21) ETS価格
- 8.CBAM declaration (Art. 6) CBAM申告
- 9.methodology (Art. 7) （排出量算定の）方法論
- 10.free allocations (Art. 31) 無償割当

出典：欧州委員会資料より日本エネルギー経済研究所作成、一部加筆・修正

EU CBAM規則・移行期間の実施規則の概要

以下に、CBAM規則や移行期間の実施規則の概要を示す
なお、2025年2月に公表された欧州委員会の「簡素化提案」について追記したものは
今後の議論の方向性次第

1. **CBAM規則** (European Parliament and Council Regulation 2023/956, “establishing a carbon border adjustment mechanism” 2023 OJL 130,16.5.2023, p.52-104) 2023年5月
2. **移行期間に関する実施規則** (Commission Implementing Regulation 2023/1773, “laying down the rules for the application of Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council as regards reporting obligations for the purposes of the carbon border adjustment mechanism during the transitional period” 2023 OJ L 228 15.9.2023, p. 94–195), 同annex 2023年8月
3. **登録簿に関する実施規則** (Commission Implementing Regulation 2024/3210, “laying down rules for the application of Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council as regards the CBAM registry” 2024年12月
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ%3AL_202403210



欧州委員会租税総局ウェブサイト：その他 CBAM関連資料、
セクター別ビデオ教材、
マニュアル、ガイダンスなど随時更新があるため、
最新版を参照されたい。

https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en
(2025年 3月アクセス)

※本文では、goodsを財とせず製品として訳出する。embodied emissionを体化排出量とする

Application User Manual

CBAM Declarant Portal

Date:	22/12/2023
Status:	Submitted for acceptance (SFA)
Version:	1.41 EN
Author:	SOFT-DEV
Approved by:	DG TAXUD
Reference number:	DLV-379-6.4-202-2-57
Public:	DG TAXUD external
Confidentiality:	Publicly available (PA)

制度設計には以下の要素の組み合わせにより、環境便益、競争条件の改善度や、行政管理のしやすさが異なる。

いかなる制度設計にすれば、WTOルールとの整合性があるのかについて、前例がなく不明

制度設計要素	設計の選択肢
1. 貿易措置	輸入製品の調整のみか、輸出製品へのリベートを含むのか
2. 調整対象とする国内制度	炭素税、排出量取引制度か、規制的な措置か、両者か
3. 課税対象国	気候リーダー国の免除、後発開発途上国（LDCs）への配慮
4. 対象セクター	素材産業や電力だけか、 複雑な製品 に拡大するのか
5. 排出のバウンダリー	工場内の直接排出のみ（Scope1）か、購入電力や蒸気等を含むのか（Scope2）、採掘時や最終消費の排出等を含むライフサイクルで考えるのか（Scope3）
6. 製品に体化された炭素排出の計算	工場や企業単位別の実排出量の適用か、ベンチマーク（ベストプラクティス、平均値）か。ベンチマークの場合、国際基準等を用いた自己申告を併用するか
7. 調整額の計算のための炭素価格	原則として、国内炭素価格（炭素税、排出量取引制度、諸規制など）と同等か、それ以下の範囲—輸入品への課金と併せ、輸出国の炭素価格分の考慮
8. 収入用途	国内の環境用途に利用するか、途上国支援に活用するか

※ **製品重量あたり課税額 = 製品炭素原単位（GHGs/製品重量） × 輸入国の炭素価格（\$/ GHGs）**（製品炭素原単位は上記6で計算、輸入国の炭素価格は7で計算）

原単位と炭素価格のgapに注目する2つの考え方がある

出典：Andrei Marcu, Michael Mehling, Aaron Cosbey (2020) “USA-EU Town Hall on Border Carbon Adjustment: An Update on Developments in the EU,” European Roundtable on Climate Change and Sustainable Transition, 2020年6月 に基づき、日本エネルギー経済研究所 作成

緑色ハッチや枠囲み部分は
簡素化提案の議論次第

制度設計要素	設計の選択肢
①調整対象とする貿易の範囲	輸入製品のみ (CN製品コード別にリスト化、輸入者の義務)
②調整対象とする自国の政策	EU ETS
③輸入課金の対象国	全ての国 (ノルウェー・スイス等 EUETS完全リンク国の除外)、※輸入電力は別扱い
④対象製品 (CN製品コードによる提示)	セメント、輸入電力、肥料、鉄鋼 (+ネジ ボルト)、アルミ、水素 素材等に限定も、下流製品に拡大の可能性を残す。non-calcined kaolinic clays (非燃焼カオリン系粘土) の除外 ※2025年末までに有機化合物・ポリマーに適用拡大する可能性を評価。電力は別扱い
⑤体化排出量の範囲 ※Annex i とAnnex ii	直接排出のみ* (鉄鋼・アルミ・水素)、直接排出+間接排出 (セメント・肥料・輸入電力)。アルミ・鉄鋼製品の一部、(独立した) 生産過程の仕上げ工程などの体化排出量はバウンダリーから除外されるべき (EU ETSに一致させる、一貫製鉄を除く) 前駆体を含む製品において、EU ETS市場から調達している前駆体を除外するべき * 移行期間内は、間接排出も報告
⑥排出量の製品排出量への転換	不明 (移行期間中：製品の統合プロセス式にて暫定実施)
⑦調整時に適用する排出量	企業別・工場別の検証付き製品実排出量 無き場合上乗せされたデフォルト値を使用 それも無き場合、ベンチマーク (EU ETS下位X%) を使用 間接排出 (電力) : デフォルト値はEU平均値、国のグリッドの値、価格設定された値)
⑧適用する価格	原則としてはEU ETS価格の差分、CBAM証書による支払い ※EUETS 週平均値が反映されているCBAM証書を調達 ※原産国で払った炭素価格及び第3国で支払った炭素価格の減額あり
⑨政府収入の用途	EU全体の独自財源へ

欧州委員会の簡素化法案では、
1 左記方法論の簡素化を志向

2 X%は「高排出国・上位10か国」等にも言及

セメント、輸入電力、肥料（アンモニア含む）、鉄鋼（+ネジ ボルト）、アルミ、水素など素材系に限定
（後者3製品は、間接排出量を含まない）

しかし、下流製品に拡大の可能性を残す



2025年末までに有機化合物・ポリマーに適用拡大する可能性を評価



2030年を目途とし

CBAMの対象製品とする可能性、複雑製品への拡大を企図
（簡素化提案の後、様々な議論が交錯する可能性大）

EU CBAMの概要（本格実施＋移行期間）

EU CBAM制度の要素別特徴

2023～2025年：移行期間、四半期報告の輸入者の義務が発生、データ収集を目的
2026年～：CBAM証書による課金義務を伴う

簡素化提案の議論次第
緑色ハッチや枠囲み部分は

制度設計要素	設計の概要
①調整対象とする貿易の範囲	輸入のみ （輸入事業者の義務、代理可。CBAM登録簿経由のAuthorisation） 年間累積50t 以下の輸入事業者の免除
②調整対象とする自国の政策	明示的カーボンプライシングのみ ※carbon price effectively paid（リベートなどを考慮）
③輸入課金の対象国	全ての国、ただし、ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン除外 （Annexiii-1 EU-ETSリンク国の除外） 輸入電力の除外項目（Annexiii-2 電力市場統合と炭素価格負荷）
④対象セクター	セメント、電力、肥料、鉄鋼（ネジ・ボルト・ナットを含む）、アルミ、水素、non-calcined kaolinic clays（非燃焼カオリン系粘土）の除外、下流製品や、セクター拡大の可能性 ※CNコード（製品）を記載。Annex i、Annex ii（直接排出のみの製品） ※移行期間終了の1年前までに 上記の バリューチェーン下流製品への拡大の可能性 を残す ※移行期間終了の前までに ①有機化合物・ポリマーのように、適用を拡大するセクターの可能性を評価、 ②2030年までに、CBAMの対象製品とするかのクライテリアを検討

出典：1.CBAM規則 REGULATION (EU) 2023/956、2.移行期間における実施規則（c(2023)5512 final）実施規則と表記、3.EC (2023) “Guidance document on CBAM Implementation for Installation Operators Outside the EU” ガイダンスとして表記 4.CBAM規則の簡素化提案(COM(2025) 87 final) より

日本エネルギー経済研究所作成

EU CBAMの概要（本格実施＋移行期間）

EUCBAM制度の要素別特徴

2023～2025年：移行期間、四半期報告の輸入者の義務が発生、データ収集を目的
2026年～：CBAM証書による課金義務を伴う

緑色ハッチや枠囲み部分は
簡素化提案の議論次第

欧州委員会の
簡素化提案

では、
1 方法論の簡
素化を志向

2 X%は「高
排出国・上位
10か国」
等にも言及

制度設計要素	設計の概要
⑤ 体化排出量の範囲 ※CNコードの記載。Annex i Annex ii	直接排出のみ（鉄鋼・アルミ・水素・電力）、直接&間接排出（セメント・肥料（アンモニア））
⑥ 工場排出量のEmbedded emissionへの転換方法	不明 - 但し、移行期間「プロセスを統合するバブル方式」を活用 （実施規則 Annex V A4）
⑦ 調整時に適用する排出量	<p>企業別・工場別の製品の実排出量を計算。ガイダンスを参照：デフォルト値 + mark-up 上乗せ を適用（7条, Annex iv）、それも利用不可の場合ベンチマーク（EU-ETS対象 下位X%）を使用（Annex iv） ※輸入電力は別扱い</p> <p>- 但し、移行期間のうち、一部の例外がある。2025年1月からEU方式が採用される。アルミ・鉄鋼製品の一部、（独立した）生産過程の仕上げ工程などの体化排出量はバウンダリーから除外されるべき（EU ETSに一致させる、一貫製鉄を除く）前駆体を含む製品において、EU ETS市場から調達している前駆体を除外するべき</p>

EU CBAMの概要（本格実施＋移行期間）

EUCBAM制度の要素別特徴

2023～2025年：移行期間、四半期報告の輸入者の義務が発生
2026年～：CBAM証書による課金義務を伴う

緑色ハッチや枠囲み部分は
簡素化提案の議論次第

制度設計要素	設計の概要
⑧適用する価格 ※排出枠の価格変動への対応 ※原産国の炭素コスト分の減額	原則としてはEUETS価格と同一(22条) ※証書購入時のETS価格 (週平均値が反映されているCBAM証書を調達) (21条) 7月1日をメとし取消、2年以上バンキング不可 (前暦年よりも前のものは取消し) (24条) ※2027年8月の分は、2026年のEUETS価格を適用予定 ※第3国毎の支払われた炭素価格[EUR/t-CO ₂ e]を含む 年間平均値 を欧州委員会が設定・公表する、第三国で支払った分も原産国の炭素コスト分と合わせて除外
⑨政府収入の用途	不明（別途EU大の取組みでLDCsに支援） 自己財源へ
⑩免除の閾値	150€未満の免除（Council Regulation (EC) No 1186/2009） 年間累積50トン（物量） 未満の輸入対象事業者

日本語 域外の操業者のガイダンス（リンクボタン）

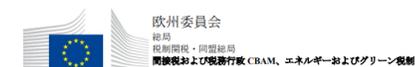
移行期間（2023年10月～2025年）

輸入事業者に、直接体化排出、間接体化排出、原産国などの炭素価格報告義務のみを課す

データ収集、国別・製品別デフォルト値の推計（annex iv,4）が移行期間の目的とみられるため、戦略的な対応が必要

日本語版のガイダンスはこのほど公開されたものであり、サプライチェーンの関係者の負担の軽減につながることを期待される

<https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2025-01/TAXUD-2023-01191-00-02-JA-TRA-00.pdf>



ブリュッセル、2024年4月5日

EU 域外の施設事業者のための
CBAM 実施に関するガイダンス文書

本ガイダンス文書は、公表時点での欧州委員会の見解を示したものであるが、法的拘束力はない。

実施規則上許容されている修正期間

最初の2期は7月末（3回目の締め切り）までの修正が可能（9条2）、その他 \times の後の修正の1月を示すもの（9条1）で以下の通りとなる

REPORTING PERIOD	SUBMISSION DUE BY	MODIFICATION POSSIBLE UNTIL*
2023: October – December	2024: January 31	2024: July 31
2024: January – March	2024: April 30	2024: July 31
2024: April – June	2024: July 31	2024: August 30
2024: July – September	2024: October 31	2024: November 30
2024: October – December	2025: January 31	2025: February 28
2025: January – March	2025: April 30	2025: May 31
2025: April – June	2025: July 31	2025: August 31
2025: July – September	2025: October 31	2025: November 30
2025: October – December	2026: January 31	2026: February 28

移行登録簿において、“request delayed submission”の申告が事前に必要である。
 この後、CBAM申告は、管轄官庁との対話による訂正手続き（実施規則14条4）があるとみられ、
 真摯な対話をすることが望まれる。
正当なリクエストがあった場合、締め切りから1年後の訂正が可能である（実施規則9条3）



29 FEBRUARY 2024

Guidance for declarants - “Request Delayed Submission”
 English (670.9 KB - PDF)

[Download](#)

簡素化提案の議論次第
緑色ハッチや枠囲み部分は

23年10月
移行期間
報告義務のみ

2025年1月 EU CBAM方式による算定方法へ完全移行 MRV (検証は不要)
estimated values (含デフォルト値) は20%を上限として、使用可能

2025年2月 クリーン産業ディール、CBAM簡素化法案 (欧州委員会提案) の提出

2025年中期 包括的なCBAMのレビュー (クリーン産業ディールより)

全10の実施規則の公表 (欧州委員会資料より)

1. indirect emissions (Annex IV) 間接排出 (電力の取り扱い)
2. verification (Art. 8) 検証
3. accreditation of verifiers (Art. 18) 検証者の認可
4. carbon price paid (Art. 9) 支払われた炭素価格
5. information for customs (Art. 25) 税関に関する情報
6. continental shelf (Art. 2) 大陸棚
7. average ETS price (Art. 21) ETS価格
8. CBAM declaration (Art. 6) CBAM申告
9. methodology (Art. 7) (排出量算定の) 方法論
10. free allocations (Art. 31) 無償割当

2025年 末 有機化学・ポリマー等製品拡大の検証

2030年までの対象製品の拡大、EU ETSセクターと一致させる**time tableの公表**

26年度 GXETS

28年度 炭素サーチャージ
(炭素化石燃料賦課金)

33年度 特定事業者負担金

緑色ハッチや枠囲み部分は
簡素化提案の議論次第

2027年 2月 加盟国によるCBAM証書販売開始

2027年 3月以降 各四半期ごとに体化排出量の**80%分 (50%の提案)**のCBAM証書を調達し
アカウントに保有 (CBAM登録簿経由、代理も可)

2027年 8月 2026年初回報告とその**CBAM証書引渡し義務** (2026年炭素価格での計算)
CBAM登録簿からdeclaration提出 (昨暦年の体化排出量の確定)、
以降、毎年8月末に報告と引渡し

2028年 移行期間終了時点より2年ごとのアセスメント。欧州委員会は
欧州議会・理事会へ。**カーボンリーケージ等の評価レポートを提出**

2030年 EU ETS対象セクターと同様の対象製品の拡大を目指す

緑によるハッチは「簡素化提案」*に基づく。今後のEU議会、理事会の審議次第であり、執筆時点の
2025年3月時点で数値や時期を予断できない点に留意されたい

*欧州委員会 (2025) 「CBAM規則の簡素化と強化のための規則改正案」 Proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council amending Regulation (EU) 2023/956 as regards simplifying and strengthening the carbon border adjustment mechanism, COM(2025) 87 final, 2025年2月

国や地域のスタンス・動向分析

1) 英米豪などにおける炭素国境調整の動向



UK CBAM制度の概要 | EUCBAMと似て非なる体系、個別対応が必要

英国政府*は2027年CBAM実施を決定。EU ETSとの連携は英国貿易協力協定での議論へ。製品の製造プロセスにおける排出量（間接排出を含む体化排出量）を実測するか、一定の計算方法に基づく世界平均デフォルト値を使う

制度設計要素	設計の選択肢
①調整対象とする貿易の範囲	輸入製品のみ（CN製品コード別にリスト化、輸入者の義務）
②調整対象とする自国の政策	UK ETSと税 CPS : Carbon Price Support taxes。発電時の化石燃料税 @ £ 18/tCO ₂ e
③輸入課金の対象国	全ての国※年間50,000 £ 以下の輸入者を減免
④対象製品 (CN製品コードによる提示)	セメント、肥料、鉄鋼（ボルト・ナット7318含む）、アルミ、水素、電力 (その他対象とすべき製品を検討中)
⑤体化排出量（次頁）の範囲 ※Annex i とAnnex ii	直接排出+間接排出、前駆体含む
⑥排出量の製品排出量への転換方法	不明。製品デフォルト値を整備予定
⑦調整時に適用する排出量	企業別・工場別の検証付き製品実排出量（MRV）とデフォルト値*の2アプローチ。
⑧適用する価格	UK CBAM rateにより設定、現在のオプションでは、2027年に7セクターのCBAM RATE（毎四半期別に更新）。調整済みUK ETS価格+化石燃料税（セクター別か製品レベルで四半期ごとに設定）。明示的炭素価格のgapに注目
⑨政府収入の使途	不明

出典：*英国歳入関税庁（HMRC）英国財務省（HMT）(2024) "Introduction of a UK Carbon Border Adjustment Mechanism from January 2027: Government response to the policy design consultation" 2024年10月
これをもとに日本エネルギー経済研究所作成



UK CBAM制度の概要 | EUCBAMとわずかに異なる

英国のCBAMは2027年1月に導入。これらのセクターの英国への輸入品に対して、炭素価格が課される。**閾値は、当初の提案の年間10,000 £から、コンサルテーションの結果、50,000 £に変更設定された。**これにより、輸入排出量の99%以上をCBAMの対象範囲内に維持しながら、登録可能な企業の80%以上が除外となる
 (なお、この基準によりCBAMの対象から完全に除外される企業の70%以上は中小企業)

間接排出におけるcarbon pricing
ETS + CPS

直接排出におけるcarbon pricing
ETS × (無償割当に関する調整係数)

Introduction of a UK carbon border adjustment mechanism

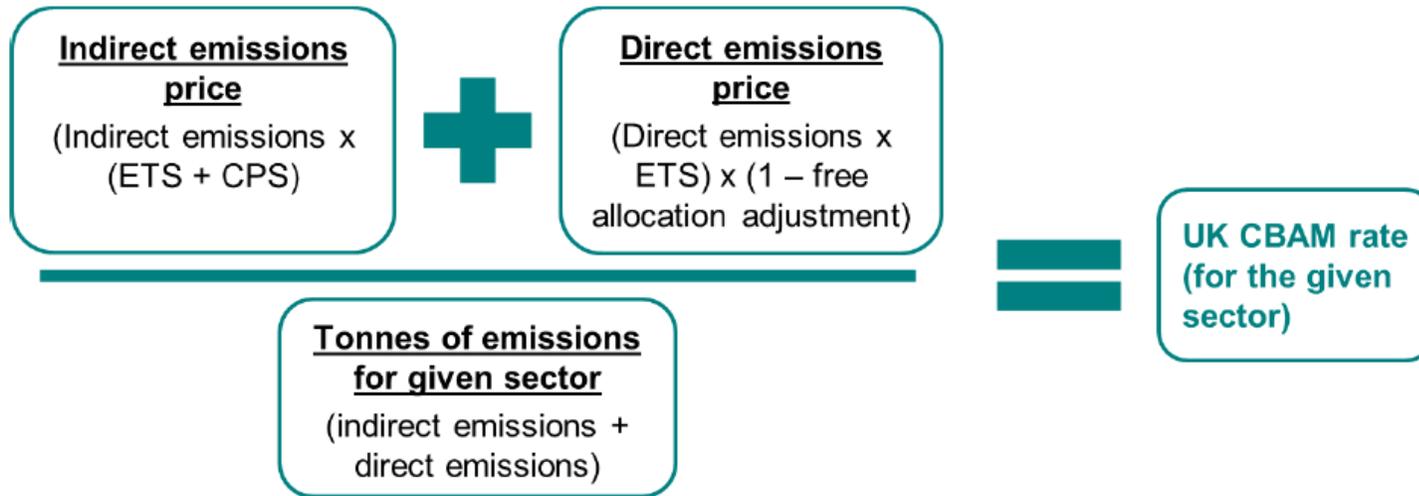


FIGURE 8: DETERMINING THE UK CBAM RATE FOR A GIVEN SECTOR

当該セクターによる排出量による調整

出典：*英国歳入関税庁（HMRC）英国財務省（HMT）(2024) "Introduction of a UK Carbon Border Adjustment Mechanism from January 2027: Government response to the policy design consultation" 2024年10月
 これをもとに日本エネルギー経済研究所加筆



2024年12月 ビル・キャッシュ上院議員（共和党） “Foreign Pollution Fee Act of 2024”

輸入品が米国の製品排出原単位（baseline pollution intensity）を上回った比率に応じて課金するなどの考え方が提示されている

製品排出原単位（pollution intensity）の差に着目

間接排出、前駆体を含む国際パートナーシップ協定（international partnership agreement）を実施に当たって結ぶ

米国が自由貿易協定を締結している国、上位中所得国もしくは高所得国と、

対象製品の原単位低減のため措置を実施・維持を約束することを条件として協定を結び、例外的に課金を免除する。非市場国とは協定を締結しない

製品：鉄・同製品、アルミ・同製品、セメント、肥料、ガラス、水素

出典：キャッシュ氏（Senate Legislative Counsel Draft Copy of GAI24514 7YF）



脱炭素法制強化

2023年セーフガードメカニズム（クレジット）改正法2023(2022年14号)が制定された。2029年度CO₂換算1億t以下、2049年6月30日以降に開始する会計年度にゼロとする。その他2020年から2030年の排出の総量t(Net)を規定し、成果を確実にすることを目的とする

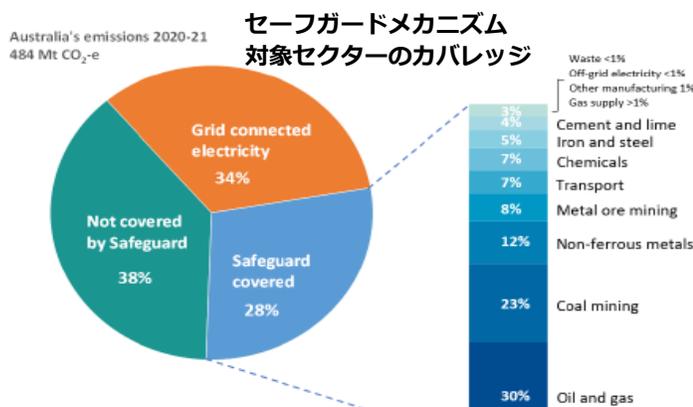
(内海 和美 (2023) 「【オーストラリア】2023年セーフガード・メカニズム（炭素クレジット）改正法」外国の立法 No.296-2 (2023.8) 国立国会図書館調査及び立法考査局)

ETS対象とベースラインの設定

対象 : Scope 1（直接排出）CO₂換算10万t以上の排出事業者、215事業所

業種 : オイル&ガス、石炭炭鉱、非鉄金属、金属鉱物採掘、運輸、化学、セメント&石灰、オフグリッド電力、ガス供給、廃棄物等

ベースライン設定: 既存の生産量（原単位）によるベースライン設定の枠組みを維持し、ベースラインは生産量に応じて増減する。年率4.9%の削減（2030年以降3.285%）。



出典：豪州政府（2023）“Safeguard Mechanism (Crediting) Amendment Act 2023 (14 of 2023)”



豪州 | ベースラインクレジット排出量取引制度による炭素国境調整の措置 「実施」を明確化するが詳細は不明

排出原単位課金

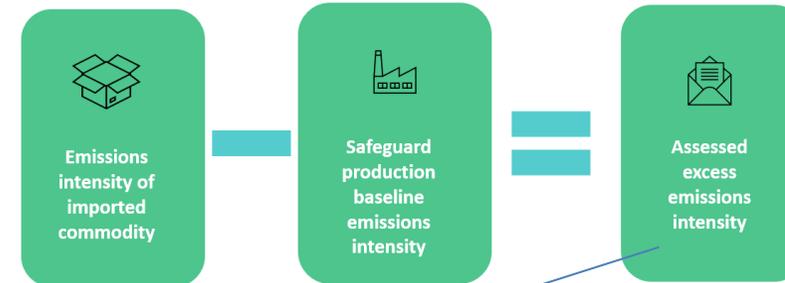
2024年10月末の制度案では「排出原単位」が豪州ETSのベンチマークよりも良く低排出ならば、課金義務が免除される
右図の3ステップ

		炭素価格	
		Lower than Australia	Equal or higher than Australia
原単位	Higher than Safeguard benchmark	Liability applies	No liability
	Lower than Safeguard benchmark	No liability	No liability

出典：豪州政府（2024）“Carbon Leakage Review Consultation Paper 2”, November 2024

- Step1 | 輸入品と豪州「余剰原単位」を算定
- Step2 | 「余剰原単位」に炭素価格を乗ずる
- Step3 | 原産国における炭素価格を免除

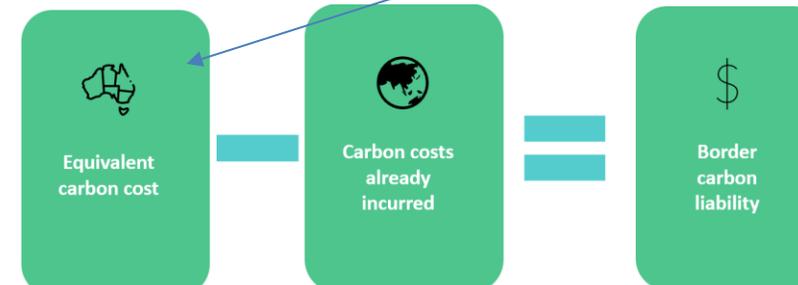
Step 1: Assess whether and by how much the imported commodity's emissions intensity exceeds the relevant Safeguard baseline ('Assessed excess emissions intensity').



Step 2: Determine the 'equivalent carbon cost' that applies per tonne of imported products. This is the assessed excess emissions intensity multiplied by the relevant Australian unit price (credit price).



Step 3: Any carbon costs incurred in the producing jurisdiction or in transit to Australia are then deducted, to result in the border carbon liability.





対象セクター

Sectoral application of a border carbon adjustment – possible first movers

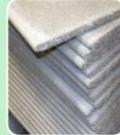
A specific commodity's suitability for a border carbon adjustment depends in part on:

- the extent of carbon leakage risk
- the practical feasibility of a border carbon adjustment
- the extent of domestic production subject to Safeguard obligations.

Preliminary finding for consultation

Cement and clinker would be suitable for **initial consideration** for a border carbon adjustment.

Lime would also be suitable for **early consideration**, however production coverage under the Safeguard Mechanism is only partial and would need to be carefully considered to align with the international trade law principle of non-discrimination between domestic products and imports.



Cement
Relatively homogenous product.
100% Safeguard Mechanism domestic coverage.
No obvious other domestic considerations.
Relatively good emissions data, including proxies for measurement.
Supply chains not complex, although traceability may be an issue.



Clinker
Relatively homogenous product.
100% Safeguard Mechanism domestic coverage.
No obvious other domestic considerations.
Relatively good emissions data, including proxies for measurement.
Supply chains not complex, although traceability may be an issue.



Lime
Relatively homogenous product.
74% Safeguard Mechanism domestic coverage.
No obvious other domestic considerations.
Relatively good emissions data, including proxies for measurement.
Supply chains not complex, although traceability may be an issue.

20

出典：豪州政府（2024）

豪州政府による説明 | 輸入について主に考える

セメント、クリンカー、ライムを対象に。その後アンモニア関連製品、鉄、ガラスを検討するという

事務を最小化。国内のコミットにミラーにする（一致させる）こと、国際法の義務に従うことを考えている貿易パートナーとの検討をしていく。内外無差別が保たれるか注目されるが、実施時期や法案の詳細は不明



カーニー氏 | 産業界への課税を強化「CBAM実施」を言及

トルドー元首相は2015年末に就任して以来、全国的な炭素価格制度を導入し、パリ協定に基づくカナダのNDCを高めた（2005年比で2030年40～45%削減）。2022年以降のプログラム国境調整に関する第一段階の協議（パブリックコンサルテーション）を実施（2021年8月）

2019年 **20カナダドル/t-CO₂, 2022年** **50カナダドル/t-CO₂、**
2023年－2030年 **170カナダドル/t-CO₂に達するまで、毎年15カナダドルずつ、**
国の炭素価格を引き上げるという連邦政府の公約と一致させる

排出範囲– どの排出が国境調整の対象となる必要があるか？（直接排出のみ、または間接排出？）

適用除外– 一部の国に対して適用を除外する必要があるか？

輸入品の炭素価格の検討

さまざまな国、または個々のセクターや施設にさまざまな課金を適用する柔軟性はどの程度あるべきか？
 価格以外の措置を含む、気候措置はどのように説明されるべきか？

2025年3月にカナダ首相に就任したマーク・カーニー氏は、燃料税（fuel charge）を2025年4月1日から廃止する。一方で、産業界への課税を強化し、「**CBAM実施**」を言及
 保守党党首のピエール・ポワリエーヴル氏も同様に炭素税廃止を言及

出典：Mark Carney (2025) “Mark Carney presents plan for change on consumer carbon tax.” <https://markcarney.ca/media/2025/01/mark-carney-presents-plan-for-change-on-consumer-carbon-tax>

カナダ政府（2025年最終更新）“Archived - Exploring Border Carbon Adjustments for Canada.” <https://www.canada.ca/en/department-finance/programs/consultations/2021/border-carbon-adjustments/exploring-border-carbon-adjustments-canada.html>

カナダ政府（2025）“FCN16 Removal of the fuel charge.” <https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/forms-publications/publications/fcn16/removal-of-the-fuel-charge.html>

台湾 | 2025年「台湾版CBAM」を立ち上げる予定

環境部の施文真・次長（副大臣）は、2025年「台湾版CBAM」を立ち上げる予定。但し、排出量報告義務のみ、減免も言及有り、国内炭素課金を2026年より予定。

環境部の施文真・次長（副大臣）は「2025年、台湾版CBAMの導入を計画しており、まずは、高炭素漏出製品（鉄鋼、セメントなど）の炭素排出強度の申告から開始する予定」と報告した。

経済部は「台湾版CBAMの推進を原則として支持するが、慎重に行う必要がある。まずは炭素関税と同様に、輸入製品の高炭素漏出リスクの評価から着手し、WTOの規定と我が国の産業の利益に適合することを前提に、EUのCBAMとは異なる台湾に適した制度を設計する」と報告した

出典：環境部（2024）「我國碳費徵收機制對產業衝擊之影響評估及碳邊境調整機制(CBAM)推動規劃」專題報告 2024年10月

經濟部（2024）「我國碳費徵收機制對產業衝擊之影響評估，及政府協助企業因應之配套措施」與「我國碳邊境調整機制(CBAM)推動規劃」報告 2024年10月

韓国 | 中小企業に手厚いサポート

韓国

中小企業ベンチャー部（MSS）（呉栄珠長官）は22日、ソウルでEUの炭素国境調整メカニズム（CBAM）への中小企業の対応を支援するための支援策を発表する会議を開催した。MSSは、企業の輸出規模、業種、輸出の周期性などを考慮して戦略的に支援。MSSは、一定水準以上の輸出規模を持つ企業に焦点を当て、中小企業に直接支援を提供している。

支援には、CBAM専用プログラムを含む3つの取り組みがある。製品単位あたりの炭素排出量の測定・算定、EU-ETS検証機関を活用した検証レポートの発行、中小企業の炭素排出量の算定・検証プロセスの直接支援である。EUに輸出するすべての中小企業（2023年時点で1,358社）を対象に、中小企業がCBAMを正確に理解し準備できるように、教育・研修の取り組みを通じて専門的なトレーニングプログラムを実施

MSSは、中小企業の排出量の計測・算出にかかるコスト負担を軽減するため、実証を通じたデジタルMRV（計測・報告・検証）ソリューションの開発・普及に努める。また、2024年には、直接支援を受ける企業に対して、炭素削減設備の導入促進や炭素排出管理ソフトの普及支援を目的とした、1対1のカーボンニュートラルコンサルティングを実施

中小企業の自主的な炭素削減努力を支援するため、中小企業カーボンニュートラル推進法（仮称）の制定も推進する

出典：The Ministry of SMEs and Startups (2024)“MSS will support Korean SMEs exporting to the EU to respond to the EU's Carbon Border Adjustment Mechanism (CBAM)”
2024年5月 <https://www.mss.go.kr/site/eng/ex/bbs/View.do?cbIdx=244&bclIdx=1050607>

2)カーボンリーケージに関する国際機関等の定義・見解 関係団体・新興国の反応など

Parry, Black, and Roaf (2021)による整理

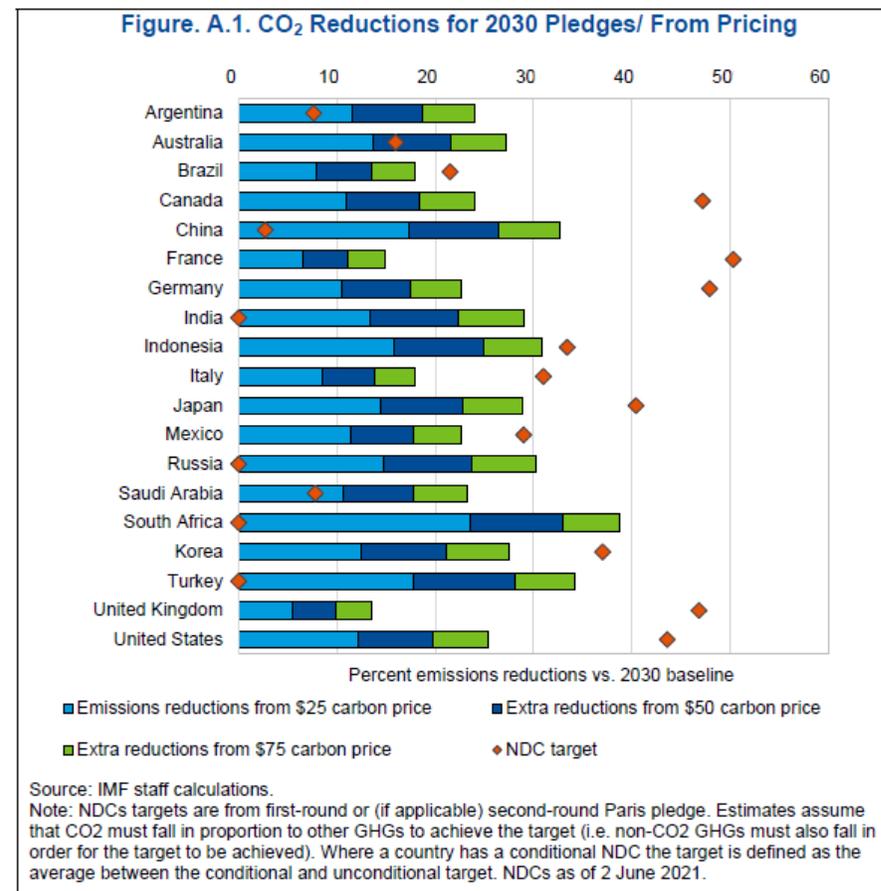
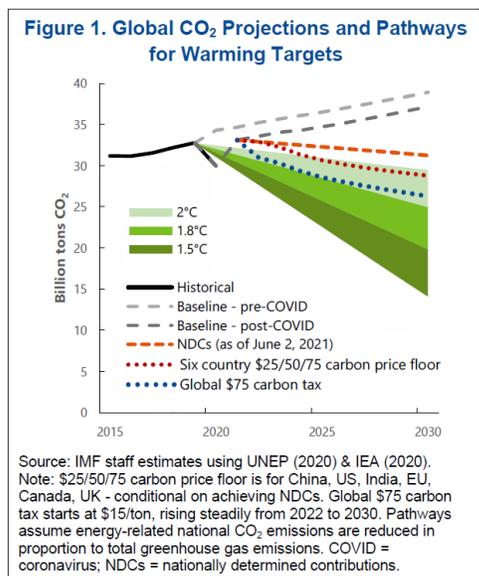
カーボンリーケージに関する国際機関等の定義・見解について

IMFの例：共通の最低炭素価格を持つべきという考え方がある (カーボンリーケージではないが例示する)

この論文では、NDCの対策限界コストを明示的炭素価格とみなし試算を実施

IMFの国際炭素価格によるモデル試算

先述のドイツ政府の「Climate Club」提案の背景にある考え方といえる。この論文では、世界共通で、75\$の共通炭素税をもつことで急速に温暖化対策が実現すると分析 (下図)



出典：Parryら(2021)“Paris Agreement with an international carbon price floor (ICPF) Proposal for an international carbon price floor among Large Emitters” <https://www.imf.org/en/Publications/staff-climate-notes/Issues/2021/06/15/Proposal-for-an-International-Carbon-Price-Floor-Among-Large-Emitters-460468>

カーボンリーケージに関する国際機関等の定義・見解について

Böhringerら (2022) によると

「国境炭素調整 (BCA) がリーケージ削減、競争力強化、国際競争力強化に与える潜在的な環境・経済的影響を検証する。その結果 国境炭素調整制度の実行可能性は、現在の法的・実地的な実施上の制約により、大幅に低下する可能性がある」

「リーケージに関する実証的証拠は、今のところほとんどない。(中略) EU ETSの対象であるEITE産業のレベルでの計量経済学的研究では、リーケージはほとんどない
これらの結果は、排出権価格が低く 排出権価格の低さ、排出枠の無償割当の寛大さ、そして想定された産業移転によるリーケージは、中期から長期にかけて発生する可能性が高いからである」

出典 : Böhringer, C, C Fischer, K E Rosendahl and T F Rutherford (2022),
“[Potential impacts and challenges of border carbon adjustments](#) ”, *Nature Climate Change* 12(1): 22–29, 2022年1月

インドの研究機関であるCSE (Centre for Science and Environment) は、EUのCBAM施行による被害について以下のように公表した

CSEはEUのCBAM施行により、インドGDPの0.05%が被害を受けると計算した報告書を公表

CSE事務局長は、「富裕国が課す炭素国境税のような手段は、途上国が脱炭素化に資金を提供する能力をさらに奪うだろう」と指摘した。'historical polluter fee'を課すことも対抗策として提示

出典 : Trishant Dev and Avantika Goswami 2024. Carbon Border Adjustment Mechanism (CBAM): The Global South's response to a changing trade regime in the era of climate change, Centre for Science and Environment, New Delhi 2024/07/10
<https://www.cseindia.org/carbon-border-adjustment-mechanism-cbam--12271>

国境調整措置に対する反応

インド

アブダビで開催される第13回WTO閣僚会議（MC13）を前に、以下のように述べた。

ゴヤル大臣は、インドはEUのCBAM課税を懸念しており、この問題をWTOの規則の範囲内で取り上げるつもりであり、また、EUと二国間でこの問題に取り組む。さらに大臣は、政府が課題を認識しており、この課題を機会に変えるべく努力することをステークホルダーに保証した

出典：PIB インド政府プレス情報局（2024） India to take up Carbon Border Adjustment Mechanism at WTO and also bilaterally with EU: Sh. Goyal 2024年2月

<https://pib.gov.in/PressReleaseIframePage.aspx?PRID=2008382>

BRICSサミット（於:ロシア カザン、アフリカ、アジア、欧州、ラテンアメリカ、中東「BRICSプラス」として開催）

我々は、共通だが差異のある責任、CBDR-RCの原則に沿って、公正なエネルギー移行のために、先進国から開発途上国に十分に予測可能かつアクセス可能な資金を割り当てることを求める。エネルギー転換に関連する新しい産業開発モデルには、既存および新規のインフラへの莫大な投資が必要になることを強調する。

環境への懸念を口実にした、一方的かつ差別的な炭素国境調整メカニズム（CBAM）、デューデリジェンス要件、税金およびその他の措置など、国際法に沿わない、一方的、懲罰的、差別的な保護主義的措置を拒否し、気候や環境に基づく一方的な貿易措置の回避に関するCOP28の呼びかけに対する完全な支持を再確認する。我々はまた、世界のサプライチェーンと生産チェーンを意図的に混乱させ、競争を歪める一方的な保護主義者的措置に反対する。

出典：インド外務省(2024) "Kazan Declaration : "Strengthening Multilateralism For Just Global Development And Security" 2024年10月 https://www.mea.gov.in/bilateral-documents.htm?dtl/38450/Kazan_Declaration__Strengthening_Multilateralism_For_Just_Global_Development_And_Security

国境調整措置に対する反応

BASIC

我々は、一方的措置を含む、気候変動への対応で取られる措置が、恣意的又は正当化できない差別化、国際貿易に関する偽装された制限を構成すべきではないことを再度強調するとともに、国際コミュニティーが気候変動に協調して取り組むことを強く促す。

我々は、途上国が、多国主義を損ない、持続可能な開発を脅かす一方的な措置により、悪影響を受けないことを確保するために協働することを誓う。我々は、一国主義、貿易保護主義、そして国際協力の分断への傾向が、信頼を損ない、野心的な気候行動を危うくすることを深く懸念する。

出典 : BASIC Statement at COP29 2024 年11月

国境調整措置に対する反応

中国：EUのCBAMに対して、**排出量取引制度のセクターの拡大**や、**製品カーボンフットプリント管理システムの設立**を通じて対応している

2025年政府工作報告

李強国務院総理は3月5日、第14次全国人民代表大会第3次会议で、政府工作報告を行った。2025年政府工作任務のうち、カーボンピークアウトとカーボンニュートラルの推進について、次を挙げる。

- ・ **全国炭素排出権取引市場の産業セクター対象範囲を拡大**する
- ・ 二酸化炭素排出統計・算定を実施し、**製品カーボンフットプリント管理システム**や炭素ラベル認証制度を設立し、**グリーン貿易障壁へ積極的に対応**する

出典：2025年政府工作報告 2025年3月 https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202503/content_7013163.htm

全国炭素排出権取引市場の拡大

鉄鋼、セメントおよびアルミニウム精錬セクターを対象にする作業計画

2段階で、鉄鋼、セメント、アルミニウム精錬セクターを全国炭素排出権取引市場に組み込む関連作業を実施

- ・ 起動実施段階（2024～2026年度）2024年度：検証された炭素排出実績量に基づき同量を割当、2025～2026年度：炭素排出原単位制御の考え方を採用して割当
- ・ 深化完全化段階（2027年度～）

出典：全国炭素排出権取引市場で鉄鋼、セメントおよびアルミニウム精錬セクターを対象にする作業計画 2025年3月

<https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk03/202503/W020250326367625819894.pdf>

国境調整措置に対する反応

中国

中国生態環境部は、低炭素サプライチェーンの構築を目的としたカーボンフットプリント管理システムの初のプログラムを発表。こうした取り組みでEU CBAMに対抗するとみられている

このプログラムの目標は、国際基準に準拠した製品カーボンフットプリント（product carbon footprint (PCF)）会計の一般基準を確立することである。2027年までに主要製品約100件、2030年までに約200件のカーボンフットプリント会計基準を定義し、PCF計算係数のデータベースとPCF certification認証および管理システムの基盤は2027年に存在する必要がある、2030年までに完全に運用化される予定

主な作業の流れには、カーボンフットプリント計算の一般的な基準の開発と、電気、石炭、天然ガス、燃料油、鉄鋼、アルミニウム、セメント、肥料、水素、石灰、ガラス、エチレン、アンモニア、メタノールなどの主要な商品や製品に焦点を当てた特定の基準の策定が含まれます。さらに、リチウム電池、電気自動車や燃料電池自動車、太陽光発電、電子機器などの複合製品に関する基準も開発されます。カーボンフットプリント情報を開示するためのシステムも実装する必要があります。

中国は、国内のカーボンフットプリント制度を整合させるため、CBAMやPCFに関する国際基準など、世界的な炭素関連貿易政策にますます従うことになるだろう。また、中国はカーボンフットプリント規則の相互承認を実現するために、国際的なカーボンフットプリント基準と慣行の開発と形成においてより積極的な役割を果たすことを目指している

出典：気候変動に関する中独協力(2024)“Establishment of Carbon Footprint Management System”
2024年7月

国境調整措置に対する反応

2024年11月 中国・工業情報化部は「主要工業製品のカーボンフットプリント算定規則・基準の策定に関するガイドライン」を発表。2027年までに重点工業製品のカーボンフットプリント算定規則・基準を200件作成することを目標。鉄鋼、非鉄金属、石油化学、建築材料、新エネルギー車、電子機器などの主要製品に重点的に取り組む

出典：中国・工業情報化部(2024)“工业和信息化部办公厅关于印发《重点工业产品碳足迹核算规则标准编制指南》的通知 工信厅节函〔2024〕411号” 2024年11月

2025年3月 中国・国家認証・認定管理総局（CNCA）は「製品カーボンフットプリントラベル認証一般実施規則（試行）」と中国の製品カーボンフットプリントラベルを発表した。今回発表された実施規則は、製品カーボンフットプリントラベル認証の実施における重要な技術文書であり、認証の適用範囲、認証プロセス、ラベルの様式、管理要件などの重要な内容を規定

出典：国家認証・認定管理総局（CNCA） 2025年3月

国内委員会 トピックスなど

以上、EUや英国豪州他の各国動向の議論を踏まえ、2024年12月23日に、1回の国内委員会を対面形式で実施した

その後メールなどでの意見交換を実施

議題

- 1 CBAM規則、実施規則についての確認
- 2 英国や豪州の動向を整理
- 3 新興国や各国の対応状況や考察
- 4 その他日本のGX ETSの現状を踏まえたご議論

永年にわたり、ご出席・協力いただいた関係諸氏に対して、この場をお借りして心より謝意を表します

貿易統計

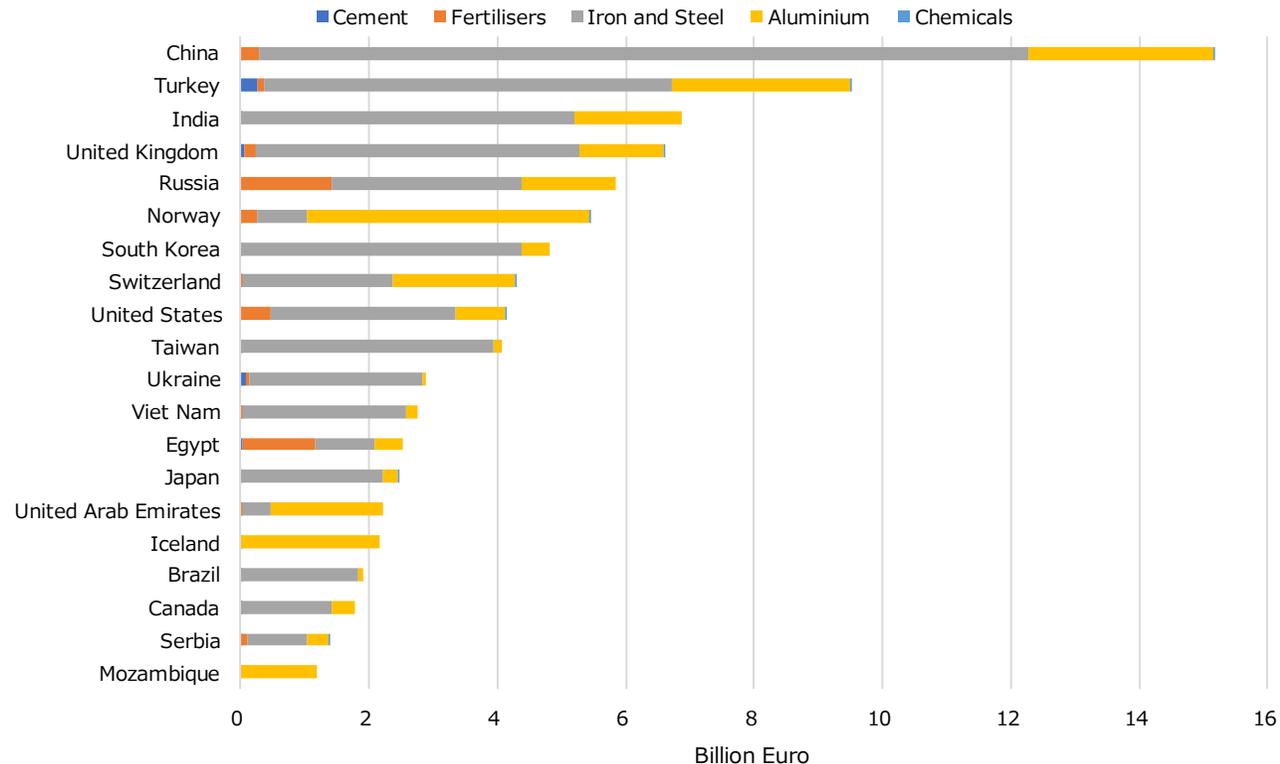
物品CNコード別に集計した日本エネルギー経済研究所の推計値

IV貿易統計

EUの輸入(1)

- 2023年の電力を除く対象品目の合計輸入額は約101B€と前年の約136B€から減少。うち、品目別には鉄鋼が64%を占める。国別には、上位に中国、トルコ、ロシア、インド、英国が位置する。2023年には、ロシアが前年比で金額ベースで半分程度となっている。
- 日本は合計輸入額で第18位→14位となったが、合計輸入金額に大きな変化はない。うち、鉄鋼が約90%を占める。

EUのCBAM対象品目輸入上位20か国（2023年、金額ベース）

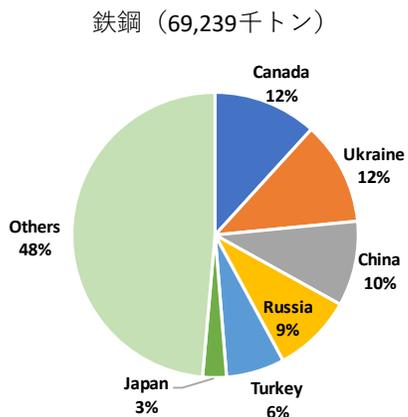


出典：eurostat 注) 対象品目は2023.08.17公表のAnnexに基づく。電力は含まず。鉄鋼は72類鉄鋼及び73類鉄鋼製品に加え260112の鉄鋇(凝結させたもの)を含む。

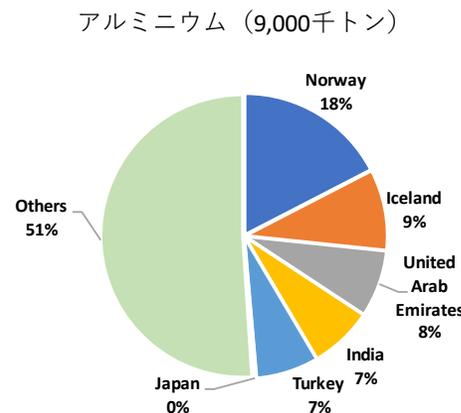
- いずれの品目でも日本のシェアは小さくCBAMの影響は小さいとみられる。水素の輸入は僅少であり除外している。
- 前年のデータと比較し、鉄鋼・アルミ部門でロシアからの輸入が減少し、シェアを落としている。

国境調整対象品目に基づくEU輸入相手国別シェア（2023年 – 試算値）

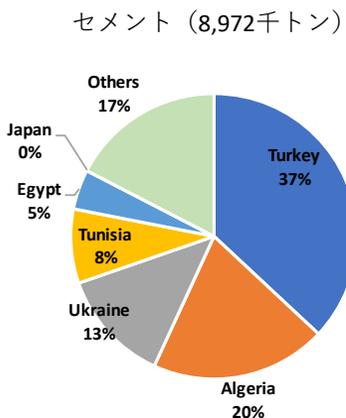
鉄鋼



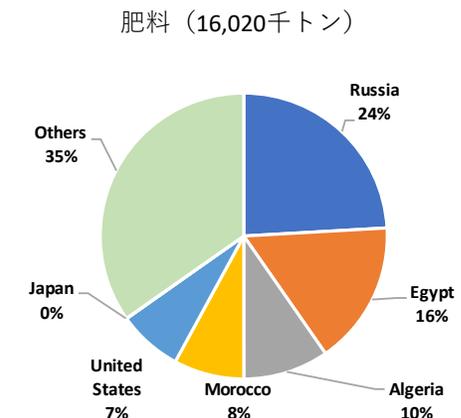
アルミ



セメント



肥料

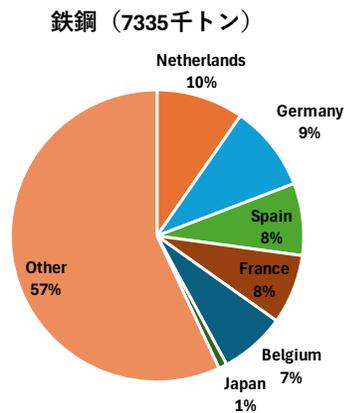


出典：eurostat 注) 対象品目は2023.08.17公表のAnnexに基づく。電力は含まず。鉄鋼は72類鉄鋼及び73類鉄鋼製品に加え260112の鉄鋳(凝結させたもの)を含む。

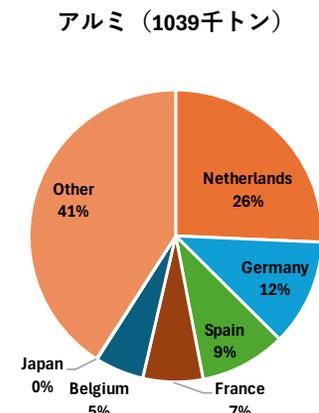
- いずれの品目でも日本のシェアは小さくCBAMの影響は小さいとみられる。水素の輸入は僅少であり除外している。
- 輸入相手国は、地理的に近い、ヨーロッパ諸国が上位を占めている。

国境調整対象品目に基づく英国輸入相手国別シェア（2023年－試算値、重量ベース）

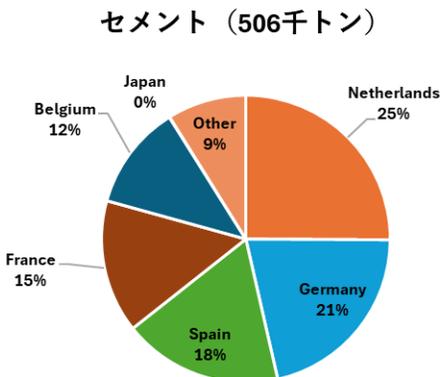
鉄鋼



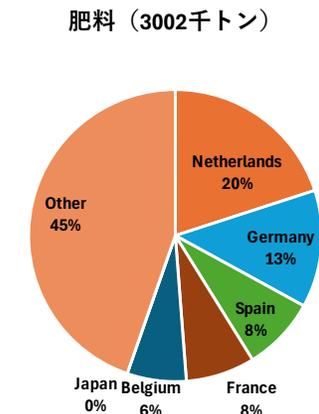
アルミ



セメント



肥料



出典：UK Trade Info 注) 対象品目は2024.10.30公表のAnnexに基づく。電力は含まず。鉄鋼は72類鉄鋼及び73類鉄鋼製品に加え260112の鉄鋳(凝結させたもの)を含む。

WTOを含む国際会議・セミナー等における情報発信

情報発信の支援を実施した

また、日本エネルギー経済研究所による内外の意見交換、情報発信のうち公開可能な事例を4件を示す

- 寺澤による発信2件
- 柳によるWTOを含む国際会議の発信2件

寺澤（2024）“CBAM vs. International Trade”

寺澤（2024）は現在の貿易秩序を踏まえた上で、以下の点を提起している。多くの問題が未解決、或いは簡素化の程度が不明のまま、執筆時点2025年3月を迎えている。とりわけ、環境関連貿易措置の規律の在り方は、日本にとって重要となると思われる。

「3か月の期限延長を経て、EUのCBAM（炭素国境調整メカニズム）は、移行期間の最初の四半期報告を完了しようとしている。（CBAM規則上、当時）CBAMの完全実施は2026年1月1日に予定されているため、国際貿易への潜在的な影響を評価し、悪影響に対処するために必要な措置を講じる時期が来ている。

<主なポイント>

1. CBAM が国際貿易に与える影響を評価する必要がある
2. CBAM の製品範囲と導入国が拡大
3. CBAM は貿易による経済成長を妨げる可能性がある
4. CBAM は輸入品に対して差別的である可能性がある
5. CBAM は気候変動に対処するという目的と矛盾する可能性がある
6. CBAM は気候変動に取り組むアプローチの多様性を認めていない
7. CBAM は小規模国や中小企業の管理コストを増加させる
8. 環境関連貿易措置に関する新たな世界的規律が必要である」

寺澤（2025）“Chairman’s Message”Energy Discussions in Davos”

CBAMは「公正な移行」に反しているとの批判に直面している

EUは2026年1月から段階的にde facto tariffsとしてのCBAMを実施する。（中略）現在は水素やボルト・ねじなどの川下鉄鋼製品にまでリストが拡大され、化学製品も検討対象に。対象範囲は明らかに拡大している。

炭素漏出防止の目的自体は必ずしも問われなかったが、貿易への影響やGlobal Southの経済成長への影響が強調された。その参加者は、自分たちが引き起こしていない（気候変動）課題のコストを負担すべきではないとして、EUの炭素価格設定の導入を強く批判した。

これに対し、CBAMはWTOルールに合致しており、貿易を歪めるものではないとの回答があった。回答はどちらかというとな法的な内容で、Global Southからの強く厳しい批判に対して説得力に欠けると感じた

今年のG20は南アフリカで開催され、アフリカ大陸で開催されるのは初めてのことであり、「公正な移行」が大きなテーマとなることは間違いない。公正な移行とは、エネルギーへのアクセスだけでなく、貿易を通じた経済成長に関わる問題である。CBAMもそうした文脈で精査されるでしょう。気候変動、貿易、開発政策の適切なバランスをとるための健全な議論が行われることを期待する。

（略）同じセッションに参加した方でも、それぞれ違った印象をお持ちだと思う。以上はあくまでも私の個人的な感想であり、今月のメッセージが、ダボスに参加しなかった多くの方々にとって、今年の議論の一端を垣間見るきっかけになれば幸いである。また、参加された皆様に、異なる視点を提供できれば幸いである。



TRADE AND ENVIRONMENT
WEEK 2024 7-11 OCTOBER

2024年10月に開催された相互運用可能性にかかる
WTOの会議での弊所報告資料である

Toward reducing Trade Barriers :

Improving transparency of emissions calculation methodology to promote trade in green products

October 8, 2024

Miki YANAGI, Institute of Energy Economics, IEEJ

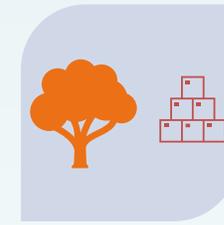


The Institute of Energy Economics, Japan



Opportunity and Challenges for Trade

- There are various opportunities and challenges at the intersection of climate change policy and trade policy.
=>Free trade can facilitate energy transitions.
- A wide range of trade measures for green goods using diverse methodology for emission calculations may increase the burden on trade businesses in near future.
- Each climate policy has different objectives and data collection systems, leading to a variety of emissions calculation methodologies.
E.g.) iron and hydrogen have diverse production pathways, intermediate material/inputs, and system boundaries.

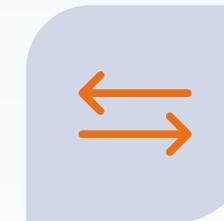


GREEN PROCUREMENT INITIATIVES



FINANCE INCENTIVE POLICIES SUBSIDY & DEDUCTION

Emissions Data Collection systems



BORDER CARBON ADJUSTMENT (BCA) MEASURES



CARBON FOOTPRINT PROGRAMS

Interoperability: Elements of emissions calculation methodologies should be aligned, at least minimally, to reduce complexity

Category	Details
Type of GHGs	Carbon dioxide (CO ₂), Methane (CH ₄), Nitrous oxide (N ₂ O) etc
Scope of Calculation	Scope 1: Direct emissions (e.g., fuel combustion).
	Scope 2: Indirect emissions (e.g., emissions from purchased electricity, steam).
	Scope 3: Other indirect emissions (e.g., transportation, emissions throughout the supply chain including upstream and downstream, end-use etc).
Calculation Approaches	Goods & Products-based, or Installation-based
Verification	Mutual Authentication

However, emission calculations for traded goods can be aligned or partially harmonized at the international level. To do so, it is essential to identify commonalities and inconsistencies in the data collected.

Iron: Emission intensity by process roots

System boundary depending on the calculation methodology, an example from World steel's data collection.

	CO2 emissions Intensity	Energy intensity
	CO2 emissions per ton of crude steel cast	GJ per ton of crude steel cast
Global average	1.91	20.99
BF-BOF (Blast Furnace)	2.33	23.98
Scrap – EAF (Electric Arc Furnace)	0.68	10.2
Direct Reduced Iron (DRI)- EAF*	1.37	22.37

Source: Worldsteel * Data concerning global crude steel production using DRI is not currently collected, the denominator in this calculation is therefore calculated by the worldsteel data management team based on information contained in worldsteel's collective databases.

The number of emission intensity varies depending on the production process and its defined boundaries. The system boundary is influenced by methodological stipulations, such as the presence or absence of self- power generation systems, upstream/downstream processing, etc.

- When hydrogen-reduced iron becomes a traded good, the treatment of intermediate goods will also be crucial for emissions calculations.

Iron: emissions boundaries

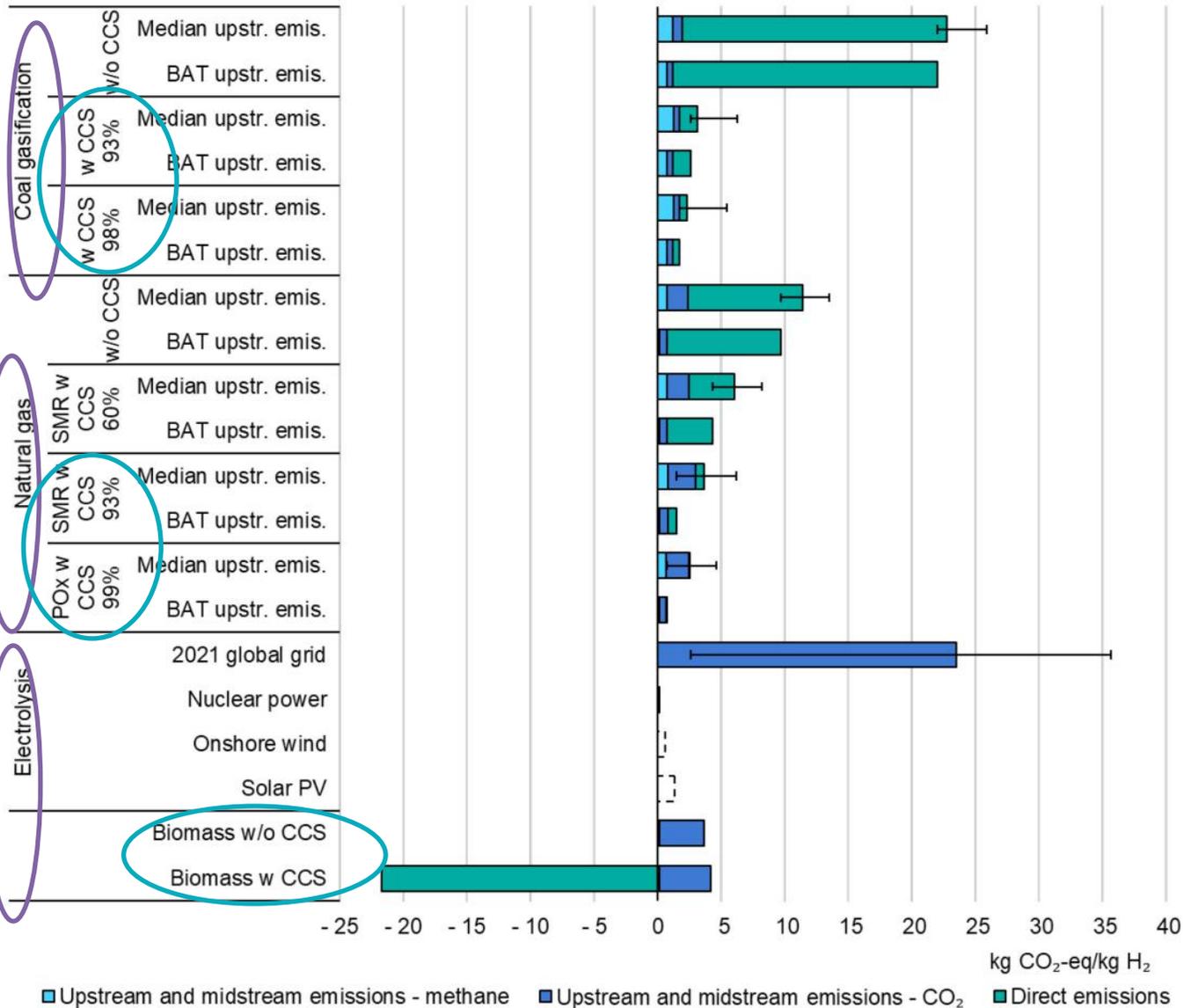
Table 1.2 Summary of emissions boundaries for key measurement methodologies

Emissions category	worldsteel CO ₂ methodology	worldsteel LCI methodology	ISO 14404	ISO 20915	Responsible Steel International Standard V2.0 (Principle 10)
Direct	Fossil fuel use in ironmaking	✓	✓	✓	✓
	Fossil fuel use in steelmaking and iron ore agglomeration	✓	✓	✓	✓
	Fossil fuel use in producing reducing agents	✓	✓	✓	✓
	Off-gases	✓	✓	✓	✓
	Fossil fuel use in downstream, on-site processes, e.g. rolling	✓	✓	✓	✓
	Electricity, heat and hydrogen	✓	✓	✓	✓
Indirect	Fossil fuel supply, e.g. upstream fugitive methane		✓	✓	✓
	Raw materials manufacture	✓	✓	✓	✓
	Raw materials supply		✓	✓	✓
	Waste treatment and associated processes		✓	✓	✓
	GHGs	CO ₂	All GHGs	CO ₂	All GHGs

Source: IEA (2023) Emissions Measurement and Data Collection for a Net Zero Steel Industry, pp.23

Note: The IEA Working Party on Industrial Decarbonisation (WPID) is one of the groups addressing these methodological issues

Hydrogen: Emission intensity by process roots



Emission figures during hydrogen production vary depending on the specific process used.

The focus here is not on the definitions of “green” and “blue” hydrogen.

However, before we can categorize hydrogen into these labels, it is crucial to align the methodologies for measuring emissions. Without this convergence, it will be difficult to provide appropriate international incentives for “environmentally friendly” hydrogen.

Source: IEA (2023) Towards hydrogen definitions based on their emissions intensity, pp.41

Conclusion

As evident from the examples of steel and hydrogen, it is essential to first engage in technical discussions within these fields.

Highly transparent measurement and open discussion are crucial for avoiding fragmentation.

Three potential viewpoints to keep in mind:

- 1) Individual standards related to carbon emission calculation.
- 2) Cross-cutting issues across individual standards.
- 3) The potential trade impact of standards, both individually and as a whole.

乱立するCBAM(炭素国境調整措置)

2024年11月に開催された日中経済協会での
弊所の報告資料の抜粋である

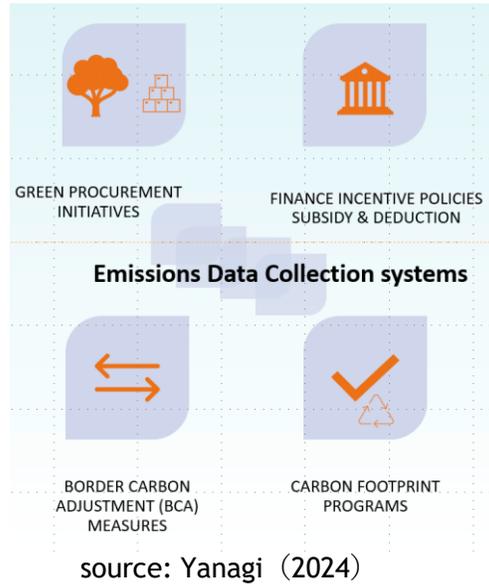
日中省エネ環境総合フォーラム 長期貿易分科会 2024年11月9日
一般財団法人 日本エネルギー経済研究所 柳 美樹

※本報告は、小論 柳 美樹(2024 a)「環境と貿易の課題:炭素の国境調整措置」—移行期間(2023年10月-2025年12月)の四半期報告への対処、
日本エネルギー経済研究所、2024年2月
柳 美樹(2024 b)「乱立する炭素国境調整と貿易秩序」日本エネルギー経済研究所、2024年6月に基づいております

https://eneken.ieej.or.jp/report_detail.php?article_info_id=11626
<https://eneken.ieej.or.jp/data/11864.pdf>

In English, Yanagi & Morimoto (2023) <https://eneken.ieej.or.jp/data/11118.pdf>,
Yanagi(2022) <https://eneken.ieej.or.jp/data/11117.pdf>

“spaghetti bowl” problem



source: Yanagi

“Today, these bilaterals have created a massive **“systemic problem”**, with preferences **multiplying** worldwide through **varying tariff schedules** based on origin and also **with varying rules of origin**. This phenomenon, and problem, is now called the **“spaghetti bowl” problem**, with preferences like **noodles criss-crossing all over the place.**”
Bhagwati,(2003)

Source: Jagdish Bhagwati, (2003), Testimony, Subcommittee on Domestic and International Monetary Policy, Trade and Technology, U.S. House of Representatives, Tuesday, April 1.

Aaron Cosbey (2024)“Global Talks on Border Carbon Tax – Where should we start?”
2024年10月8日

The future of European competitiveness

Part A | A competitiveness strategy for Europe

SEPTEMBER 2024

- CBAMは迂回が容易である可能性がある。
- 川下での炭素リーケージのリスクがある。
- CBAMは輸出業者にとって公平な競争条件とはならない。
- => 簡素化や無償割当の削減延期についても言及

出典:欧州委員会(2024)

FIGURE 10

SUMMARY TABLE – ENERGY-INTENSIVE INDUSTRIES (EII) PROPOSALS

		TIME HORIZON ²³
1	Increase the level of coordination across the multiple policies impacting the EU's (e.g. energy, climate, environment, trade, circularity, and growth).	ST
2	Ensure access to a competitive supply of natural gas during the transition, and sufficient and competitive decarbonised electricity and clean hydrogen resources [as detailed in the chapter on energy].	ST/MT
3	Simplify and accelerate permitting, and reduce compliance costs, red tape and regulatory burden.	ST
4	Further develop financial solutions (such as financial guarantees) for the EU's EIIs to improve market financing conditions.	ST
5	Reinforce relevant funding to support the decarbonisation of EIIs, starting by earmarking ETS revenues.	ST/MT
6	Simplify, accelerate and harmonise subsidy allocation mechanisms. Adopt common instruments across Member States, such as the European Hydrogen Bank and Carbon Contracts for Difference.	ST/MT
7	Closely monitor and improve the design of CBAM during the transition phase. Evaluate whether to postpone the reduction of free ETS allowances if CBAM's implementation is ineffective.	ST/MT
8	Stimulate demand for green products by promoting transparency and by introducing standardised low-carbon criteria for public procurement.	ST
9	Improve the circularity of raw materials (recycling rates, Single Market for circularity, stimulate demand where needed).	ST
10	Ensure the effective design of global trade arrangements and the ability to react, where justified.	ST/MT
11	Coordinate the establishment of green regional industrial clusters around the EU's EIIs.	ST/MT

23. Time horizon is indicative of the required implementation time of the proposal. Short term (ST) refers to approximately 1-3 years, medium term (MT) 3-5 years, long term (LT) beyond 5 years.

炭素の国境調整制度の乱立は分断を深めるばかりではなく、貿易秩序の混乱も招きかねない

EU 英国 豪州の国境調整措置の乱立により、**輸出者の負担がさらに高まる可能性**がある。各国のCarbon Pricingに依拠する以上、制度が多様化しやすい傾向にあり、Monitoring, ReportingやVerificationの対応のための追加コストが発生してしまう（各国verifierの活用、相互認証に期待）

EUのみならず、英国、豪州も同様であり、制度の透明性の向上や対話が重要である

今後の課題：炭素価格や、排出量計測の技術的なinteroperability（相互運用性）が重要となる。また、無秩序な下流製品の拡大・追加は貿易の混乱を招く可能性あり、何等かの規律が必要である



方法論を中心とする諸課題は日中協力が期待される

謝辞：日頃ご議論を頂いている内外専門家の皆様に、改めて謝意を表します

総括 | 結びに代えて

自由貿易のメリットを受ける日本は、貿易相手国である途上国と不要の軋轢を避けるWTO等の規律に沿ったルールに立脚した対応が重要であると思われる

EU CBAMについてWTO元上級委員のBaccus氏は、その論考のなかで「WTOのもとで、このような措置の合法性 (lawfulness) に関して、(中略) 疑問が投げかけられ、EUからの回答がなければならない」としている (Baccus 2021)。執筆時の2025年3月現在、欧州委員会による簡素化提案などが出されているが、内向きの対応が太宗であり、WTO整合性に関し欧州委員会からの回答は殆どないようにも見受けられる

一方、英国、豪州など制度の乱立は、南北間の対立を深めるばかりではなく、先進国間の貿易秩序の混乱も招きかねない。特に、炭素価格や、排出量計測の技術的interoperability (相互運用可能性) も今後の課題である(Yanagi 2024)。

日本だけではなく、アジア市場等の貿易パートナーへの影響も見極め、慎重な観察や対話が重要である

James Bacchus (2021) “ Legal Issues with the European Carbon Border Adjustment Mechanism”, AUGUST 9, 2021 BRIEFING PAPER NO. 125, <https://www.cato.org/briefing-paper/legal-issues-european-carbon-border-adjustment-mechanism>

Miki Yanagi (2024) “ Toward reducing Trade Barriers”, October 9, 2024, presentation material, Trade and Environment Day, WTO, 2024年10月

第1編 Annex : CBAM規則及び補足情報

対象製品コードとデフォルト値について

1. 国別デフォルト値 ※本格実施期間の数値を予断しないと明記

Vidovic, D., Marmier, A., Zore, L. and Moya, J., “Greenhouse gas emission intensities of the steel, fertilisers, aluminium and cement industries in the EU and its main trading partners, Publications Office of the European Union, Luxembourg”, 2023,

doi:10.2760/359533 JRC134682. at <https://publications.jrc.ec.europa.eu/repository/handle/JRC134682>

欧州委員会租税総局ウェブサイト：その他 CBAM関連資料、ビデオ教材など
情報プラットフォームat https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en
(2025年3月)



DEFAULT VALUES FOR THE TRANSITIONAL PERIOD OF THE CBAM BETWEEN 1 OCTOBER 2023 AND 31 DECEMBER 2025

2. 移行期間における デフォルト値の公表 (1をベースに作成されたもの)

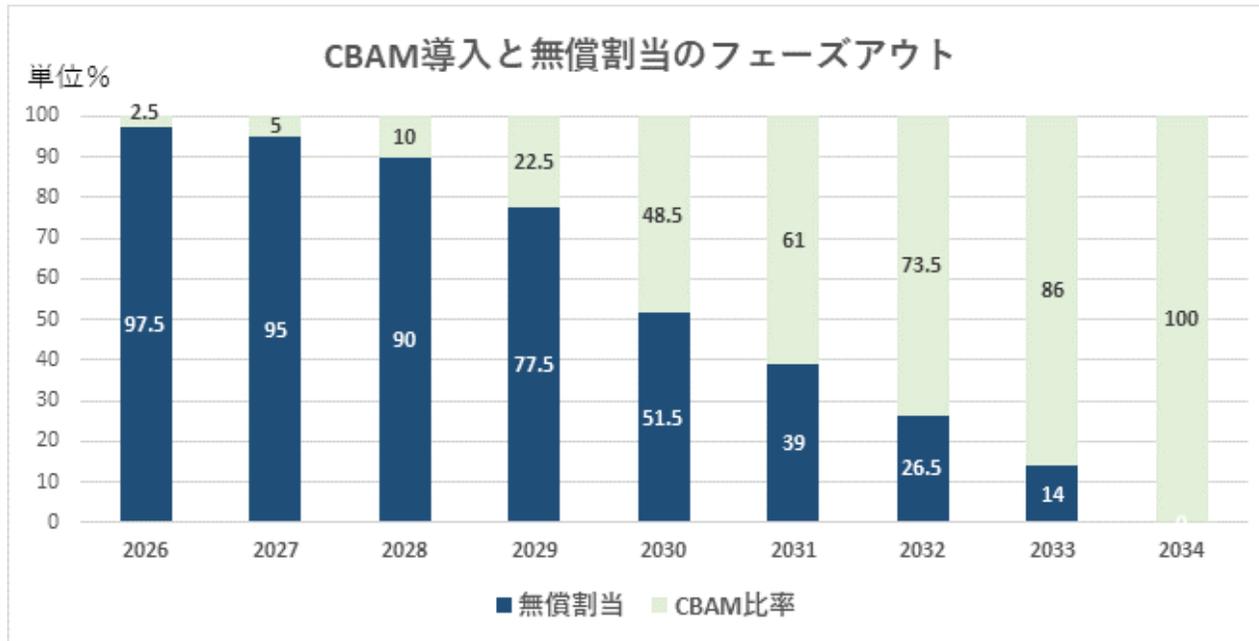
国別デフォルト値をベースに、世界平均の品目別デフォルト値が設定されている。2024年7月まで、**デフォルト値は制限無く使用可能**である。それ以降、デフォルト値で代替できるのは、**複雑製品の場合で全体化排出量の20%まで**とされている (European Commission Directorate-General for Taxation and Customs Union (2023)12月、実施規則5条)

「課金期間である本格実施期間では、デフォルト値の意味合いが変わってくる。「CBAM規則」において、各原産国の製品別の平均原単位で設定する (CBAM規則 Annex iv 4.1) とされ、EUは移行期間中に収集した報告データ等に基づいて、この平均値を改訂、算出すると思われる。 そうだとすれば、移行期間中の報告内容が、デフォルト値を介して、2026年からの本格期間の課金の多寡に影響を及ぼす。体化排出量に対して、炭素価格の差分を乗じた値で課金を算定するからである。しかも、体化排出量の計算は、「デフォルト値にさらに上乘せした値に基づく」と規定されており、輸入品への負担が増える (CBAM規則 AnnexIV 4.1) 」 (柳 2024)

柳 (2024) 「環境と貿易の課題：炭素の国境調整措置－移行期間 (2023年10月-2025年12月) の四半期報告への対処」
エネルギー経済第50巻・第1号 通巻404号 2024年6月 https://eneken.ieej.or.jp/news/ieej_journal/405_5002.pdf

無償割当とCBAMの置き換え期間が長く 当初の課金額が少ない

無償割当の削減率とCBAMへの緩やかな移行置き換え (31条1) CBAM証書は22条 CBAM係数に一致させて納付される



出典：欧州委員会資料より日本エネルギー経済研究所作成

CBAM係数に応じて、認可されたCBAM申告者は課金
(製品排出量と、EU ETS価格とGAPに応じた支払い)
2026年は 2.5%
2033年は 86%を負担

ETS価格が100ユーロの時
2026年2.5ユーロ、
2030年48.5ユーロ、
2033年86ユーロとなる

つまり制度開始後、1-2年の負担割合は僅少ではある

柳美樹・森本壮一 (2023) 「EUが世界初の炭素の国境調整措置 (CBAM) に合意—概要速報」、日本エネルギー経済研究所 2023年2月

体化排出量の計測

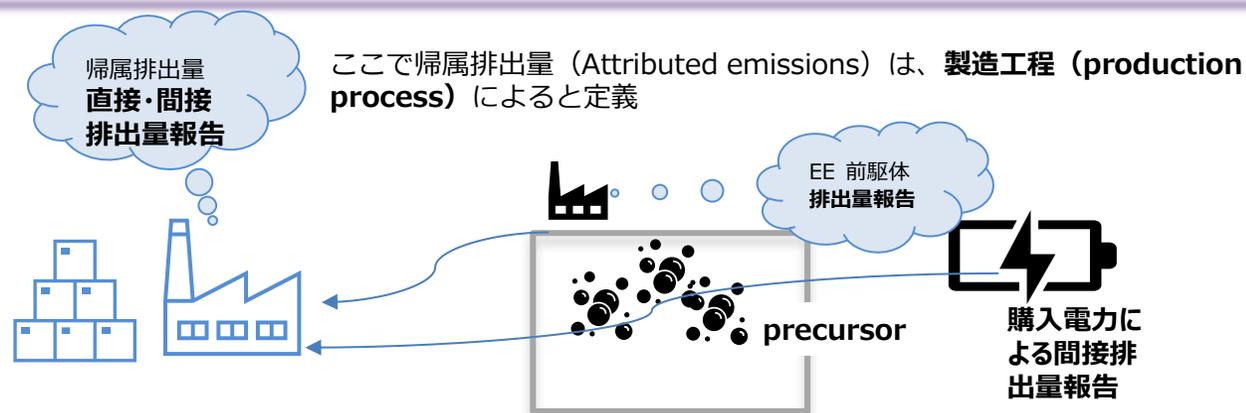
移行期間（2023年10月～2025年末 32条以降）

輸入事業者は、CBAM申告者として、直接排出量、間接排出量、原産国の炭素価格など報告義務(検証を除く)を課す。国別・製品別デフォルト値の推計と規定（annex iv,4）、移行期間の目的は、データ収集による間接排出の手法の特定である（前文19）

定義式：Complex goodsの例 *規則7条a、Annex iv

※ Simple goods = a production processとするもの。Complex goods = Simple goods以外。complex goodsは precursorsの排出を含む（Annex iv.2）
実施規則(Annex)に製品別の指定原材料（precursors = 前駆体、以下前駆体）の指定あり、施設内の排出量との和で規定

$$\text{体化排出量 (CO}_2\text{-t/t)} = \frac{(\text{帰属排出量} + \text{EE 前駆体})}{\text{報告期間における製品の活動量データ (施設単位での製品生産量)}}$$



出典：CBAM規則 2023/956、実施規則より作成

1条-目的

2条-スコープ

CBAM申告者の報告に関する権利と義務

3条-用語の定義

4条-製品の輸入

5条-認可の申告

6条-CBAM申告

7条-体化排出量の計算

8条-体化排出量の検証(verification)

9条-第三国で支払われた炭素価格

10条-第三国操業者と施設の登録

管轄官庁

11条-管轄官庁

12条-欧州委員会

13条-守秘義務と情報公開

14条-CBAM登録簿

15条-リスク分析

16条-CBAM登録簿の口座

17条-認可

18条-検証者の適格性認定

19条- CBAM申告のレビュー

CBAM証書

20条-CBAM証書の販売

21条-CBAM証書の価格

22条-CBAM証書の引渡し (surrender)

23条-CBAM証書の再購入

24条-CBAM証書の取消し

輸入製品に適用されるルール

25条-輸入製品に適用されるルール

26条-懲罰

27条-迂回(circumvention)

委任の行使と委員会の手続き

28条-委任の行使

29条-委員会手続き

CBAM規則の構成

報告とレビュー

30条-欧州委員会によるレビューと報告

EU ETSの下の分配の無償割当に関する調整

31条- EU ETSの下の分配の無償割当と
CBAM証書の引き渡し義務

移行期間に関する条項

32条-移行期間のスコープ

33条-製品の輸入

34条-特定の関税手続きの報告義務

35条-報告義務

最終条項

36条-発効

Annex i 製品リスト（直接＆間接排出量の計測）

Annex ii 7条1項による直接排出量のみを考慮する製品のリスト

Annex iii 2条による規則のスコープ外とする第三国（と領土）に関する条項

Annex iv 7条による体化排出量の計算方法

Annex v 7条5の目的のため体化排出量の計算に使用した情報の記録（bookkeeping）の要件

Annex vi 8条を目的とする検証の指針と検証の要件

※次頁以降にCBAM規則の概略を示す

以降、特段の断りのなき限り、条文番号の引用はCBAM規則からのものとする。

CBAM規則（European Parliament and Council Regulation 2023/956, “establishing a carbon border adjustment mechanism” 2023 OJL 130,16.5.2023, p.52-104）

CBAM規則-目的とスコープ

目的(1条)スコープ(2条)

カーボンリーケージのリスクを避けるため、この規則は、Annex i 製品による体化排出量への対処のためCBAM(Carbon Border Adjustment Mechanism)を創設する。これにより、パリ協定の目的を支援し、グローバルな炭素排出を削減し、第三国の操業者の排出削減インセンティブを生み出す(1条)。CBAM規則の第三国からのAnnex i 製品の域内への輸入*に適用される

*この時輸出加工手続きInward Processing Procedure (規則 952/2013 256 条)の結果、輸入される加工製品(2条1)

【実施規則】欧州委員会は実施規則によって、CBAMをこうした製品に適用するための詳細条件を明確にする権限を有する。特に、こうした製品の関税領域への輸入と自由な流通と同等の概念、また、CBAM申告の提出と税関によって実施される手続き、及び、29条2に沿った審査手続き(examination procedure) (2条1,2)に一致させる

CBAMの適用除外：

- **150g以下に満たない輸入、旅行者の輸入、軍事目的のもの(2条3)**

23条 Council Regulation (EC) No 1186/2009

- **EU ETSの完全リンク国(2条4,6)**

Annex iii-1リストから 現状ではアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス

- **market couplingを通じたEU電力市場の統合が完了した国(輸入電力について別掲。仔細を示している)、および2050年炭素中立のための法制、2030年までのETSの実施、EU ETSと等価の電力への炭素価格等を条件とした除外(2条7)をAnnex iii-2リストに記載(第三国の初回報告を2025年7月、2回目を2027年12月)**

→十分な進捗が無かった場合、公的支援による 550 g /kWh以上の新規の容量拡大があった場合等の規定条件に該当する場合、上記「除外リスト」から除外(2条9)等、電力輸入に詳細な条件付けを施す

CBAM規則-目的とスコープ

【委任規則】

今後、欧州委員会は28条に沿って、Annex iii-2(電力輸入)のリストから除外された第三国に対して、補足する手続きを明記した委任規則を採用する権限を有する (2条10)

また、欧州委員会は28条に沿って、Annex iii- 1 (ETS) 、 Annex iii-2(電力輸入)のリストから追加・除外によって、改変する委任規則を採用する権限を有する (2条11)

これらの手続きは29条2の審査手続きに沿ったものとする

炭素価格

第三国で実際に支払われた炭素価格の目的に沿って、EUは第三国との協定 (agreement) を結ぶことができる (2条12)

CBAM規則の用語（その他は3条を参照されたい）

用語の定義(3条)

体化排出量 (embedded emissions)

製品 (goods) の製造プロセスにおける直接排出 (熱・冷熱を含む)、また、製造プロセスにおける電力消費の発電時の間接排出を指す (3条)、体化された排出量、埋込排出量、など様々、embodied emission等と記載されることもあるが、ここでは体化排出量とする。

Annex i 製品リスト (直接&間接排出量の計測)、Annex ii 直接排出量のみを考慮する製品リスト

引渡し (surrender)

CBAM証書によって、CBAM申告された体化排出量をオフセットすること (3条)

炭素価格 (carbon price)

製造プロセス中において、放出(またはcover)されたGHGを計算されたもので、炭素削減スキームの税、賦課金もしくは料金の形をとるもの、排出取引の中で排出枠として第三国で支払われた金額 (3条)

国家認定機関 (national accreditation body)

regulation(EU)765/2008 4条1にそって各加盟国が認定した認定機関 (3条)

管轄官庁 (competent authority)

11条に沿って認可され、各加盟国が指定した機関である。これを欧州委員会に伝達する。管轄官庁は、CBAM証書の引渡し義務の重大で反復的な違反があった場合、認可されたCBAM申告者の地位の取り消しができる (17条8)

認可されたCBAM申告者 (authorised CBAM declarant)

17条に管轄当局に認可された事業者 (3条)、5条に輸入事業者の事前認可の申し込みプロセスを規定

注：本稿ではgoodsを「製品」と訳出する。移行期間は、**間接排出量についても、計測・報告する義務がある点に留意されたい**

Precursorは原材料等を指すが、前駆体とし訳出する。また第三国のoperatorは操業者とする

CBAM規則-製品輸入は申告者のみ可能、CBAM申告者の認可

製品の輸入 認可されたCBAM 申告者に限って、製品の輸入ができる（4条）

税関当局の義務として、認可されたCBAM申告者以外のいかなる法人格からの製品の輸入を認めない（25条1）

認可の申告（Application for authorisation）（5条）

輸入事業者は、輸入に先立ち、CBAM申告者としての認可の手続きにかかる申告をしなければならない（5条1）。CBAM申告者が域内の居住者ではない場合に、その義務は、間接的通関代理人による代理が可能（5条2）。CBAM登録簿を経由し、申告手続きを取る（5条3）

5条1の適用除外

電力の輸入者は、明示的に容量(explicit capacity allocation)を受け、輸入容量を割当てられ、輸入容量を指定、ノミネートした者は、この規則の目的の下、税関申告をした国において加盟国からCBAM申告者とみなされる（5条4）

法人名、住所、代表者名、EORI番号、税当局の証書、輸入の予測数量等をアプリケーションに記載する（5条5）。申告者はいかなる時も取り下げ可能（5条6）

変更があった場合には遅滞なく連絡をする義務を負う（5条7）

【将来の実施規則】

欧州委員会は、申告者、管轄当局と委員会とのCBAM登録簿上のコミュニケーションに関する実施規則を採択する権限を持つ（5条8）これらの手続きは29条2の審査手続きに沿ったものとする

CBAM申告（CBAM declaration）（6条）

認可された申告者は、**毎年5月31日までに、14条にそってCBAM登録簿を通じ、前暦年を対象とするCBAM申告（CBAM declaration）を加盟国の管轄官庁に提出しなければならない**(6条)。最初の2026年分の引き渡しは2027年5月31日に発生

CBAM申告には以下の情報を含む

- ①前暦年の製品輸入量
- ②7条に沿った体化排出量（total embedded emissions） CO₂-t/kWh, CO₂-t/t
- ③体化排出量に相当するCBAM証書の総量
（※ETSの無償割当分を考慮、原産国の炭素価格分を控除）
- ④8条、及び、AnnexViのもと認定検証者が発行した「検証報告書の写し」（Verification義務）

なお、規則952/2013 の256 条 IPP Inward Processing Procedure の再輸出加工手続き（注 関税等の猶予）を経て、製品が域内に再び輸入された場合、CBAM申告者は CBAM申告が必要であり、**CBAM製品の体化排出量の報告義務に限定し適用される**。この義務は、当該、**加工製品自体が、Annex iに含まれていない場合も発生する**（6条3）返送品にも適用（6条5）

規則952/2013 の259条 OPP Outward Processing Procedureの再輸入加工手続きを経てAnnex i の製品が加工製品となり輸入された場合、**域外の当該製造加工オペレーションの排出量分に限って**、認可されたCBAM申告者はCBAM申告の報告義務を負う（6条4）

CBAM規則-CBAM申告など

【将来の実施規則】

欧州委員会は、それぞれの施設、原産国の詳細情報、製品の類型を含む、CBAM申告の標準フォーマットを作成する

特に**体化排出量、支払われた炭素価格**に関する規則、
CBAM登録簿を通じた申告の提出手順、CBAM証書の引渡しに関する実施規則を採択する
権限を持つ（6条6）

これらの手続きは29条2の審査手続きに沿ったものとする

CBAM規則-体化排出量の計算

体化排出量の計算（7条）

Annex iv 2.3の方法論で、製品の体化排出量を算定する義務がある。Annex iiの**製品は直接排出量のみを算定するものである**（7条1）。電力を除き、実排出量が適切に決定できない場合、**Annex iv 4.1**に沿ってデフォルト値を参照し、決定される。間接排出量は同様に、デフォルト値を参照する（7条2）

電力

・**輸入電力** 認可されたCBAM申告者がAnnex iv,5に適合する実排出量に基づく体化排出量の決定クライテリアに適合していると証明しない限りにおいて、**輸入電力**は、Annex iv 4.2のデフォルト値によって、決定される（7条3）

・**間接排出量（電力消費）** 認可されたCBAM申告者が**Annex iv, 4.6**に適合する実排出量に基づく体化排出量の決定クライテリアに適合していると証明しない限り、**間接排出量**は、Annex iv 4.3と実施規則により特定された手法で算定する義務がある（7条4）

記録

認可されたCBAM申告者は、Annex vにそって、体化排出量の計算に必要な記録の保存義務がある。これらの記録は18条によって**認定された検証者**による体化排出量の検証、及び、欧州委員会や管轄官庁のCBAM申告のレビューが可能であるよう、十分に詳細でなければならない（7条5）。検証報告書を含めた情報の記録、CBAMレポートが提出された年（されるべき年）から4年後の終わりまで保管しなければならない（7条6）

CBAM規則-体化排出量の計算

体化排出量（7条）

【将来の実施規則】

欧州委員会は以下の実施規則を採択する権限を有する。Annex ivに設定された計算方法の要素、例えばシステムバウンダリーや前駆体、排出係数、実排出の特定施設の数値、各製品の信頼にたるデフォルト値等。データの検証の詳細レベルも含む。Annex iv, 1 による単純製品と複雑製品、そして実排出量が決定できない時の条件の特定

Annex iv,5 及び 6 に関する電力の実排出量クライテリアの証明や証拠。Annex iv,4.3に関する計算方法

モニタリングと検証にかかる実施規則との一致をさせなければならない

既存のETS指令によってカバーされる、以下の規制であり、特に、
実施規則2018/2066(monitring 及び reporting)、
実施規則2018/2067(verification、検証者の信認)、

委員会の委任規則 2019/331（ETS指令10条aによる無償割当）である

また、これらの手続きは29条2の審査手続きに沿ったものとする

CBAM規則-体化排出量の検証

検証(Verification) (8条)

認可されたCBAM申告者は、annex viの検証方針に基づく検証者の検証によって、6条に基づくCBAM申告の体化排出量の総量を保証する義務がある(8条1)

10条に一致させ、登録された第三国にある施設(installation)の体化排出量の把握のために、10条7と上記1項を満たす**情報開示された検証済みの情報**の利用を選択し、認可されたCBAM申告者が上記1項の義務を果たすことが可能である(8条2)

【将来の実施規則】

欧州委員会は、Annex VIの検証のための指針にそって、実施規則を採択する権限を有する。

- 然るべく正当化された手続き、体化排出量の信頼をリスクにさらすことなく、当該製品の施設への検証者の訪問義務の免除の可能性
 - 誤記や不適合の閾値の定義
 - 検証の報告書に必要とされる関連文書(supporting documentation)やその様式
- これらの手続きは29条2の審査手続きに沿ったものとする

CBAM規則-第三国で支払われた炭素価格

リポートで減額された炭素価格

認可されたCBAM申告者は、証書の引渡しに際して、申告した体化排出量にかかわる原産国で実質的に支払われた (effectively paid) 炭素価格を主張し、減免を申告できる。これは、実質的に支払った炭素価格に限定し、適用するものとする。この際、いかなるリポートやその他の補償(compensation)が考慮され、減額させられる。(9条1)

書類の保管義務

認可されたCBAM申告者は、排出量に実質的に支払われた炭素価格があることを証明するため、書類の記録 (record of documentation) に関する保管義務がある (特に、リポートや補償に関する証拠、関連法令の参照資料)。書類に記載された情報は、原産国の当局や認可されたCBAM申告者と独立性をもつ、別の法人格 (person) による認定を受ける義務がある。その者は、名前、コンタクト先を書類上に明記

CBAM申告者は実質的な炭素価格の支払いの証拠の保管義務がある (9条2)

CBAM申告者は、提出日以降4年間の記録を保管義務が発生する (9条3)

【実施規則】欧州委員会は以下の実施規則を採択する権限を有する

- 実質的に支払った (effectively paid) 炭素価格の年間平均額の変換に関して、また相応するCBAM証書の引渡しの減免にかかる実施規則。為替レート
- 炭素価格の実質的な支払の証拠 (actual payment)
- 「独立の法人格」の要件と条件。以上29条 2 審査手続きに一致させる

CBAM規則-第三国における操業者と施設の登録

欧州委員会は、**施設の操業者(operator)の要請に応じ**、CBAM登録簿において、操業者の登録を行う義務がある(10条1)

名前、住所、コンタクト先、経済活動等など、登録簿に掲載すべき情報(10条2)

欧州委員会は、操業者に、登録簿を通じて登録を通知する。**この登録は通知後、5年間保持され**(10条3)、また操業者は、内容変更があった場合は、遅滞なく欧州委員会に通知する義務がある(10条4)

操業者は、以下の義務を負う a)体化排出量の決定 b)18条の定めによる認可済み検証者による、aの検証を確実にする c)検証報告書の写し、とくにその記録検証がなされてから4年間の保管義務(10条5)

検証報告書は、8条やAnnex vi に一致して体化排出量を検証できるよう、また19条にそってレビューができるように、**記録は十分詳細な情報**である必要がある(10条6)。操業者は「検証済み体化排出量」を公表可能である。認可されたCBAM申告者は8条のため、これを使用可能(10条7)

操業者はいかなる時もCBAM登録簿から、登録を抹消(deregister)できるが、CBAM申告のレビューの対象で無い場合とする。もしも、欧州委員会が、「操業者の情報がもはや正確では無い」と考えた時に管轄当局に知らせ、ヒアリングをした上で操業者を登録抹消する(10条8)

→欧州委員会による操業者の登録抹消

CBAM規則-CBAM登録簿

欧州委員会は、**認可されたCBAM申告者のCBAM証書に関する情報を記載する「CBAM登録簿」を電子データベースとして設立**させる義務がある。これにより、CBAM登録簿を通じて欧州委員会が情報を自動的に利用し、関税当局と管轄官庁がリアルタイムで利用可能とする(14条1)

CBAM申告者情報とCBAM証書情報

CBAM登録簿は、認可されたCBAM申告者の以下の情報をCBAM登録簿の口座に記載しなければならない。名前、住所、コンタクト先、EORI番号、CBAMアカウント番号、ID番号、それぞれの認可されたCBAM申告者のCBAM証書にかかる、販売価格、販売日、引渡し日、再購入もしくはキャンセル日(14条2)

CBAM登録簿は第三国の施設と（第三国の）操業者の情報

CBAM登録簿は、離れたセクションに10条2による施設の操業者の情報を記載する義務がある (14条3)。上記の情報を含むCBAM登録簿は、名前、住所、コンタクト先、第三国の施設の所在地(location of installation)を除き、機密とされる。操業者が情報開示の回避を選ぶことも可能。この公開情報は欧州委員会がアクセス可能な相互運用とする(14条4)

欧州委員会は、製品別の体化排出量を毎年、公表する(14条5)

【実施規則】欧州委員会は以下の実施規則を採択する権限を有する。CBAM登録簿のインフラストラクチャーと特定のプロセスや手続き、15条のリスク分析、**上記14条2.3**、これを踏まえたデータ情報、16条を踏まえた口座情報、20条によるCBAM証書の売買、取り消し等の移転、25条の輸入にかかわるクロスチェック等(14条6)、これらの手続きは29条2の審査手続きに沿ったものとする

CBAM登録簿における口座は、認可されたCBAM申告者に一口座番号を割り当て(16条1)

CBAM規則の義務を全て実施していることを条件に、認可されたCBAM申告者が経済活動を停止させた時、またはそれを無効化させた時、欧州委員会によって口座が停止されなければならない (16条4)

検証者の認定 (Accreditation of verifiers)

実施規則 2018/2067に一致する認定を受けたいかなる人は、このCBAM規則のもと検証者として認定されなければならない (18条1)

【実施規則】欧州委員会は以下の実施規則を採択する権限を有する

この規則の目的と、実施規則 2018/2067 Annex i と認定に記載されている内容に調整のとれた関連性のあるグループの特定。これらの手続きは29条2の審査手続きに沿ったものとする

国家認定機関(a national accreditation body)は、Annex viの検証指針に応じ、能力を持つことを示す文書に基づき、体化排出量を検証するための検証者を、要請に応じて、決定することができる

【委任規則】欧州委員会は、28条にそって、また、取り消しと相互承認、相互評価のための補足のため特定規則を定め、検証者を監督信任するための委任規則を採択できる

CBAM規則- 4年後までCBAM申告のレビューが可能

欧州委員会は、CBAM申告のレビューの監督義務を負う(19条1)

当該申告が提出されるべきであった時点から4年後（その終了時点）までレビュー可能である。そのレビューは、**実地調査**を含め、監査に必要だと思われる如何なるもの、その他の関連する証拠、25条の税関当局とのコミュニケーション情報、CBAM申告と検証報告書の検証で構成される。欧州委員会はCBAM登録簿を通じて、レビュー開始やその結果を管轄官庁に通知する。管轄官庁も、CBAM申告のレビューが可能であり、CBAM登録簿を通じ欧州委員会に通知する(19条2)

欧州委員会の役割：リスク要因を定期的に特定する。25条や15条2に規定されているCBAM登録簿上のデータ、CBAM証書の移転に関する違法行為のリスク分析やその調査に基づくもの、税関当局の通知、CBAM登録の情報やその他の関連情報に基づく。その際、罰金や不正行為等の情報交換を欧州委員会が取りまとめる(19条3)

認可されたCBAM申告者の6条に定める申告の**失敗 (failed)**、もしくは、入手可能な情報によるレビューで欧州委員会がCBAM証書の提出数が**不正 (incorrect)** と考える時、義務の達成を欧州委員会が評価しなければならない。欧州委員会は、引渡しされるべきだった体化排出量の予備計算「preliminary calculation」を規定する

これは、引渡しの年の年末、また、最大の場合、不正確なCBAM報告書が提出された4年後の12月末まで実施される

欧州委員会は認可されたCBAM申告者の属する国の管轄官庁に、予備計算を提供するが、あくまでも参考情報として、予断なく提供されるもの(19条4)

管轄官庁は、6条と一致させるCBAM申告において、引渡しされるCBAM証書の数の申告が不正確である場合、もしくは、CBAM証書が提出されなかったと結論づけた時、欧州委員会からの情報に基づき、納めるべきであったCBAM証書の数を決定する。管轄官庁は、認可されたCBAM申告者へそれを通知し、1か月以内に追加CBAM証書を引渡すよう要請する(19条5)

CBAM規則-CBAM申告のレビューと不服アピール

管轄官庁は、不服の場合のアピールの権利の情報と、それらの理由についても記載する

管轄官庁が予備計算に従ったアクションを取らない場合、管轄官庁は順次欧州委員会に、CBAM登録簿を通じて連絡する

管轄官庁は、引渡されたCBAM証書が過大であったと考えた場合、認可されたCBAM申告者へ通知する。これは、23条に従って「買取」が実施される（repurchased）（19条6）

CBAM規則-CBAM証書の販売と価格

加盟国はCBAM証書を、加盟国が設立する共通の中央プラットフォームにおいて、認可されたCBAM申告者に販売する（20条1）。欧州委員会は、これを加盟国と共通の調達手続き（a joint procurement procedure）に従って管理する（20条2）。この両者は当該情報にアクセス可能

毎営業日の終わりに、CBAM証書の売り、買取、取り消し等の中央プラットフォームの情報を、CBAM登録簿に移転し記載する（20条3）。CBAM証書は、21条の計算と一致する価格で販売される

欧州委員会はCBAM証書の発行に際し、それぞれに、特定のID番号を確実に割り当てる義務がある。また、CBAM証書の購入に際し、CBAM登録簿の口座情報の中に、その番号とCBAM証書の販売価格や日付の情報を登録する

【委任規則】規則1031/2010の手続きと一貫性を模索し、28条と一致した補足規則を策定すること。その際、タイミング、管理、その他、CBAM証書の売買のマネジメントに関連するものについて
欧州委員会は当該委任規則を採択する義務がある

欧州委員会は、規則1031/2010の内容に一致させる週平均の終値価格を計算する（21条1） 欧州委員会はWebサイトや、他の然るべき方法で、CBAM証書の価格を、週の初日には公表する（21条2）

【実施規則】欧州委員会は、EUETSのオークションプラットフォームの終値価格の週単位の平均値をCBAM証書の価格とし、これを計算する

規則1031/2010の内容に一致させる、取引が無かった週は前週の価格を適用。週の平均価格算定のための方法論の適用のため、価格公表のための実務的なアレンジについて、実施規則を定める権限がある。これらの手続きは29条2による審査手続きに沿ったものとする

CBAM証書の引渡し期限、買取など

前暦年の引渡し（期限は毎年5月末）

毎年、5月末に認可されたCBAM申告者はCBAM証書を引き渡す。CBAM登録簿を通じて、検証済み排出量に応じ、CBAM証書を引き渡す。

欧州委員会はこれを除去する。認可されたCBAM申告者は必要な数量のCBAM証書を、登録簿の口座に確実に利用可能なようにしておく義務がある（22条1）

毎四半期に80%相当のCBAM証書の納付義務

毎四半期の終わりごとに、暦年の年初からの製品輸入量に応じ、デフォルト値で推定された体化排出量の80%分を、口座に確実に納める義務が、認可されたCBAM申告者に発生する。（22条2）

CBAM証書の買取(repurchase)

CBAM証書の余剰分は、その求めに応じて、認可されたCBAM申告者が設立されている国の管轄官庁が買い取る(実際は、中央プラットフォーム経由で、欧州委員会が代理をして買い取る)。

買取リクエストは毎年6月末までとする（23条1）。

1項の前年の余剰分の買取上限量は、全体の余剰分の1/3とする（23条2）。購入時と同額で買い取る（23条3）

CBAM証書の取り消し(cancellation)

毎年7月1日に、CBAM登録簿の口座にある2か年前のCBAM証書は欧州委員会に取り消される、欧州委員会はその義務を負う（24条）但し、加盟国と認可されたCBAM申告者が係争案件がある場合、相当量はこの限りではない。

CBAM申告 証書納付の失敗と認可漏れの罰金は懲罰的

毎年5月末に、認可されたCBAM申告者が、前暦年の輸入製品の体化排出量に相当するCBAM証書の数量の引渡しに失敗した場合、その責任を負う。ETS指令の16条3,4と同様、余剰排出に伴い増額の罰金となる（excess emissions penalty）（26条1）。

CBAM申告者としての認可登録ミス、納付ミスの違反—協力的な対処が重要

認可されたCBAM申告者以外の者で、CBAM規則の義務に従わずに、税関領域内に製品を持ち込んだ場合、その者は罰金を負う責任がある。この罰金は効果的、比例的で、行動を阻止するものでなければならない。その不遵守の期間の長さ、重さ、スコープ、意図的な特質性、反復性、及び、管轄官庁への協力の度合いによって、（未報告）の**CBAM証書の数量の3-5倍の罰金**が課されるものとする（26条2）

罰金の支払いをもって、認可されたCBAM申告者が当該年のCBAM 証書の未引渡数を引き渡す義務を、免除、解放しない（26条3）

権限のあるCBAM申告者が19条による欧州委員会の予備計算による判断を含め、上記1項や2項に定めるように、規則の義務を遵守せず、製品を域内に持ち込んだ場合、**管轄官庁は、罰則を課さなければならない（26条4）**

CBAM証書-罰金

そのため、管轄官庁は、認定CBAM申告者、又はその他の者（2項）への通知義務がある：

(a) 管轄官庁が、**認可されたCBAM申告者**又は2項の**それ以外の者**が本規則に基づく義務を遵守しなかったと結論付けたこと

(b) その結論の理由

(c) 課される罰金の額

(d) 違約金の支払期日

(e) 罰則を納付するためにとるべき措置

(f) 不服申立ての権利(26条4)

期限までに罰金が支払われなかった場合、管轄官庁は、当該加盟国の国内法に基づき利用可能なあらゆる手段により、支払いを確保する(26条5)。罰金の、最終支払をCBAM登録簿に登録しなければならない(26条6)

※**管轄官庁は認可無効化の権限をもつ点にも留意されたい(17条8)**

委任の行使と委員会の手続き

委任法令の手続き(28条)

2条10及び11、18条3、20条6、27条6に基づく委任法令は、2023年5月より5年おきに見直しを実施する。欧州委員会はそのレポートを書き上げる

→委任法令に関する、欧州委員会が執筆する最初のレポートは2028年3月✕

その他、委任法令の延長・取り消しの決定、委任法令の決定の前に、専門家の協議などのプロセスについて記載

CBAM委員会の手続き(29条)

1. 本委員会(committee)は、CBAM委員会の補佐を受けるものとする。同委員会は、規則(EU) No 182/2011における委員会とする
2. 規則(EU) No 182/2011の5条(注 審査手続き)が適用されるものとする

移行期間のスコープ(32条)

期間2023年10月から2025年12月

輸入者(importer)、あるいは合意があった場合は間接的通関代理人 (indirect customs representative, 代理人) は、限定的な報告義務を負う。内容は33-35条に規定されている。域内に法人が無い場合は、代理人を擁立する

製品の輸入(33条)

関税当局は、輸入者もしくは、代理人に報告義務を、域内で製品が流通する前に通知する。関税当局は (EU) No 952/2013 56条5に基づいて定期的、自動的に監視システムを構築する。欧州委員会は、その情報を加盟国に通報する

報告義務(35条2)

輸入者や代理人は、四半期ごとにCBAM報告書を提出しなければならない。

四半期別の最終日より1月以上遅くならない（その内容は以下）。

- 原産国で生産された**各施設の（輸入された）製品量**
電力の場合はMWh, その他の製品の場合はtで表示される製品ごとの総量
- 実際の製品排出量（CO₂- t /t, CO₂- t / MWh）（**Annex iv**の方法）
- implementing actにより規定された計算された**間接排出量**
支払われた炭素価格（リポート、その他の形で支払われた補償を考慮する）

欧州委員会は、CBAM報告の提出義務を遵守していない、失敗していると考えられる輸入者や代理人の事由リストを用いて、**justification正当化などの対応**を含め、関連する管轄官庁へ定期的に通知する。

訂正手続き(correction procedure) (35条4)

欧州委員会は、CBAM報告が不完全、不確かと考える場合、各国の管轄官庁は訂正手続き(correction procedure)を開始し、その報告を訂正するために必要な追加情報を輸入者、代理人に通知しなければならない。

訂正のために、必要な情報を追加して、輸入者や代理人は報告書を修正し、**訂正報告書(corrected report)**を欧州委員会、及び、管轄官庁へ提出しなければならない。

(注：移行期間は間接排出量についても計算する)

報告義務（35条5）

罰則

訂正手続きのなかで、受領した情報も勘案し、CBAM報告の必要な手続き(necessary steps)が講じられず、輸入者と代理人がCBAM報告義務に失敗したと考えられる場合、
当局を通じて、比例的、抑止的な罰則を課さなければならない

こうした一連の目的のため、32条に示すスコープの範囲で、当局は輸入者と代理人に、以下を告知する

- 結論と結論に至る理由、CBAM報告義務違反、訂正のための必要な手続き(necessary steps)
- 懲罰量、その発生日、当該者が取るべき措置、控訴する権利

欧州委員会から情報を受け取った後に、管轄官庁がアクションを取らないと決定した場合、管轄官庁は欧州委員会への報告義務が発生する

報告義務（35条7） 欧州委員会がImplementing Actで決定する内容

- 報告内容（輸入量、実際の製品排出量（CO₂- t /t, CO₂- t / MWh）、計算された間接排出量、炭素価格－関連するリベートとその他の補償スキームの事例）
- 懲罰の明示的な幅とその基準
- 詳細ルール：年平均の炭素価格の変換方法、年平均の為替レートの換算方法
- 詳細ルール： annex ivに記載される計算方法の要素、製造プロセスごとのバウンダリー、排出係数。同様にデータの信頼性など、施設特性を踏まえた実排出量と個別製品への適用
- Annex I に記載された製品の間接排出量の報告要件の手段とフォーマット(means and format)
(注：移行期間は間接排出量についても計算する)

本規則の29条による試験手続き（examination procedure）に沿って、32条で言及される移行期間中に輸入される製品に適用される

移行期間の排出量報告義務にかかる実施規則

1条-目的

2条-（用語の）定義

報告申告者の報告に関する権利と義務

3条-報告申告者の報告義務

4条-排出量の計算

5条-推定値（デフォルト値）の利用

6条-再輸出加工手続き

7条-炭素価格に関する情報の報告

8条-CBAMレポートの提出

9条-CBAMレポートの修正と訂正
CBAM報告の管理

CBAMレポートに関する管理

10条-CBAM移行登録簿

11条-欧州委員会によるCBAM報告のチェックと情報の使用

12条-欧州委員会による示唆的評価

13条-不完全、乃至は、不確かなCBAM報告

14条-管轄官庁によるCBAM報告の評価、及び、情報の使用

15条-守秘義務
執行

16条-罰金

移行期間のCBAM登録簿の技術要素

17条-対象となる中央システム

18条-電子システムのコンタクトポイント

19条-登録簿の構成

20条-登録簿の連携要件

21条-CBAMユーザーのアクセスマネジメント

22条-CBAM取引のポータル

23条-加盟国の管轄官庁（CBAM CAP/N）のための
CBAMポータル（CBAM CAP）

24条-欧州委員会（CBAM CAP/C）のための
CBAMポータル（CBAM CAP）

25条-CBAM登録簿バックエンドサービス
（CBAM BE）

26条-アクセス運営システム

27条-管理運営システム

28条-加盟国のIDとアクセス管理システム

移行期間の排出量報告義務にかかる実施規則

使用に関する電子システムの機能とトレーニング

- 29条-電子システムの開発、試験、配置、管理
- 30条-電子システムの保守および変更
- 31条-電子システムの一時的故障への対処
- 32条-共通要素の使用と機能に関する支援

データ保護、データ管理、電子システムの所有権とセキュリティ

- 33条-個人データの保護
- 34条-データアクセスの制限とデータ処理
- 35条-システムの所有権
- 36条-セキュリティシステム
- 37条-CBAM移行登録簿の管理者
- 38条-データの5年間の保持期間
- 39条-電子システムの評価
- 40条-発効

※本概要は、前出41頁以降の一覧表をご参照されたい

第2編 各国の中長期的な気候変動政策概要

米国・カナダ・英国・ドイツ・フランス・イタリア・
ブラジル・中国・インド

※英語・中国語以外の言語は、他の報道なども鑑みながら
一部機械翻訳を用いている点にご留意されたい



国際約束

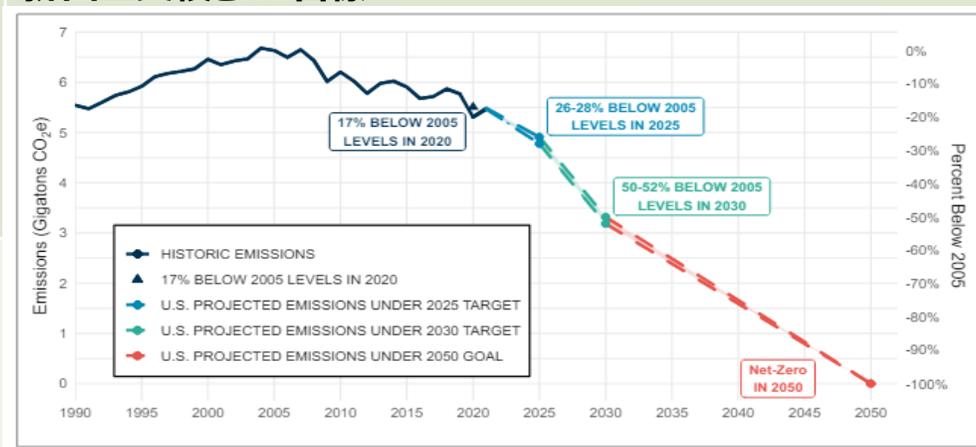
NDC（現在&次期目標）

- 2030年までにGHG排出量を2005年水準比で50-52%削減^①
- 2050年までにネットゼロ^②
- バイデン政権のNDCは2035年までに2005年比61-66%(2024年12月)^⑦
- トランプ大統領はパリ協定脱退の大統領令を発出^⑧。パリ協定の脱退手続きを実施^⑬。

長期戦略

- 2021年11月に長期戦略を更新^②
- 2050年にネットゼロとする削減経路を提示^②

排出量実績とNZ目標



出典：UNFCCC (2021) “THE LONG-TERM STRATEGY OF THE UNITED STATES”^②

国内政策

気候変動政策の枠組み(バイデン前大統領の取組)

法律

- インフレ抑制法(Inflation Reduction Act)
2022年8月に成立した法案であり、エネルギー・気候変動分野への多額の予算措置が盛り込まれている。

予算

- インフレ抑制法における歳出と歳入の10年間(2022年度から2031年度)の総額は下記の通り^③
 - 歳入：約7,390億ドル
 - 歳出：約4,330億ドル(うちエネルギー・気候変動関連約3,690億ドル)

税制

- インフレ抑制法では再生可能エネルギーやEVなどに対する税額控除が存在する^{④⑤}

気候変動政策の概要

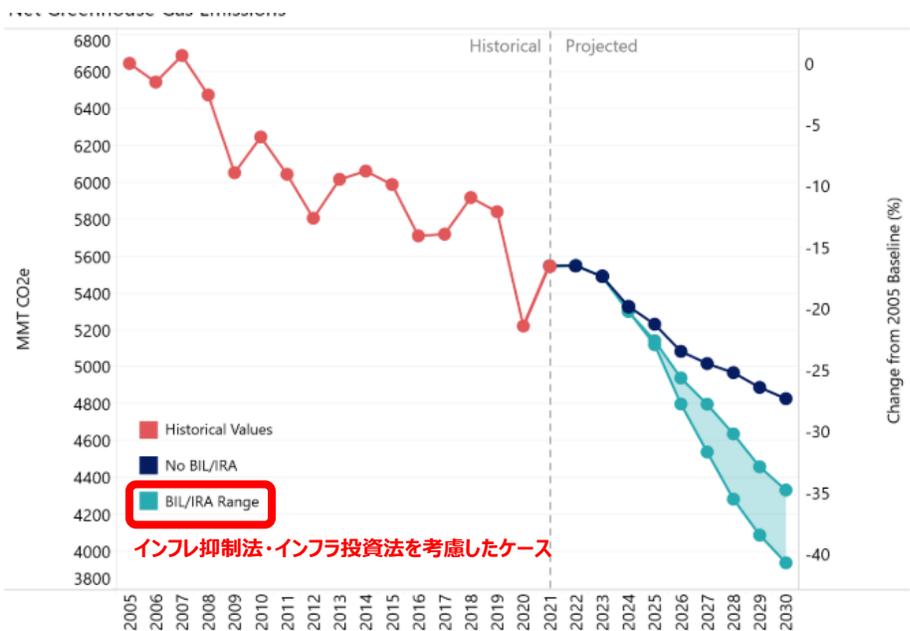
- 気候変動に積極的な民主党と消極的な共和党の間で方針が異なるため、政権交代が生じる度に気候変動政策は大きく転換する。トランプ大統領は、就任後の大統領令でパリ協定脱退の意志を示したところ。
- 民主党バイデン前政権のもとでは気候変動に関する多額の予算措置が存在し、具体的には2021年のインフラ投資法(Infrastructure Investment and Jobs Act)や、2022年のインフレ抑制法(Inflation Reduction Act)成立が挙げられる。
- その他にも、火力発電所のGHG規制や自動車の燃費規制の強化などにも取り組んでいる。
- トランプ大統領は既に就任時の大統領令によって、バイデン前大統領の気候変動政策を変更する方針を示している。



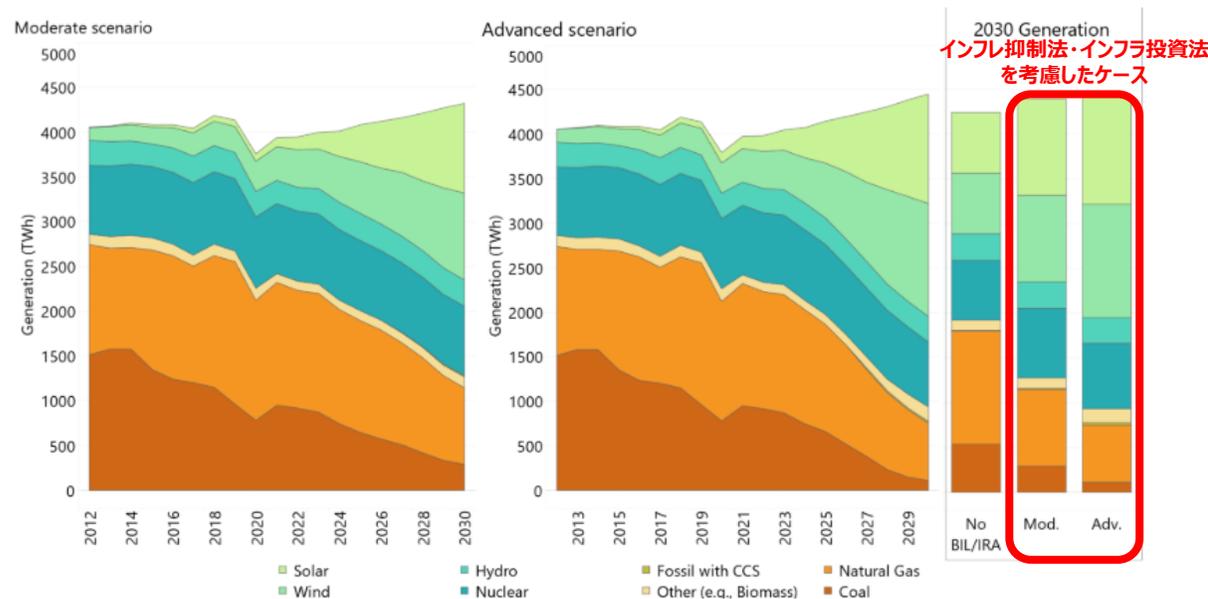
気候変動政策の最新動向（バイデン政権の動向-詳細1）

- インフレ抑制法：エネルギー・気候変動関連約3,690億ドル(10年間) ③のうち主な予算措置
 - 再生可能エネルギー関連の税額控除(section 13101, 13102, 13701, 13702):約1,270億ドル④⑤
 - 原子力の税額控除(Section 13105)：約300億ドル④⑤
 - クリーン水素の税額控除(Section 13204):約132億ドル④⑤
 - EV等グリーン自動車の税額控除(Section 13401)：約75億ドル④⑤
 - 家庭向けグリーンエネルギー税額控除(Section 13302)：約220億ドル④⑤
 - グリーンエネルギー関連の製造業に対する税額控除(Section 13502)：約306億ドル④⑤
- エネルギー省の推計によると、インフレ抑制法およびインフラ投資法によって、電源構成などが変化(右図) ⑥することにより、米国のGHG排出量は2005年比で2030年において40%減(左図) ⑥となるが、NDCの目標達成の水準には及ばない。

インフレ抑制法・インフラ投資法によるGHG削減効果



インフレ抑制法・インフラ投資法による電源構成の変化





気候変動政策の最新動向（トランプ政権の行方-詳細 2）

- 2025年1月20日に就任したトランプ大統領は、就任当日にエネルギー及び気候変動分野に関する5つの大統領令に署名した。
 - 1.パリ協定脱退：「PUTTING AMERICA FIRST IN INTERNATIONAL ENVIRONMENTAL AGREEMENTS」^⑧
 - パリ協定からの脱退および気候関連の国際資金計画の撤回
 - 2.国家エネルギー非常事態宣言：「DECLARING A NATIONAL ENERGY EMERGENCY」^⑨
 - 国家エネルギーに関して非常事態宣言を行うことで、国内のエネルギー生産等を促進
 - 関係省庁へ、国内のエネルギー生産を促進させるための機関と権限の特定や、エネルギーインフラプロジェクトの迅速化を指示
 - 3.バイデン政権の気候関連政策の撤回：「UNLEASHING AMERICAN ENERGY」^⑩
 - 国内のエネルギー資源・重要鉱物の探査や開発の奨励や規制緩和の検討、インフレ抑制法・インフラ投資法の気候関連助成の一時停止、家電のエネルギー効率規制の緩和、EV助成および規制の廃止、バイデン政権等による気候関連の大統領令の撤回、環境アセスメントの見直しなどを関係省庁に対して指示
 - 4.アラスカの天然資源開発：「UNLEASHING ALASKA'S EXTRAORDINARY RESOURCE POTENTIAL」^⑪
 - アラスカ州の天然資源開発、特にLNGプロジェクトの開発を促進
 - 5.風力発電開発の見直し：「Temporary Withdrawal of All Areas on the Outer Continental Shelf from Offshore Wind Leasing and Review of the Federal Government's Leasing and Permitting Practices for Wind Projects」^⑫
 - 陸上および洋上風力プロジェクトに対する既存の許認可制度の見直しや新規許認可の一時停止、大陸棚外縁における洋上風力のリースの撤回
- トランプ大統領は就任即日に、選挙公約としていた気候変動関連の政策の撤回と化石燃料の利用推進する姿勢を鮮明にした
- 他方で、現時点では関係省庁へ検討の指示に留まるものもあるため、今後の動向を把握するためには、引き続き、米国の情勢を注視する必要がある



出典

- ①UNFCCC (2021) “The United States of America Nationally Determined Contribution”
<https://unfccc.int/sites/default/files/NDC/2022-06/United%20States%20NDC%20April%2021%202021%20Final.pdf>
- ②UNFCCC (2021) “THE LONG-TERM STRATEGY OF THE UNITED STATES”
<https://unfccc.int/sites/default/files/resource/US-LongTermStrategy-2021.pdf>
- ③Senate Democrats (2022) “SUMMARY: THE INFLATION REDUCTION ACT OF 2022”
https://www.democrats.senate.gov/imo/media/doc/inflation_reduction_act_one_page_summary.pdf
- ④Congressional Budget Office (2022) “Estimated Budgetary Effects of H.R. 5376, the Inflation Reduction Act of 2022”
https://www.cbo.gov/system/files/2022-08/hr5376_IR_Act_8-3-22.pdf
- ⑤Congressional Research Service (2023) “Inflation Reduction Act of 2022 (IRA):Provisions Related to Climate Change”
<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R47262>
- ⑥U.S. Department of Energy (2023) “Investing in American Energy”
https://www.energy.gov/sites/default/files/2023-08/DOE%20OP%20Economy%20Wide%20Report_0.pdf
- ⑦UNFCCC (2024) “The United States of America Nationally Determined Contribution”
<https://unfccc.int/sites/default/files/2024-12/United%20States%202035%20NDC.pdf>
- ⑧White House (2025) “PUTTING AMERICA FIRST IN INTERNATIONAL ENVIRONMENTAL AGREEMENTS”
<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/putting-america-first-in-international-environmental-agreements/>
- ⑨White House (2025) “DECLARING A NATIONAL ENERGY EMERGENCY”
<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/declaring-a-national-energy-emergency/>
- ⑩White House (2025) “UNLEASHING AMERICAN ENERGY”
<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/unleashing-american-energy/>
- ⑪White House (2025) “UNLEASHING ALASKA’S EXTRAORDINARY RESOURCE POTENTIAL”
<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/unleashing-alaskas-extraordinary-resource-potential/>
- ⑫White House (2025) “Temporary Withdrawal of All Areas on the Outer Continental Shelf from Offshore Wind Leasing and Review of the Federal Government’s Leasing and Permitting Practices for Wind Projects”
<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/temporary-withdrawal-of-all-areas-on-the-outer-continental-shelf-from-offshore-wind-leasing-and-review-of-the-federal-governments-leasing-and-permitting-practices-for-wind-projects/>
- ⑬United Nations (2025) “Depositary Notifications by the Secretary-General, UNITED STATES OF AMERICA: WITHDRAWAL”
<https://treaties.un.org/doc/Publication/CN/2025/CN.71.2025-Eng.pdf>



国際約束

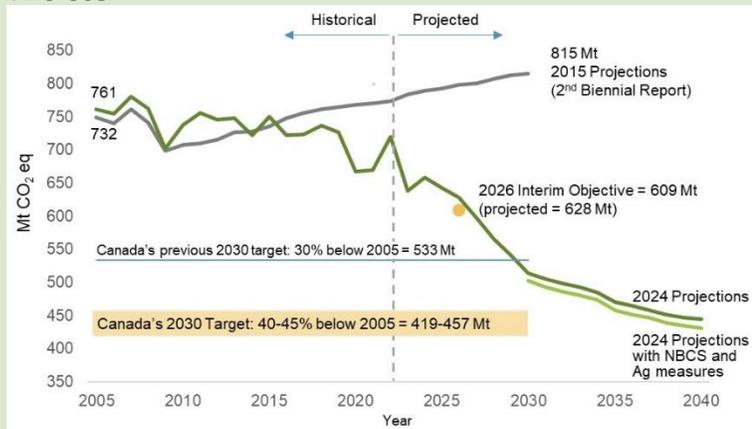
NDC（現在 & 次期目標）

- 2030年までにGHG排出量を2005年水準比で40-45%削減^①
- 2050年までにネットゼロを達成^①
- 2025年に更新NDCを提出することを発表^⑩
- 2035年のGHG排出量を2005年水準非で45-50%削減^⑩

長期戦略

- 2022年10月に長期戦略を更新^②
- 2021年6月にCanadian Net-Zero Emissions Accountability Actが制定され、2050年ネットゼロ目標が法制化された^②
- 5年毎に削減目標を設定し、計画と報告のメカニズムを導入^②
- 独立した諮問機関（Net-Zero Advisory Body）を創設^②

排出量実績と目標



出典：カナダ政府“Canada’s First Biennial Transparency Report under the Paris Agreement (2024) – Executive summary”

国内政策

気候変動政策の枠組み

法律

- 2016年、Pan-Canadian Framework on Clean Growth and Climate Changeを制定し、カーボンプライシングの導入・補完的な排出削減対策・気候変動への適応力の構築・革新的な技術や雇用の重要政策が明示^③

予算

- Budget 2024で、気候変動予算を示す^④：
 - Canada Green Buildings Strategy：約9億ドル
 - Electric Vehicle (EV) Supply Chain：10%税額控除、5千ドルの還付

税制

- Canada Carbon Rebate (CCR)：炭素税控除^⑤

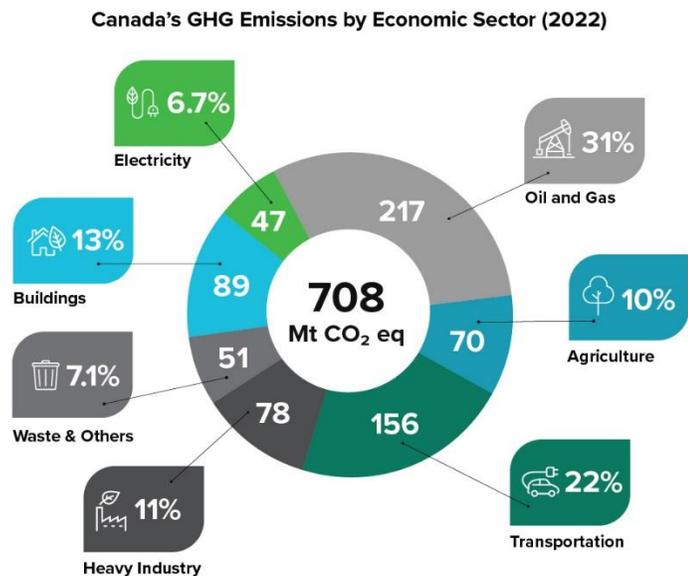
気候変動政策の概要

- 保守党と自由党が政権交代する度に温暖化対策が大きく変更
- 憲法上、エネルギー資源等の天然資源の利用に関しては、州政府の権限とされているため、エネルギー・環境問題について連邦政府が統一した政策を実施しにくい特徴がある
- 連邦全体に炭素価格を設定するGreenhouse Gas Pollution Pricing Actを2019年から実施^⑥
 - （州政府がカーボンプライシングを導入しない、あるいは導入した制度が、一定の基準を満たさない場合、連邦政府が直接、カーボンプライシングを実施）



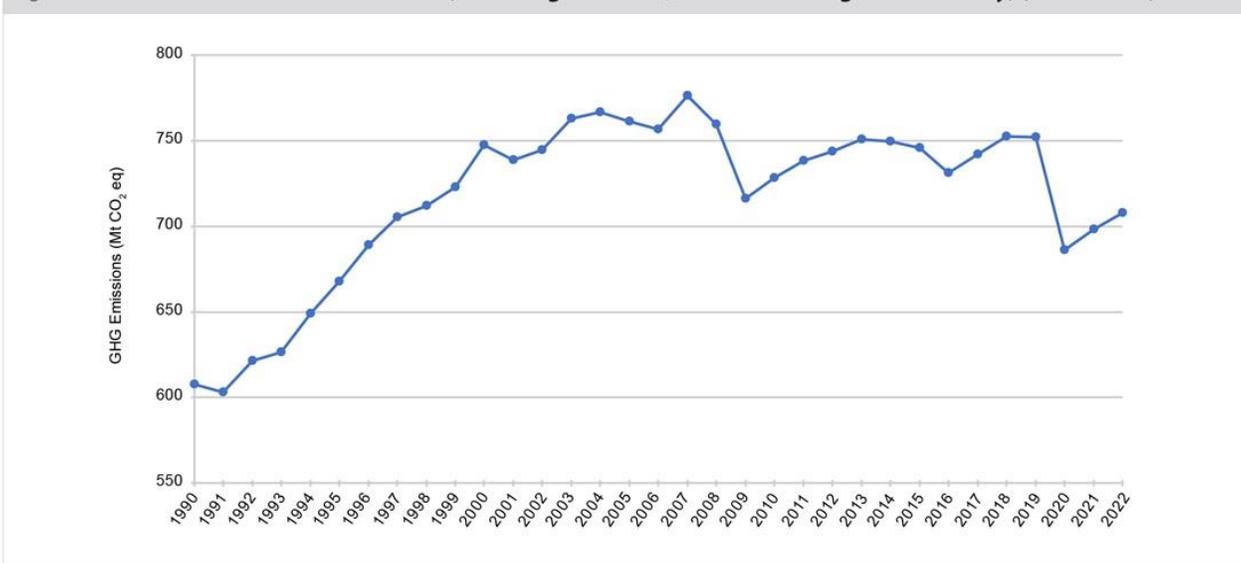
気候変動政策の最新動向（詳細1）

- Budget 2024^④
 - Canada Green Buildings Strategy : 約9億ドルで、省エネ促進などを支援
 - Electric Vehicle (EV) Supply Chain : 10%税額控除、5千ドルの還付、10億ドルのEV充電ネットワーク
 - クリーン技術税額控除 : クリーンテクノロジー製造に対して30%、クリーン水素投資に関して40%
 - 消防士に対する支援
 - 洪水支援 : 1,500万ドルの資金提供
 - バイオ燃料 : 再生可能ディーゼル、SAF、再生可能天然ガスの製造支援
 - 中小企業のためのCanada Carbon Rebate : 約60万社の中小企業に対して25億ドルを還付
 - 国立公園への投資
- 2024年5月2日、2024 National Inventory Reportを公表^⑦。1990年1月1日～2022年12月31日までのGHG排出に関して報告。（下表が参考グラフ）



* National Inventory Report 1990-2022: Greenhouse Gas Sources and Sinks in Canada

Figure 2-1 Canadian GHG Emission Trend (excluding Land Use, Land-Use Change and Forestry) (1990-2022)





気候変動政策の最新動向（詳細2）

- クリーン経済投資税額控除^⑧
 - 2024年6月21日、エネルギー・天然資源省と国家歳入庁（Ministry of National Revenue）は、クリーン経済投資税額控除（Investment Tax Credits; ITCs）を発表した。
 - クリーン技術、炭素回収・利用・貯留（CCUS）クリーンテクノロジー製造、グリーン水素の4つの分野が対象となる。
 - 2023年秋のEconomic Statement Implementation Act (Royall Assessment of Bill-C-59)により、対象となる企業はクリーン技術ITCとCCUSを申請・請求できるようになった。ITCは、2027-28年まで対象企業に約114億ドルの支援を提供すると予想されている。2024年の Budget Implementation Act No.1 (Royal Assent of Bill C-69)により、適格企業は同年秋、クリーンテクノロジー製造とグリーン水素プロジェクトの税額控除を申請できるようになる見込みである。クリーンテクノロジー製造ITCとグリーン水素ITCの申請に関する詳細情報は、今後数ヶ月以内に提供される予定。
 - 2034年から35年にかけて930億ドルの税額控除が実施される。
- サステイナブル投資ガイドラインと気候情報開示の義務化^⑨
 - カナダ政府は、2050年ネットゼロ達成のため、毎年1,250億～1,400億ドルの投資が必要と算定している。
 - 2024年10月9日、「グリーン」と「移行」投資に関するサステイナブルファイナスタクソミーを開発し、サステイナブルな投資ガイドラインを作成する計画を発表した。
 - また大企業に対する気候関連財務情報開示を義務化する予定。
- 2025年1月、トルドー首相（自由党）が辞任を表明
 - 2025年3月9日、トルドー首相の辞任を受け、自由党の党首選挙が行われた。
 - 新党首には2008年にカナダ中央銀行総裁、2013年にイングランド銀行総裁を務めた「マーク・カーニー」氏が当選^⑩。
 - マーク・カーニー首相は、燃料税（fuel charge）を2025年4月1日から廃止することを決定した^⑪。
 - 2025年4月28日に総選挙が実施される予定である^⑫。



出典

- ①CANADA'S 2021 NATIONALLY DETERMINED CONTRIBUTION UNDER THE PARIS AGREEMENT (https://unfccc.int/sites/default/files/NDC/2022-06/Canada%27s%20Enhanced%20NDC%20Submission1_FINAL%20EN.pdf)
- ②Exploring Approaches for Canada's Transition to Net-Zero Emissions: Canada's Long-Term Strategy Submission to the United Nations Framework Convention on Climate Change (https://unfccc.int/sites/default/files/resource/LTS%20Full%20Draft_Final%20version_oct31.pdf)
- ③Pan-Canadian Framework on Clean Growth and Climate Change: Canada's plan to address climate change and grow the economy. (https://publications.gc.ca/collections/collection_2017/eccc/En4-294-2016-eng.pdf)
- ④Budget 2024: A clean and safe environment for the next generation (<https://www.canada.ca/en/departement-finance/news/2024/05/budget-2024-a-clean-and-safe-environment-for-the-next-generation.html>)
- ⑤Canada Carbon Rebate (CCR) (<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/child-family-benefits/cai-payment.html>)
- ⑥Greenhouse Gas Pollution Pricing Act (<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/g-11.55/>)
- ⑦Where Canada's greenhouse gas emissions come from: 2024 National Greenhouse Gas Inventory (<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/news/2024/05/where-canadas-greenhouse-gas-emissions-come-from-2024-national-greenhouse-gas-inventory.html>)
- ⑧Natural Resources Canada "Government of Canada Launches the First Clean Economy Investment Tax Credits" (<https://www.canada.ca/en/natural-resources-canada/news/2024/06/government-of-canada-launches-the-first-clean-economy-investment-tax-credits.html>)
- ⑨Department of Finance Canada "Government advances Made-in-Canada sustainable investment guidelines and mandatory climate disclosures to accelerate progress to net-zero emissions by 2050" (<https://www.canada.ca/en/departement-finance/news/2024/10/government-advances-made-in-canada-sustainable-investment-guidelines-and-mandatory-climate-disclosures-to-accelerate-progress-to-net-zero-emissions.html>)
- ⑩Government of Canada "Canada's next net-zero milestone: the 2035 emissions reduction target" (<https://www.canada.ca/en/services/environment/weather/climatechange/climate-plan/2035-emissions-reduction-target/next-netzero-milestone.html>)
- ⑪Government of Canada "Swearing-in of the 30th Canadian Ministry" (<https://www.pm.gc.ca/en/news/news-releases/2025/03/14/swearing-30th-canadian-ministry>)
- ⑫Government of Canada "FCN16 Removal of the fuel charge" (<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/forms-publications/publications/fcn16/removal-of-the-fuel-charge.html>)
- ⑬Election Canada. "Federal Election." (<https://www.elections.ca/content2.aspx?section=kdt&document=index&lang=e>)



国際約束

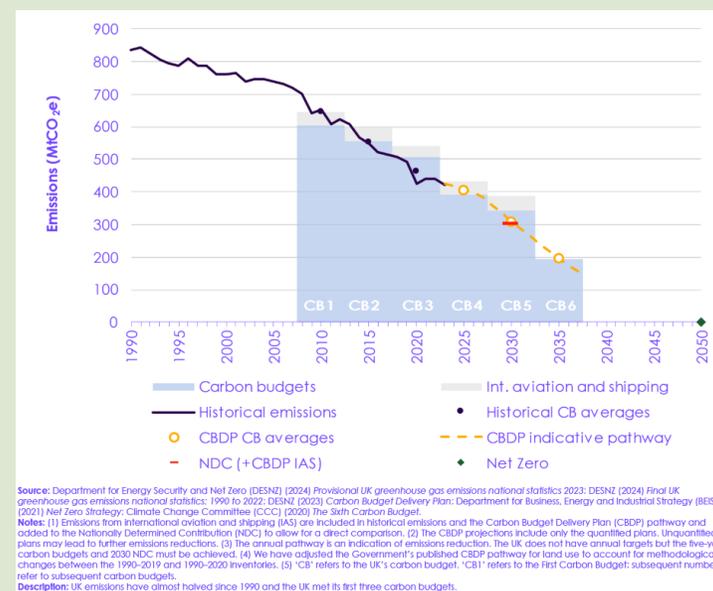
NDC（現在&次期目標）

- 2030年までに経済全体の温室効果ガス排出量を1990年比で少なくとも68%削減^①
- 二酸化炭素（CO2）、メタン（CH4）、亜酸化窒素（N2O）は1990年を基準年。ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF6）、三フッ化窒素（NF3）については、基準年は1995年^①
- 2035年までに経済全体の温室効果ガス排出量（純排出・除去）を1990年比で少なくとも81%削減^④

長期戦略

- 2008年にClimate Change Actを策定、長期目標を法制化（1990年比80%削減目標）^②
- 2019年にClimate Change Act を改正し、2050年カーボンニュートラル目標へ強化^③
- 2050年目標を着実に達成するために、中長期の削減目標である炭素予算（Carbon Budget）を策定。第1期（2008年～2012年）25%削減、第2期（2013年～2017年）31%削減、第3期目（2018年～2022年）37%削減、第4期（2023年～2027年）51%削減、第5期（2028年～2032年）57%削減、第6期（2033年～2035年）78%削減を法制化^④ 2035年目標は2024年11月～2025年2月の間に、第7期炭素予算（2038-2042）を2025年に策定予定^⑤
- COP29 において、「2035年までに経済全体の温室効果ガス排出量を1990年比で少なくとも81%削減することを約束する。」とスピーチ^⑥

排出量実績と目標^⑨



Source: Department for Energy Security and Net Zero (DESNZ) (2024) Provisional UK greenhouse gas emissions national statistics 2023; DESNZ (2024) Final UK greenhouse gas emissions national statistics: 1990 to 2022; DESNZ (2023) Carbon Budget Delivery Plan; Department for Business, Energy and Industrial Strategy (BEIS) (2021) Net Zero Strategy; Climate Change Committee (CCC) (2020) The Sixth Carbon Budget.
 Notes: (1) Emissions from international aviation and shipping (IAS) are included in historical emissions and the Carbon Budget Delivery Plan (CBDP) pathway and added to the Nationally Determined Contribution (NDC) to allow for a direct comparison. (2) The CBDP projections include only the quantified plans. Unquantified plans may lead to further emissions reductions. (3) The annual pathway is an indication of emissions reduction. The UK does not have annual targets but the five-year carbon budgets and 2050 NDC must be achieved. (4) We have adjusted the Government's published CBDP pathway for land use to account for methodological changes between the 1990-2019 and 1990-2020 inventories. (5) 'CB' refers to the UK's carbon budget. 'CB1' refers to the first Carbon Budget; subsequent numbers refer to subsequent carbon budgets.
 Description: UK emissions have almost halved since 1990 and the UK met its first three carbon budgets.

国内政策

気候変動政策の枠組み

法律

- 2008年、Climate Change Act 2008を制定、国をあげて低炭素投資を活性化させるために、政府が将来も地球温暖化対策が続くことを担保。2008年当時、2050年までの長期的な目標の法制化は世界初^②

予算

- 2021年、Net Zero Strategy: Build Back Greener（ネット・ゼロ戦略：グリーン再建）を策定。グリーン産業に120億ポンドの政府投資を動員し、グリーン産業および25万人の雇用の創出を目指す^⑤

税制

- Climate Change Levy：気候変動税^⑥

気候変動政策の概要

- エネルギー安全保障と気候変動問題が英国において重要な政策課題であるという認識から、英国政府は2023年2月に省庁改変を実施し、ビジネス部門に包含されていたエネルギー部門を科学・ビジネスから分割し、エネルギー安全保障・ネット・ゼロ省（Department of Energy Security and Net Zero: DESNZ）を新設^⑦
- 2023年4月、エネルギー安全保障計画とネット・ゼロ成長計画から構成される、英国の目指すべきエネルギー安全保障と脱炭素の考え方を示した「Powering Up Britain」を公表^⑧



気候変動政策の最新動向（詳細1）

英国総選挙で野党・労働党が大勝、14年ぶりの政権交代。労働党政権はネットゼロに関連する以下の新法案を発表^⑩。

- 英国エネルギー法案：再生可能エネルギーへの投資を加速させるための、公営グリーンエネルギー会社の設立（グリーン・エネルギーの生産、配給、貯蔵、供給、化石燃料から生産されるエネルギーからの温室効果ガス排出の削減、エネルギー効率の改善、エネルギー供給の安全性確保のための措置を促進することを目的に設置）
- クラウン・エステート法案：規制を撤廃し、公共インフラへの投資を促進。
- 持続可能な航空燃料法案：収益支援メカニズムの確立、および燃料の生産支援。
- 住宅の断熱、自然および生物多様性、土地管理、水資源部門に関する政策など、気候変動の緩和と適応に影響を与えるその他の政策の推進

独立機関による進捗評価^⑨

- ネットゼロに向けた進捗状況は、独立機関である**気候変動委員会（CCC）**が2024年7月時点における進捗評価を発表。
- 2030年の目標を達成するために必要な行動の3分の1しか「信頼性のある」計画でカバーされておらず、14%以上の計画が「不十分な」計画であり、英国が「ネットゼロ達成から外れている」と指摘。
- また、CCCの暫定議長であるピアーズ・フォスター氏は、「2030年の排出削減目標は危険にさらされている。新政権には軌道修正のチャンスがあるが、遅れを取り戻すためには緊急の対応が必要である。」とコメント。
- 同報告書は、これまでの排出削減の進展の多くは石炭から再生可能エネルギーへの転換によるものであり、英国は現在、低炭素技術（電気自動車、ヒートポンプ、ソーラーパネルなど）を急速に普及させるべきと指摘。

独立機関による対策別目標進捗評価

Table 3.1
Summary of progress against key indicators

Indicators of demand for high-carbon activities		Indicators of roll-out of low-carbon technologies and nature-based solutions		Indicators of enablers of the transition	
Car-km (G)	Residential energy demand (G)	Public EV charge points (G)	Electric car sales (O)	Battery cell prices (G)	Trained heat pump installers (R)
Non-residential energy demand (G)	Van-km (O)	Electricity used in industry (O)	Offshore wind capacity (O)	Heat pump installation costs (LGr)	Offshore wind costs (LGr)
Electricity consumption per GVA in industry (O)	Households receiving energy efficiency measures (R)	Onshore wind capacity (O)	Unabated gas share of electricity generation (O)	Solar costs (LGr)	Green jobs (LGr)
Livestock numbers (W)	Airport terminal passengers (W)	Electric van sales (R)	Heat pump installations (R)	Knowledge of EVs (LGr)	Knowledge of heat pumps (LGr)
		Solar capacity (R)	Woodland creation (R)		
		Peatland restoration (R)	Sustainable aviation fuel share (W)		

■ On track (G) Too early to say (W)
■ Slightly off track (O) Data not reported (Gr)
■ Significantly off track (R) No benchmark or target (LGr)

Source: Climate Change Committee (CCC) analysis.
 Notes: An indicator is on track if it is going in the right direction at an appropriate rate. This is determined by comparing the historical data to government ambition or the CCC's recommended path and considering the wider contextual factors that may have a temporary impact (e.g., recovery from COVID-19). Government ambition is an umbrella term encompassing stated targets, projections and modelling assumptions – and does not necessarily represent a formal commitment from the Government.



気候変動政策の最新動向（詳細2）

2035年のNDC公表に関する大臣スピーチ^⑪

- 11月12日、COP29において、ミランダ大臣（エネルギー安全保障・ネットゼロ省）は2035年国家決定貢献（NDC）の概略を発表。スピーチの内容は以下の通り。
- 2035年までに経済全体の温室効果ガス排出量を1990年比で少なくとも81%削減することを約束する。
- 2030年までに少なくとも68%の排出量削減を誓約した英国の前のNDCを明確に前進させたものである。
- COP28のグローバル・ストックテイクの成果を反映したもので、英国の早期かつ野心的なNDCは、気候変動における世界的なリーダーシップを回復し、他国の野心拡大を促すことになる。
- また、英国のグリーンエネルギーへの移行は、21世紀の経済的チャンスでもあり、英国全土で何十万もの良質な雇用の創出を支援し、将来の価格ショックから経済を守り、同時にさまざまな社会的・健康的利益をもたらす。
- 2030年までにグリーン電力を実現し、経済全体でネットゼロを加速させる。

独立機関気候変動委員会（CCC）によるNDCに対する助言^⑫

- 英国は、COP29で首相が発表した81%削減目標に基づき、2025年2月までに、高い整合性を持つ2035年NDCを正式に国連気候変動枠組条約事務局（UNFCCC）に提出すべきである。
- 正式なNDC提出は、ベストプラクティスとなる技術的附属書（「透明性、透明性、理解を促進するための情報」として知られる）を含めることで、国際的な透明性を推進すべきである。
- グローバル・ストックテイクがNDCにどのように影響を与えたか、また、NDCの達成が自然環境や適応に関する行動とどのように統合されるかについて、詳細に説明すべきである。
- 英国は、2035年NDCの早期かつ野心的な発表を最大限に活用し、COP30に向けて他の国々にも高い野心の公約を促すべきである。
- 電気自動車、ヒートポンプ、植林などの低炭素ソリューションの展開を加速させるため、さらなる緊急対策が必要である。



気候変動政策の最新動向（詳細3）

2024年英国秋季予算案（UK Autumn Budget 2024）^①

- 英国政府は、英国の来期予算計画である秋季予算案が10月30日に公表。Rebuilding Britainとして、経済の基盤を整え、全国的な再建を目指す成長戦略を中心に掲げ、地域ごとの生活水準向上を目指す内容となっている。たとえば、公共部門への純投資をGDPの2.6%とし、今後5年間で1,000億ポンドを超える追加資本投資を計画。
- 温暖化関連では以下の言及が行われている。
 - 炭素国境調整メカニズム（CBAM）：英国CBAM導入に関する2024年3月の協議に対する回答について言及。英国のCBAMは2027年1月1日に導入、対象はアルミニウム、セメント、肥料、水素、鉄鋼・鉄鋼セクター（ガラスおよびセラミック部門の製品は対象外となること決定）。これらのセクターの英国への輸入品に対して、炭素価格が課される。登録基準額は5万ポンドに設定されることにより、輸入排出量の99%以上をCBAMの対象範囲内に維持しながら、登録可能な企業の80%以上が除外となる（この基準によりCBAMの対象から完全に除外される企業の70%以上は中小企業となる）
 - 気候変動税（Climate Change Levy）：2026-27年度の通常税率および軽減税率については、小売物価指数（RPI）に連動して引き上げをすることが定められているが、液化石油ガス（LPG）の標準税率は引き続き据え置き。CCLの軽減税率は、標準税率の固定割合として据え置き。
 - 炭素価格支援（Carbon Price Support）については、CO₂ 1トンあたり18ポンド相当の水準に据え置き。
 - 炭素回収・利用・貯蔵インフラへの80億ポンドの民間投資を活用し、Sizewell C（原子力発電）開発への資金提供を継続し、グレート・ブリティッシュ・エナジーを始動させるための資金を提供。

2024年秋季予算案では、「The Growth Mission（下図）」として、経済の安定を回復し、投資を増加させ、改革を進めることで、国全体の繁栄と生活水準の向上を図る取り組みの枠組みを示している。特に、地域格差の解消や長期的な経済成長を実現し、国の再建を目指す内容となっている。





出典

- ① United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland's Nationally Determined Contribution
(<https://unfccc.int/sites/default/files/NDC/2022-09/UK%20NDC%20ICTU%202022.pdf>)
 - ② Climate Change Act 2008
(<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2008/27/contents>)
 - ③ The Climate Change Act 2008 (2050 Target Amendment) Order 2019
(<https://www.legislation.gov.uk/ukdsi/2019/9780111187654>)
 - ④ Carbon Budget Delivery Plan (<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/6424b2d760a35e000c0cb135/carbon-budget-delivery-plan.pdf>)
 - ⑤ Net Zero Strategy: Build Back Greener
(<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/6194dfa4d3bf7f0555071b1b/net-zero-strategy-beis.pdf>)
 - ⑥ Finance Act 2000 (<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/17/part/II>)
 - ⑦ PM: Making government deliver for the British people (<https://www.gov.uk/government/news/making-government-deliver-for-the-british-people>)
 - ⑧ Powering Up Britain: Net Zero Growth Plan
(<https://www.gov.uk/government/publications/powering-up-britain/powering-up-britain-net-zero-growth-plan>)
 - ⑨ UK 2024 Progress Report to Parliament
(<https://www.theccc.org.uk/publication/progress-in-reducing-emissions-2024-report-to-parliament/>)
 - ⑩ The UK's plans and progress to reach net zero by 2050
(<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-9888/CBP-9888.pdf>)
- ※政府は2024年11月から2025年2月の間に、2035年に向けた新たな国別貢献を設定する必要がある点改めて明記
- ⑪ The UK's 2035 Nationally Determined Contribution emissions reduction target under the Paris Agreement
<https://questions-statements.parliament.uk/written-statements/detail/2024-11-12/hcws206>
 - ⑫ COP29 Key outcomes and next steps for the UK
<https://www.theccc.org.uk/wp-content/uploads/2024/12/COP29-Key-outcomes-and-next-steps-for-the-UK-2.pdf>
 - ⑬ Autumn Budget 2024
<https://www.gov.uk/government/publications/autumn-budget-2024/autumn-budget-2024-html#:~:text=Rebuilding%20Britain,-The%20government%20is&text=Capital%20investment%20will%20increase%20by,and%20protecting%20record%20R%26D%20funding.>
 - ⑭ United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland's 2035 Nationally Determined Contribution
[https://unfccc.int/sites/default/files/2025-01/UK%27s 2035 NDC ICTU.pdf](https://unfccc.int/sites/default/files/2025-01/UK%27s%202035%20NDC%20ICTU.pdf)



国際約束

NDC（現在&次期目標）

2030年：1990年比65%削減

（気候保護法 (Bundes-Klimaschutzgesetz (KSG)) ①

長期戦略

2040年：1990年比88%削減

2045年：カーボンニュートラル

（気候保護法 (Bundes-Klimaschutzgesetz (KSG))

国内政策

気候変動政策の枠組み

- 法律：気候保護法 (Bundes-Klimaschutzgesetz (KSG))

- 予算

German recovery and resilience plan (DARP) ②

BMWが主導する3つのプロジェクトは、「IPCEI Hydrogen」、「Industrial Decarbonisation Support Programmes」、「Climate Contracts」という産業界の脱炭素化に特化したものに総額25億ユーロの復興・強靭化ファシリティー（Recovery and Resilience Facility）からの欧州資金援助を受けている。

Climate and Transformation Fund (KTF) ③

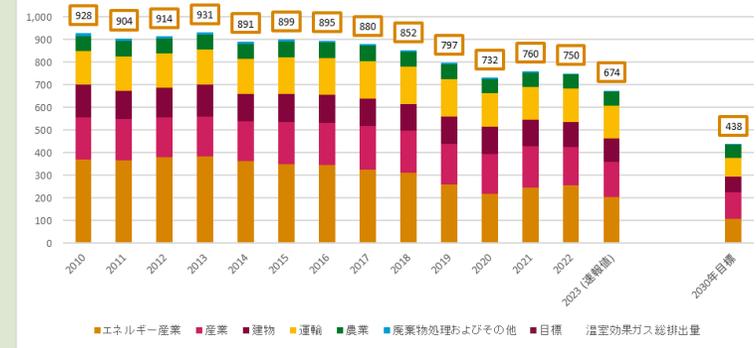
2024年から2027年の間に、総額約2,118億ユーロがKTFの任務に割り当てられる。約186億ユーロは水素産業、約139億ユーロはEV促進と充電インフラ、125億ユーロは鉄道インフラ等に支出される

- 税制

エネルギー税・電力税

1999年から2003年にエネルギー税を段階的に増税、1999年に電力税を新設。ただし、税収は企業の公的年金負担の軽減に還流。

排出量実績と目標



出典：ドイツ環境庁 (UBA)

気候変動政策の概要

ドイツは、EUの気候変動政策の枠組みの中で、EUの目標達成に貢献しつつ、国内ではそれを超える目標を設定し、積極的な排出削減を進めている。2011年に公表されたEnergy Conceptに基づき、2050年に向けたエネルギー転換(Energiewende)を標榜。

2022年の総選挙で緑の党が連立政権に参加したことで、気候変動対策の強化と目標引き上げが行われた。また、この目標を達成するための気候行動プログラム2030 (Entwurf eines Klimaschutzprogramms 2030 der Bundesregierung) ④が打ち出されており、特に進捗が芳しくない運輸部門でのBEV導入や非化石燃料の利用拡大、建築部門でのヒートポンプ導入拡大のための関連法改正が行われた。加えて、2024年2月には炭素管理戦略(Carbon Management-Strategie) ⑤、同3月には遅れていた気候保護契約 (Klimaschutzverträge) ⑦の公募を開始されている。

- カーボンプライシング

2005年：エネルギー多消費産業及び発電部門等はEU ETSの対象。

2021年：EU ETS以外の部門を対象に国内排出権取引(nEHS)を開始

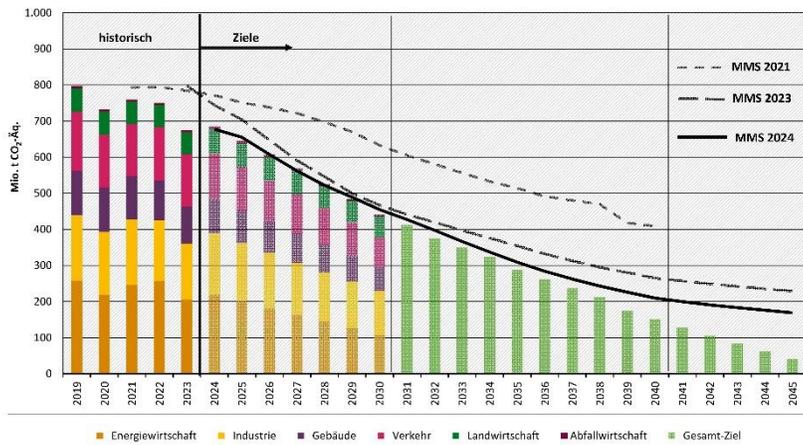


気候変動政策の最新動向 (詳細1)

- 気候保護法 (Bundes-Klimaschutzgesetz (KSG)) 改正
 - 社会民主党(SPD)、自由民主党(FDP)、緑の党の連立政権は、気候保護法を改正することに合意^⑥した。
 - 2021年に改正された気候保護法は、連邦最高裁の判断を踏まえ、2045年ネットゼロ目標を設定、2030年までセクター別目標を設定するとともに、この目標に向けて毎年の目標水準が設定されている。
 - 今回の改正^⑦では、気候保護法のセクター別目標は残るが、セクター間での柔軟性を持った対応ができるように変更する。また、2030年目標に向けて、全体の進捗が滞る場合には、追加的な措置を実施することを政府に義務付ける。
 - 加えて、気候問題専門家会議(Expertenrates für Klimafragen)の役割を強化し、政府の予測と実績を評価し、独自の対策を提案することが可能となる。
 - なお、政府が2024年3月に公表した今後の予測^⑧では2030年目標の達成が見込まれているが、気候問題専門家会議が5月に発表した報告書^⑨では2030年目標が未達となる可能性を指摘している。

図1 ドイツ連邦環境庁(UBA)による予測

Entwicklung der gesamten Treibhausgasemissionen nach Quellbereichen (2019–2045)



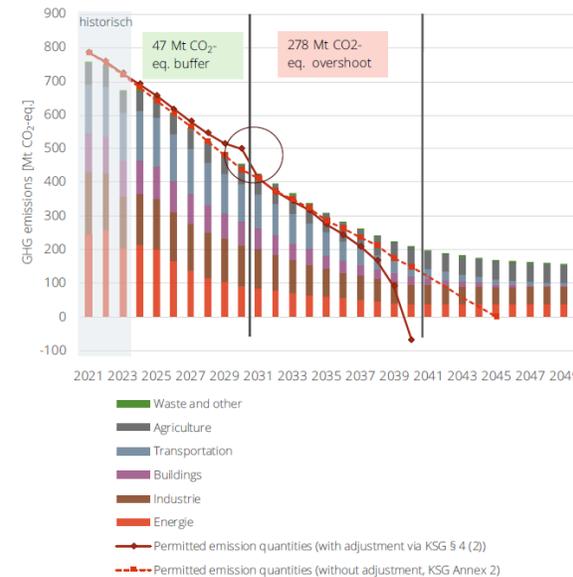
Quelle: Umweltbundesamt, Umweltwissenschaften, Bericht über die Treibhausgasemissionen in Deutschland 2023, Seite 17

出典: <https://www.umweltbundesamt.de/en/press/pressinformation/climate-emissions-fall-101-per-cent-in-2023-biggest>

注1) Energiewirtschaft(エネルギー産業)、Industrie(産業)、Gebäude(建物)、Verkehr Landwirtschaft (運輸)、Abfallwirtschaft und Sonstiges (廃棄物、その他)、Summe THG(総排出量)、Historisch(実績)、Ziele (予測)

注2) MMS 2021 (2021年予測)、MMS 2023(2023年予測)、MMS 2024(2024年予測)

Figure 2.2: Development of GHG emissions (excluding LULUCF) in comparison to the annually permitted emission quantities



Own illustration. Based on the Climate Change Act, the historical emissions data (UBA 2024a) and the 2024 projection data (UBA 2024e).

図2 気候問題専門家会議(Expertenrates für Klimafragen)による予測

出所: Expertenrates für Klimafragen

<https://expertenrat-klima.de/>

注1) 線グラフが気候保護法(KSG)の目標値、積み上げ棒グラフが気候問題専門家会議による予測値を示している。

注2) KSG4条2項の調整とは、連邦政府による部門別目標の修正を指す。

注3) KSG Annex2 の調整とは、KSG4条2項の調整の結果として設定される部門別の目標を指す。

注4) 連邦議会にて審議中のKSG改正案では、KSGによる部門別目標に関して、部門間での調整を連邦政府が調整できるようになる見込みである。



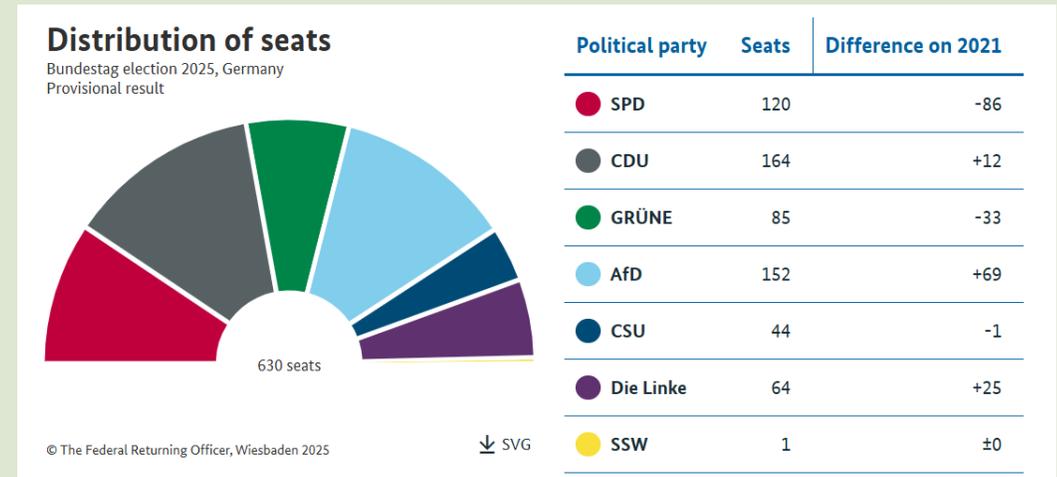
気候変動政策の最新動向（詳細2）

- 気候保護契約(Klimaschutzverträge)の第一ラウンドの結果^⑩
 - 2024年10月15日、BMWKは気候保護契約の第1ラウンドの入札結果を発表、17社から応募があり、このうち15社が選定された。
 - これらの契約の予算総額は28億ユーロ、今後15年間で1,700万t-CO₂の削減が見込まれる。（ただし、各社との契約内容は競争上の理由により非公表）
- 選挙の経緯・結果は以下の通りである
 - 2024年11月にSPDのショルツ首相がFDPのリントナー財務相を罷免し、連立政権が崩壊。12月の信任投票が否決され、2025年2月23日に連邦議会選挙が実施された。
 - 選挙の結果、保守野党キリスト教民主・社会同盟（CDU・CSU）が208議席を獲得し、第1党の座を確保した。^⑪

各政党の主なエネルギー・気候変動政策関連の動向

- CDU：再生可能エネルギーの促進（排出権オークション収入の活用）、原子力の再稼働、電気料金の引き下げ
- AfD：原子力の再稼働、石炭火力の維持、国内排出権取引の停止、風力発電所の解体、ロシアからの天然ガス輸入の再開
- SPD：再生可能エネルギーの促進（国債発行）、原子力の再稼働に反対、送電料金を半額にし電気料金を引き下げ
- 緑の党：再生可能エネルギーの促進（国債発行）、原子力の再稼働に反対

ドイツ総選挙 議席獲得結果（政党別）



出所：Results Germany - The Federal Returning Officer



出典

- ① Bundes-Klimaschutzgesetz (KSG) <https://www.gesetze-im-internet.de/ksg/BJNR251310019.html>
- ② EU commission (2024) German recovery and resilience plan (DARP) https://commission.europa.eu/business-economy-euro/economic-recovery/recovery-and-resilience-facility/country-pages/germanys-recovery-and-resilience-plan_en
- ③ Presse- und Informationsamt der Bundesregierung (2023) Climate and Transformation Fund (KTF) <https://www.bundesregierung.de/breg-de/aktuelles/ktf-sondervermoegen-2207614>
- ④ BMWK(2024) Bundeskabinett verabschiedet umfassendes Klimaschutzprogramm 2023 <https://www.bmwk.de/Redaktion/DE/Pressemitteilungen/2023/10/20231004-bundeskabinett-verabschiedet-umfassendes-klimaschutzprogramm-2023.html>
- ⑤ BMWK(2024) Kabinett macht Weg frei für CCS in Deutschland Habeck: „Entscheidung für CCS ist Richtungsentscheidung für die Industrie in Deutschland.“ <https://www.bmwk.de/Redaktion/EN/Pressemitteilungen/2024/05/20240529-cabinet-clears-path-for-ccs-in-germany.html>
- ⑥ Reuters “German coalition agrees more flexible climate protection law” (2024/4/16) <https://www.reuters.com/world/europe/german-coalition-agrees-new-flexible-climate-protection-law-2024-04-15/>
- ⑦ Presse- und Informationsamt der Bundesregierung (2024) “Ein Plan fürs Klima” <https://www.bundesregierung.de/breg-de/themen/tipps-fuer-verbraucher/klimaschutzgesetz-2197410>
- ⑧ UBA(2024) Climate emissions fall by 10.1 per cent in 2023 – biggest decline since 1990 <https://www.umweltbundesamt.de/en/press/pressinformation/climate-emissions-fall-101-per-cent-in-2023-biggest>
- ⑨ Geschäftsstelle Expertenrat für Klimafragen (2024) Gutachten zur Prüfung der Treibhausgas-Projektionsdaten 2024 https://expertenrat-klima.de/content/uploads/2024/06/ERK2024_Sondergutachten-Pruefung-Projektionsdaten-2024.pdf
- ⑩ Habeck hands over Carbon Contracts for Difference https://www.klimaschutzvertraege.info/news/habeck_hands_over_ccfds
- ⑪ <https://www.bundeswahlleiterin.de/en/bundestagswahlen/2025/ergebnisse/bund-99.html#seats1>

国際約束

NDC（現在&次期目標）

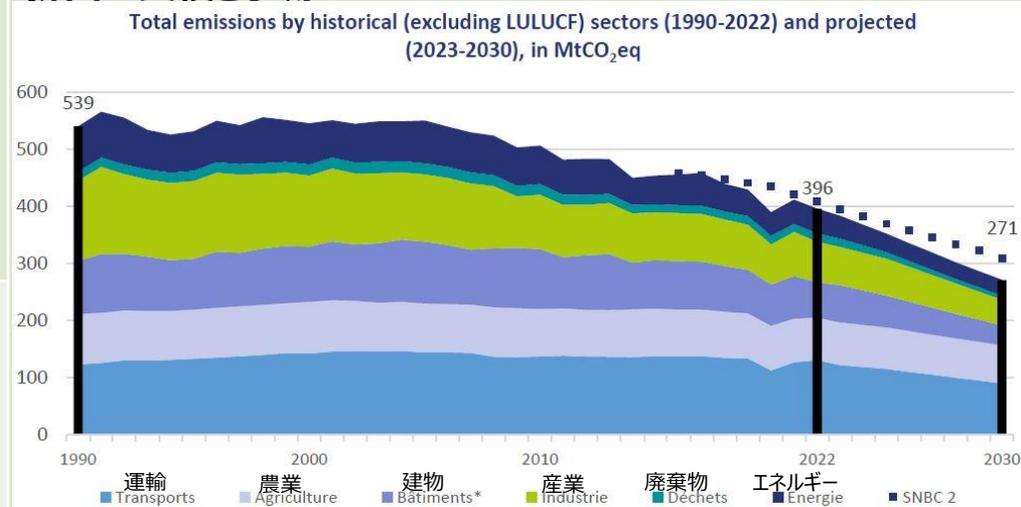
- 2050年までにカーボンニュートラルを達成。
- GHG排出量を2030年に1990年比でグロス-40%からネット-55%に削減するというEUの目標が引き上げられたことを受け、フランスは2024年7月にEUに提出した「国家エネルギー・気候計画2021-2030」（NECP）の最終版では、次の目標（2030年）を掲げている：①②
 - 温室効果ガス排出量（土地部門を除く）を1990年比で少なくとも50%削減（これまでの-40%から）
 - 温室効果ガス排出量のネット削減（土地部門を含む）を1990年比で約-55%とする目標

長期戦略

2023年11月、エネルギー・気候戦略（Stratégie Française pour l'Énergie et le Climat, SFEC）を公表、公開コンサルテーションは同12月に終了：③

- 2050年までにエネルギー消費量を2021年比で40～50%削減
- 2027年までに脱石炭火力発電、2050年までに脱化石燃料
- 低炭素電力生産を2030年までに10%増、2050年までに55%増（2021年比で）

排出量実績と予測②



(注：フランス語を機械翻訳の上加筆)

国内政策

気候変動政策の枠組み・概要

法律

2023年11月に、2050年までにカーボンニュートラルの達成と気候変動への適応のためのロードマップとなる「エネルギー・気候戦略（SFEC）」を発表した。その内容は、国家低炭素戦略（SNBC第3版）、多年度エネルギー計画（PPE第3版、2024-2033）、国家気候変動適応計画（PNACC第3版）から構成された。（エネルギー・気候計画法（LPEC）は当初もSFECに含まれたが、採択に見送ることになった（2023年7月1日までに採択されるべきだった）。②④⑤

予算

- 2024年財政法案における国家予算（5,697億ユーロ）のうち、環境関連な支出は417億ユーロに達し、前年より70億ユーロ増加。⑥
- 「フランス2030」（France 2030）：総額540億ユーロを投じる。経済の脱炭素化、環境に負荷をかけない技術・新興企業に支援。⑦

税制・ETS

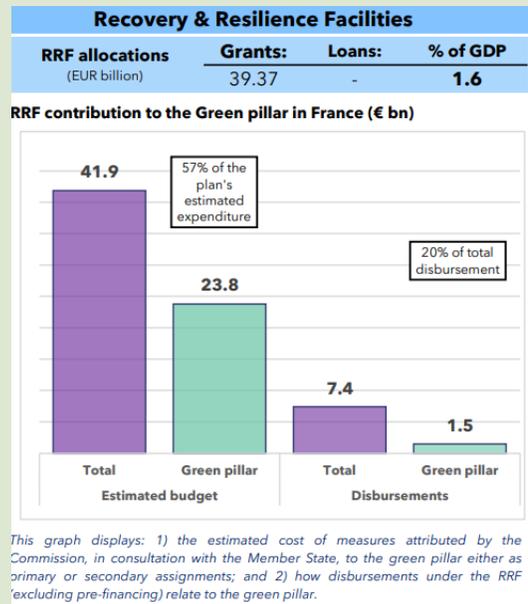
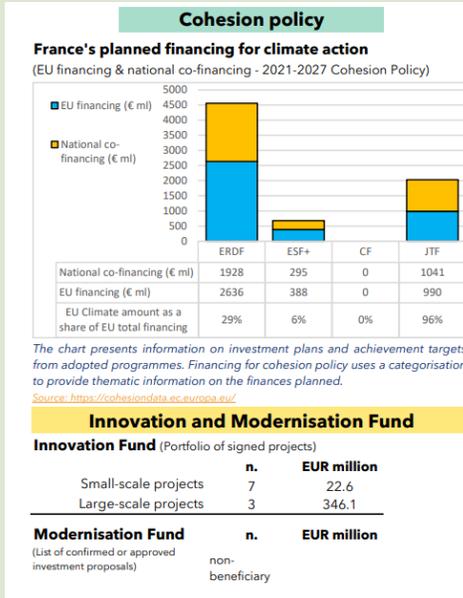
- 炭素税、住宅のエネルギー改修等における税制優遇
- EU ETSによる規制（製造業、発電、航空等の部門）

エネルギー消費・構成②

- 2022年（実績）には、一次エネルギー消費量は2,482TWh（気候変動補正前の実データ）で、一次エネルギーミックスは、原子力37%、石油30%、天然ガス16%、再生可能エネルギー・廃棄物15%（うち1%は非再生可能廃棄物）、石炭3%で構成された。
- 2024年7月に提出されたNECPでは、2030年に一次エネルギー消費量を1,844TWh、最終エネルギー消費量を2012年比で30%削減、最終エネルギー消費量における再生可能エネルギーを570TWhと目標として設定している。



気候変動政策の最新動向（詳細1）



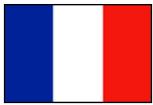
出典：Climate Action Progress Report 2023[®]

● “France 2030” Investment Plan^⑨

France 2030は、当初340億ユーロ（のち、総額540億ユーロまで増額）の国家投資計画で、300億ユーロの補助金と40億ユーロのfund(投融資等とみられる)のスキームにより5年間で展開される。2022年には35億ユーロが割り当てられ、うち28.4億ユーロが補助金、6.6億ユーロが資金調達となる。予算案はフランス国民議会で議決された。

この計画は、以下を含む10の目標で構成されている。

エネルギー部門に80億ユーロを割り当て、小型原子炉の開発（10億ユーロ）、グリーン水素プロジェクトの開発（19億ユーロ）、産業の脱炭素化（56億ユーロ）を目指す。200万台近い電気自動車とハイブリッド車（25億ユーロ）、低炭素航空機（12億ユーロ）を生産するための運輸部門へ40億ユーロを割り当てる。



気候変動政策の最新動向（詳細2）

- “France 2030” Investment Plan^{⑦⑩} 続【詳細版】

「France 2030」は、当初340億ユーロの国家投資計画で、300億ユーロの補助金と40億ユーロのfund(投融資等とみられる)のスキームにより5年間で展開される。2022年には35億ユーロが配分され、そのうち28億4,000万ユーロが補助金、6.6億ユーロが株式投資であったが、2022年にイノベーション促進に向け、国が主導して研究開発（R&D）プロジェクトを支援する「第4次未来投資計画」と統合され、200億ユーロを積み増した。総額540億ユーロの予算のうち50%を経済の脱炭素化、残りの50%を環境に負荷をかけないイノベーションやスタートアップ企業に投資する計画となった。**戦略分野別に設定された10の目標**と、それを支える**分野横断的な6つの目標**から構成される。

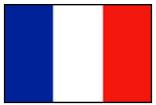
戦略分野における10の目標

- 放射性廃棄物のより適切な管理を伴うイノベティブな小型モジュール原子炉の開発（12億ユーロ）
- フランスを脱炭素水素（注）の世界的リーダーとすべく、水素分野に投資（90億ユーロ）し、再生可能エネルギーの先端技術開発を加速（10億ユーロ）
- 製造業の脱炭素化（56億ユーロ）
- 低炭素型モビリティの開発と、2030年までに電気自動車（EV）の国内生産台数を200万台に拡大（36億ユーロ）
- 2030年までに低炭素航空機の国内生産を開始（15億ユーロ）
- 安全かつ持続可能でトレーサビリティの高い食品の開発（23億ユーロ）
- 20種以上のバイオ医薬品（特にがん、慢性疾患に対する医薬品）の国内生産と、イノベティブな医療機器の開発（75億ユーロ）
- クリエイティブで文化的なコンテンツの制作（10億ユーロ）
- 宇宙産業の振興（15億ユーロ）
- 海底資源の開発（3億5,000万ユーロ）

分野横断的な6つの目標

- 原材料の安定的確保（29億ユーロ）等

経済を迅速に回復させ、脱炭素化、産業の再征服、国全体のスキルと資格の強化の面で成果を上げるために、政府は1,000億ユーロの例外的な復興計画である「フランス・レナンス」を、生態学的移行、競争力、結束の3つの要素を中心に展開している。この計画は、EUから約400億ユーロの財政支援を受けている。「France 2030」投資計画は、この復興計画に沿っており、技術革新を通じて経済の主要部門の変革を継続し、フランスがすでに技術的フロンティアにある新しいセクターを探求することが可能になり、生産バリューチェーン全体に対応する優れたプロジェクトを支援し、投資、イノベーション、再工業化を支持する政府の戦略を追求する。ブルーノ・ボネルが率いる投資総局(SGPI)は、首相の権限の下、すべての政府省庁と連携して、フランス2030の展開と実施を主導している。



気候変動政策の最新動向（詳細3）

- **国家低炭素戦略（Stratégie nationale bas-carbone、SNBC）と多年度エネルギー計画（Programmation pluriannuelle de l'énergie、PPE）の最新版公開、パブコメ実施（2024年11月）^{⑪⑫}**
 国家低炭素戦略（SNBC）と多年度エネルギー計画（PPE）の最新版は2024年11月に発表され、2024年12月15日まで6週間にわたって公開協議（パブコメ）が実施された。

 - 気候面では、SNBCが更新され、**2030年までに温室効果ガス排出量を従来の40%から50%削減するという目標が盛り込まれた。**
 - エネルギーミックスに関して、PPEは、2030年までに60%の炭素ベースのエネルギー消費から60%の脱炭素エネルギー消費に移行することを目標に更新された。フランスの気候・エネルギー転換の軌道と目標を定義するSNBCとPPEは、国家気候変動適応計画（PNACC）とともに、フランスのエネルギー・気候戦略の基礎を形成している。EUのFit for 55で定められた欧州の目標との整合的である。

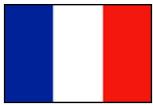
- **「France 2030」投資計画による産業の脱炭素化を加速するための新たな支援スキームを開始（2024年12月）^⑬**
 工業施設における大規模な脱炭素化プロジェクトの入札公募を開始することが2024年12月に発表された。
 入札募集の目的は、温室効果ガスの排出量が最も多い欧州排出量取引制度の対象事業所における超大規模な産業用脱炭素化プロジェクトの支援である。

 - 対象となる脱炭素化プロジェクトは、工業用地の温室効果ガス排出量を削減するのに十分な成熟度を持つ1つ以上の技術的手段、特に電化、エネルギー効率の改善、エネルギーミックスまたは材料ミックスの変更、炭素回収・貯留（CCS）または炭素回収・利用（CCU）を実施するものである。
 - 補助総額の対象となるプロジェクトは、2,000万ユーロ以上である必要がある。交付される補助金は、短期・中期的には採算が合わない大規模な脱炭素化プロジェクトの追加費用を、15年間にわたってカバーするものである。

- **電気自動車購入への支援策を改訂（2024年12月）^{⑭⑮⑯}**
 2024年12月2日より、低公害車の購入に対する支援策が改訂された。所得カテゴリーによる支援金額が異なることや、一部補助を廃止すること等、支援が縮小される。

 - 自家用車の新車購入：支援金額を改訂
 - 個人、法人向けの新車のバンへの補助：廃止
 - 二輪車、三輪車、四輪車（quadricycles motorisés）、自転車への補助：廃止
 - 補助金の予算枠：上限を規定。2025年までに、7億ユーロ近くが電気自動車の購入支援に充てられる予定である。

また、2024年に実施されたEVのソーシャル・リースは更新される模様。2025年に省エネ証書制度（Certificats d'économie d'énergie (CEE)）によって資金が賄われる予定である（詳細は今後発表）。



出典

- ①Update of the NDC of the European Union and its Member States (2023)
<https://unfccc.int/sites/default/files/NDC/2023-10/ES-2023-10-17%20EU%20submission%20NDC%20update.pdf>
- ②France - Final updated NECP 2021-2030 (submitted in 2024)
https://commission.europa.eu/document/download/ab4e488b-2ae9-477f-b509-bbc194154a30_en?filename=FRANCE%20%E2%80%93%20FINAL%20UPDATED%20NECP%202021-2030%20%28English%29.pdf
- ③Stratégie Française pour l'Énergie et le Climat
https://www.ecologie.gouv.fr/sites/default/files/documents/202311_Strategie_energie_climat_DP.pdf (*フランス語より機械翻訳された内容を基にまとめ)
- ④Elaboration de la future Stratégie française sur l'énergie et le climat
<https://www.ecologie.gouv.fr/rendez-vous/consultation-publique-strategie-francaise-energie-climat> (*フランス語より機械翻訳された内容を基にまとめ)
- ⑤Loi de programmation énergie et climat abandonnée : plus d'un an de perdu et un Parlement méprisé (2024年4月11日)
<https://www.greenpeace.fr/espace-presse/loi-de-programmation-energie-et-climat-abandonnee-plus-dun-an-de-perdu-et-un-parlement-meprise/> (*フランス語より機械翻訳された内容を基にまとめ)
- ⑥Budget Bill 2024 : 4th edition of the Green Budget
https://www.budget.gouv.fr/reperes/green_budgeting/articles/budget-bill-2024-4th-edition-green-budget
- ⑦Comprendre France 2030 (「フランス2030」)
<https://www.info.gouv.fr/france-2030/comprendre-france-2030> (*フランス語より機械翻訳された内容を基にまとめ)
- ⑧Climate Action Progress Report 2023 Country profile France
https://climate.ec.europa.eu/document/download/9e28924b-8d69-4338-957a-5a46d0e4e606_en?filename=fr_2023_factsheet_en.pdf
- ⑨IEA “France 2030” Investment Plan
<https://www.iea.org/policies/14279-france-2030-investment-plan>
- ⑩山崎 あき (2023) 国家投資計画「フランス2030」を通じ脱炭素化プロジェクトに補助金支給
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2023/1101/1142de30afd516f1.html>
- ⑪Mise en concertation de la Stratégie nationale bas-carbone (SNBC) et de la Programmation pluriannuelle de l'énergie (PPE) : la France renforce ses objectifs climatiques et énergétiques(*フランス語より機械翻訳された内容を基にまとめ)
<https://www.ecologie.gouv.fr/presse/mise-concertation-strategie-nationale-bas-carbone-snbc-programmation-pluriannuelle-lenergie>
- ⑫Stratégie nationale bas-carbone et Programmation pluriannuelle de l'énergie : ouverture de la concertation publique(*フランス語より機械翻訳された内容を基にまとめ)
<https://www.ecologie.gouv.fr/rendez-vous/strategie-nationale-bas-carbone-programmation-pluriannuelle-lenergie-ouverture>
- ⑬France 2030 : Lancement d'un dispositif d'aide majeur pour soutenir les tres grands projets industriels la decarbonation(*フランス語より機械翻訳された内容を基にまとめ)
<https://www.ecologie.gouv.fr/presse/france-2030-lancement-dun-dispositif-daide-majeur-soutenir-tres-grands-projets-industriels>
- ⑭Aides à l'acquisition de véhicules peu polluants : les dispositifs évoluent(*フランス語より機械翻訳された内容を基にまとめ)
<https://www.economie.gouv.fr/actualites/aides-lacquisition-de-vehicules-peu-polluants-les-dispositifs-evoluent#>
- ⑮Achat d'un véhicule : comment fonctionne le bonus écologique ? (*フランス語より機械翻訳された内容を基にまとめ)
<https://www.economie.gouv.fr/particuliers/bonus-ecologique#>
- ⑯Le Gouvernement confirme son engagement en faveur de l'électrification des véhicules et annonce les nouveaux barèmes en faveur des dispositifs de soutien(*フランス語より機械翻訳された内容を基にまとめ)
<https://presse.economie.gouv.fr/le-gouvernement-confirme-son-engagement-en-faveur-de-lelectrification-des-vehicules-et-annonce-les-nouveaux-baremes-en-faveur-des-dispositifs-de-soutien/>



国際約束

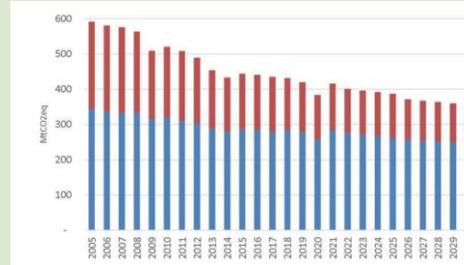
NDC（現在&次期目標）

- 2030年までにGHG排出量を1990年比で少なくとも55%削減^{①②③}

長期戦略

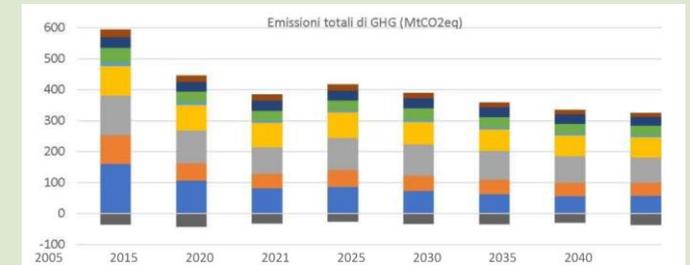
- UNFCCCに対する長期戦略は未提出。
- 「**Italian Long-Term Strategy (I-LTS) on Reducing Greenhouse Gas Emissions**」を2021年に環境省が策定^④
- 「**Ecological Transition Plan**」を2022年に策定^⑤

排出量実績と目標



ETSとESRの温室効果ガス排出量 (Mt CO2eq)

出典：PNIEC 2023^②



部門別の温室効果ガス排出量 (Mt CO2eq)

国内政策

気候変動政策の枠組み

計画・戦略^{②③}

- 「エネルギーと気候に関する国家統合計画」(NECP 2021-2030)を2024年6月最終版提出(2019年版からの改訂)
- 「NECP 2021-2030」は、5つの柱で構成
(GHG削減・再エネ拡大による脱炭素化、エネルギー効率向上、エネルギー供給安全保証、エネルギー市場、研究開発促進など)
- 「NECP 2021-2030」におけるGHG削減目標
【EU ETS部門(エネルギー集約産業部門)】
2005年→2030年 62%削減
【ESR部門(産業・運輸・民生部門)】
2005年→2030年 43.7%削減
- 「NECP 2021-2030」における2030年再生可能エネルギー等の割合目標

-総最終エネルギー消費量に占める再エネ割合	39.4%	(前回計画では30%)
-輸送部門	34%	(前回計画では17%)
-電力部門	63%	(前回計画では55%)
-産業部門のグリーン水素	54%	(前回計画では0%)

予算 NGEUとPNRR^{②③}

- 「**NGEU**」(次世代EU基金)は、コロナ禍により打撃を受けた経済を再生させるために、すべての加盟国に金融支援を行う欧州の施策。返済不要の補助金と低利融資で構成。イタリアには2021~2026年に合計1915億ユーロ(内補助金689億ユーロ)が配分。
- 「**PNRR**」(再興・回復のための国家計画)は、EUが構想する復興基金計画の一部を構成するもの。イタリアは2021年7月に承認され、2023年12月に新PNRRが承認されている。
- 旧PNRRでは水素関連事業にも予算が充当され、その内、鉄鋼直接還元鉄(DRI)には10億ユーロを充当。
- 旧PNRRはM1~M6で構成され、新PNRRではリパワーEUに特化したM7を加えた7つのミッションで構成される。気候変動対策(再エネ、グリーンサプライチェーン等)の予算は39%に引き上げ。

税制

- 欧州排出量取引制度(EU-ETS)の他、国内独自のエネルギー税制として、**鉱油税**(課税対象:ガソリン、軽油、LPG、灯油、重油など)、**天然ガス税**、**電気税**を導入。^{⑥⑦}
- スーパーボーナス**: 家庭部門の断熱改修費用等の110%を所得税控除
- 債券発行(ボンドグリーンボンド、サステナビリティボンド)**による資金調達^⑧

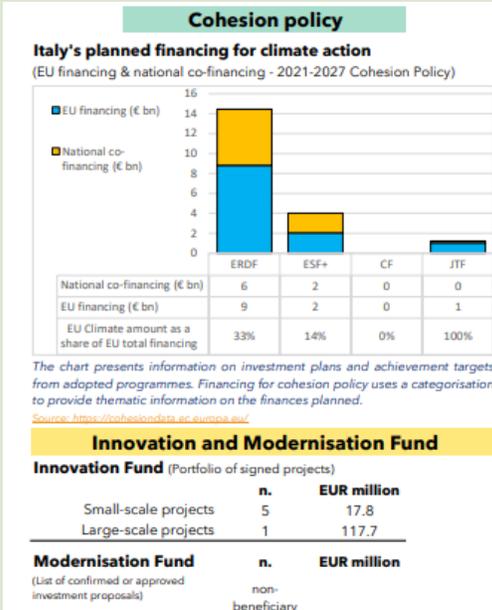
その他

- 「**South2corridor**」は、北アフリカ、イタリア、オーストリア、ドイツを結ぶ3,300kmの水素パイプライン構想。北アフリカや南イタリアで再エネ水素を生産し、欧州への供給を目指している。^⑨

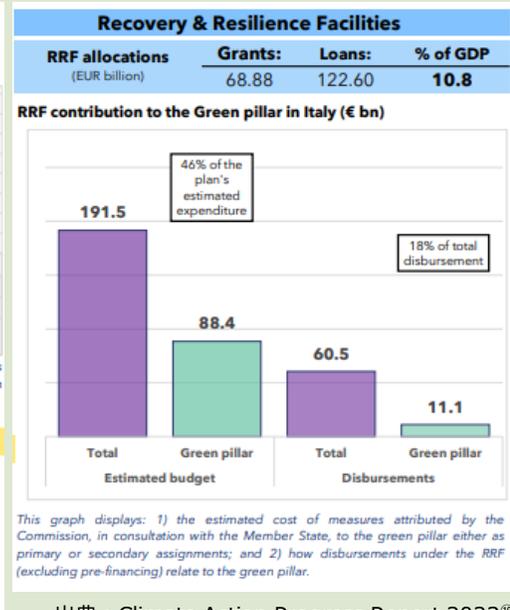
気候変動政策の最新動向（詳細）

「Climate Action Progress Report 2023」

- 2022年のイタリアのGHG排出量は418.3MtCO₂-eqで、2021年比で0.2%増加
- 2022年の温室効果ガスの純排出量（LULUCFを含む）は、1990年比で25.4%減少
- 努力配分規制の対象となる排出量は、2021年比で1.7%減少
- 2050年までに、イタリアのGHG純排出量は一人当たり4.6トンになると予想



出典：Climate Action Progress Report 2023^⑩



出典：Climate Action Progress Report 2023^⑩

グリーンTRANSフォーメーション

RETE FERROVIARIA ITALIANA - SOCIETA' PER	対角線Diagonal接続-ヨーロッパ諸国に接続する北部の高速路線、旅客・貨物用の南部への高速鉄道接続、経済特区のためのインフラ投資	EUR 24187.0 ml.
E-DISTRIBUZIONE S.P.A.	電力網の回復力を高める介入、スマートグリッドの強化	EUR 3477.9 ml.
CITTA' METROPOL. DI CATANIA	高速大量輸送システム（地下鉄、路面電車、高速バス輸送）の開発、デジタル・サービスと市民体験価値、都市および都市近郊の森林の保護と拡張、学校スポーツのインフラ	EUR 384.1 ml.
AZIENDA TRASPORTI MILANESI S.P.A.	高速大量輸送システム（地下鉄、路面電車、高速バス輸送）の開発、グリーン燃料車による地域公共交通バスの再生、都市統合計画	EUR 318.0 ml.

復興・強靱化メカニズムの設立に関する規則（EU）2021/241の第25条（a）に従い、加盟国が報告した国ごとのRRF措置実施において最高額の資金を受け取った100の最終受益者リストに基づく。

出典：Climate Action Progress Report 2023^⑩

建物向け「グリーンボーナス」国家復興・強靱化計画(National Recovery and Resilience Plan)から受け取る資金を上回る^⑪

(出典: Alessia Peretti ,Italian government releases economic document without key targets for future, EURACTIVE, <https://www.euractiv.com/section/politics/news/italian-government-releases-economic-document-without-key-targets-for-future/>)

経済財政計画(DEF)が発表された記者会見で、Giancarlo Giorgetti 経済相は、予測される公的債務の増加は主に今後数年間の「スーパーボーナス」の財政的影響によるもので、2026年以降は減少に転じると指摘した。スーパーボーナスは、グリーン税額控除のことで、持続可能性向上（建物の断熱回収等）を目的としたリフォーム費用の110%を税額控除するというものである。国立新技術・エネルギー庁（ENEA）の最新データによると、スーパーボーナスによる控除額は3月末までに総額1222億4000万ユーロに達し、この数字はイタリアが国家復興・強靱化計画から受け取る資金を上回る2100億ユーロ以上に拡大すると予想されている。

• **エネルギー法令: Decreto Energia 2024年2月交付^⑫** エネルギー安全保障と脱炭素化が一つの焦点となった。

• **ドイツ、EUの内燃機関禁止の早期見直しを求めるイタリアの提案を拒否^⑬**

2024年10月2日、ドイツは、EUが2035年から内燃機関車の新車販売を禁止する措置について、EUが予定していた見直しを前倒しするというイタリアの提案を拒否した。



出典

- ① "EU NDC 2023 update" (<https://unfccc.int/sites/default/files/NDC/2023-10/ES-2023-10-17%20EU%20submission%20NDC%20update.pdf>)
- ② "Italy - Final updated NECP 2021-2030" (https://commission.europa.eu/publications/italy-final-updated-necp-2021-2030-submitted-2024_en)
- ③ "イタリアの主要環境政策と企業動向 (2024年3月)" (JETRO) (<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2024/01/14fd8219752130f5.html>)
- ④ "The Italian long-term strategy on the reduction of greenhouse gas emissions: emission scenarios and historical trends" (ISPRA) (<https://www.isprambiente.gov.it/en/archive/news-and-other-events/ispra-news/2021/11/the-italian-long-term-strategy-on-the-reduction-of-greenhouse-gas-emissions-emission-scenarios-and-historical-trends>)
- ⑤ "Ecological Transition Plan" (FAOLEX) (<https://www.fao.org/faolex/results/details/en/c/LEX-FAOC212538/>)
- ⑥ "物品税率 鉱油税" (<https://www.revenue.ie/en/companies-and-charities/excise-and-licences/excise-duty-rates/mineral-oil-tax.aspx>)
- ⑦ "物品税率 その他のエネルギー製品および電気税" (<https://www.revenue.ie/en/companies-and-charities/excise-and-licences/excise-duty-rates/other-energy-products-and-electricity.aspx>)
- ⑧ 経済財政省(2024) <https://www.mef.gov.it/en/ufficio-stampa/comunicati/2024/Green-BTP-issued-in-2023-won-Climate-Bonds-Initiative-award-00001/> ⑨ "South2corridor" (<https://www.south2corridor.net/>)
- ⑩ "Climate Action Progress Report 2023 Country profile Italy" (https://climate.ec.europa.eu/document/download/56deb7d7-65f0-47b0-8f57-1164c7d740a1_en?filename=it_2023_factsheet_en.pdf)
- ⑪ Alessia Peretti (2024) "Italian government releases economic document without key targets for future", EURACTIV 2024年5月 <https://www.euractiv.com/section/politics/news/italian-government-releases-economic-document-without-key-targets-for-future/>
- ⑫ 環境エネルギー安全保障省 (2024) <https://www.mase.gov.it/sites/default/files/Slide%20Decreto%20Energia%20LEGGE.pdf>
- ⑬ "Germany rejects Italy's proposal for early review for EU combustion engine ban" (Reuters) <https://www.reuters.com/business/autos-transportation/germany-rejects-italys-proposal-early-review-eu-combustion-engine-ban-2024-10-02/>



国際約束

NDC (2035年目標) ①

新NDC (2024年11月)

2035年に温室効果ガスを2005年比59-67%削減

旧NDC (2023年10月)

①2025年に温室効果ガスを2005年比48.4%削減

②2030年に温室効果ガスを2005年比53.1%削減

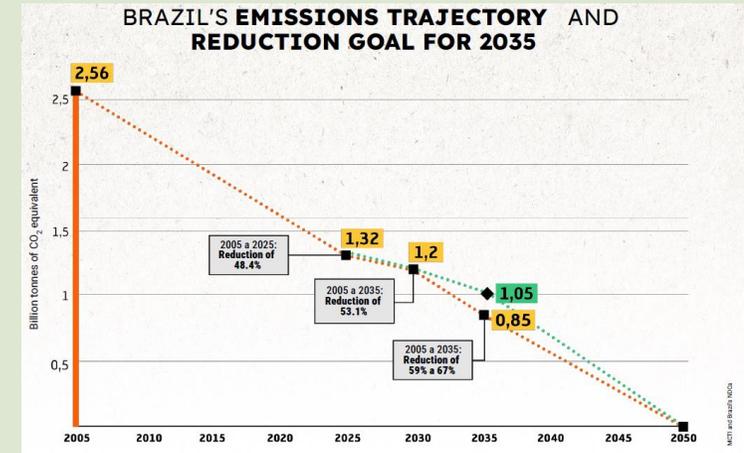
2050年目標

2050年までに気候中立(Climate neutrality)を達成。

長期戦略②

未提出だが、国家気候変動計画策定に向け準備中。

排出量実績と目標



出所：環境・気候変動省ホームページ③

国内政策

気候変動政策の枠組み④⑤⑥

-森林破壊防止計画-④

- 政府は2023年6月、ルラ第1次政権時に設立されたアマゾンの森林破壊防止計画 (PPCDAm) を再開し、2030年までに森林破壊ゼロを達成する目標を発表した。
- これを受け、各自治体は環境管理、地方自治体と連邦政府間の協力、森林破壊の監視を改善するための設備資金をAmazon Fundから受け取り、施策を実施する。

-気候変動資金-⑤⑥

- Amazon Fund：熱帯雨林の保護が目的であり、2023年1月、ルラ政権は前政権の4年間の空白を経て同基金を再開した。
- FNMC(Fundo Nacional sobre Mudança do Clima)：気候変動基金とも呼ばれ、気候変動の緩和と適応のプロジェクト・研究に資金を提供する。

カーボンプライシング⑦⑧⑨

- 2023年12月、下院は炭素市場を設立する法案を承認した。排出量の上限と証券販売市場を確立するブラジル温室効果ガス排出量取引システム (SBCE) を創設し、企業等の温室効果ガス排出量に制限を設ける。
- 規制対象はGHG排出が10,000tCO₂e/年を超える事業者等である。
 - 排出量が10,000tCO₂e以上25,000tCO₂e未満の企業等は、SBCEの管理機関に排出量モニタリング計画を提出し、排出量と除去量に関する年次報告書を送付する必要がある。
 - 年間25,000tCO₂e以上の排出を行う活動には、定期的な義務の調整に関する年次報告書を管理機関に送付する義務がある。
 - 第1次農業生産、またそれに関連する活動・施設等は規定の対象外。対象セクターの明記は執筆時点では無い。
- 2024年12月12日、ルラ大統領はブラジルの排出権取引制度創設に向けた法案15,042号に署名した。



気候変動政策の最新動向（詳細）

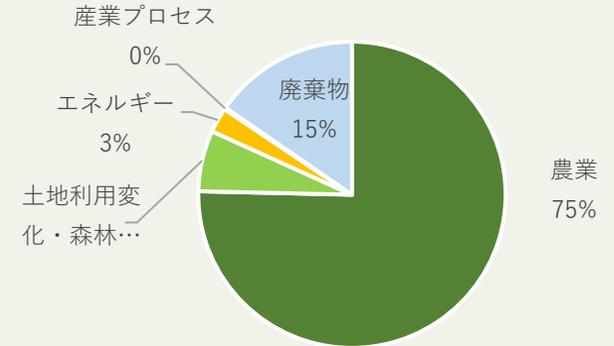
国家気候変動計画^{②⑩}

- 2023年6月、政府は気候変動に関する省庁間委員会（CIM）を設置し、新たな国家気候変動計画（PNMC）を策定に向け準備を進めている。
- この計画は温室効果ガス排出抑制を目的とした「国家緩和戦略」と、異常気象に対処する条件を確保するための「国家適応戦略」の2本柱である。
 - 「国家緩和戦略」では、土地利用変化と森林、農業と農村、都市（都市移動を含む）、エネルギー（電力と化石燃料）、産業、廃棄物、運輸の計7セクターを対象としており、2030年時点と2035年時点の両方において、行動、目標、実施コスト、資金調達手段、モニタリング、評価を定めた計画を策定する。
 - 「国家適応戦略」では、州や自治体に対する分野別の指針や方向性を示し、幅広い社会参加を保証するワークショップを通じて策定される。国家適応戦略には16の分野別計画が含まれ、4年間の行動計画、費用、実施手段が記載される。
- この計画は2035年までのブラジルの気候政策の指針として機能し、4年ごとの見直しが予定されている。

メタン政策^{⑪⑫⑬}

- 2022年のブラジルのメタン排出量は20.5百万トンであり、CO2換算で約514百万トンである。これは国内の温室効果ガス排出量全体の約22%を占めており、うち農業部門からのメタン排出が7割以上に上る。
- ジェットウリオ・バルガス財団のレポートによると、これらのメタン排出は主に反芻動物の腸内発酵に由来するが、森林残渣、糞尿管理、稲作に由来すると報告されている。
- ブラジルは2021年COP26にてGlobal Methane Pledgeに署名し、2022年3月にメタンゼロプログラムを発行した。
 - 本プログラムにおいては、バイオガスやバイオメタンを再生可能エネルギーや燃料源として利用できるようにする技術の導入を促進すること、メタン排出の緩和を目的とした科学技術の研究と革新・技術と実践の普及を促進し、発展させることなどが明記されている。

セクター別メタン排出量（2022年）^⑪



温室効果ガス排出量および除去量推定システム (SEEG) よりエネ研作成

その他最新動向^①

- 2024年10月8日、ルラ大統領は**持続可能な低炭素モビリティ**を推進するための法律を承認した。本法律ではディーゼル燃料へのバイオ燃料混合率に関して義務値を設定したほか、SAFの推進、都市ガスの生産・輸入におけるバイオメタンの利用等の促進などが含まれている^⑭。
- ブラジル環境・気候変動省は、熱帯雨林アマゾンの**森林伐採が前年同期比30.6%減少**し（2023年8月1日-2024年7月）、セラードと呼ばれる広大なサバンナ地域も25.7%の削減となり、これは2019年以來の最低レベルであると発表した。また、これらの削減により、4億8千万トンのCO2排出が阻止されたとしている^⑮。
- 一方で2024年6月以降は火災が頻発しており、宇宙研究機関INPEの衛星データによると6月は約12,500件、7月は22,500件、8月は68,000件、9月は83,000件が報告されている。火災はエルニーニョ現象や干ばつ、熱波等の気候変動に起因するものや、農地開拓や違法な森林伐採等の人為的要因が挙げられる^⑯。



その他最新動向②

排出量取引制度成立に向けた動き-ブラジル温室効果ガス排出量取引システム（SBCE）^{⑦⑧⑨}

- 2024年12月12日、政府はブラジルの炭素市場を規制し、ブラジル温室効果ガス排出量取引システム（SBCE）を創設するための法律を正式に認可した。炭素市場は制度内で排出枠に上限を設ける「キャップ・アンド・トレード」方式が採用されている。なお、本制度においてはブラジル企業の約4,000~5,000社が規制対象となる見込みであり、国内のGHG排出の3割弱を占める農業部門は対象外となっている。
- 市場は「規制市場（GHG排出が10,000tCO₂e/年を超える事業者等）」と「自主市場」に分けられており、規制市場ではSBCE中央登録簿に登録された排出枠（CBE）と排出削減・除去証明書（CRVE）が取引され、排出量に応じて超過分のオフセット等に利用される（具体的な方法論等は今後議論される予定）。
- 企業等の具体的な排出枠、CBEの調達価格に関しては、法律に定める「国家割当計画」の範囲内で設定される。
 - CBEの調達価格：無償または有償オークション、その他行政手段により対価を支払って付与される。
 - 排出量枠：「I 技術開発」「II 限界削減費用」「III 排出削減量、温室効果ガス除去量、過去の効率向上」「IV SBCE管理機関が法律で定めるその他のパラメータ」「V 他の経済部門の脱炭素化への貢献」の5つの要素を勘案して割当量が決められると定めている。
- SBCE実施に向けたスケジュールに関しては、5つのフェーズで実施される。
 - 第1フェーズ：本法の施行から起算して12ヶ月間（更に12ヶ月間延長可能）、本法の規定を編集する期間。
→法的枠組みの定義（12-24か月）
 - 第2フェーズ：事業者が排出量報告手段を運用するための1年間。
→MRVの運用開始（12か月）
 - 第3フェーズ：事業者がモニタリング計画を提出し、GHG排出量と除去量をSBCE管理機関に報告する義務のみが課される2年間の期間。
→国家割当計画に必要なデータの収集・運用（24か月）
 - 第4フェーズ：CBEの分配とSBCE資産市場の実施を伴う、第一次国家割当計画の有効期間。
→第1回目の割当を行いCBEの発行、割当ルールの決定。
 - 第5フェーズ：第一次国別割当計画が終了した時点で、SBCEの完全実施。

G20リオデジャネイロ・サミット^⑩

- 2024年11月18日から19日にかけて、ブラジルのリオデジャネイロで開催されたG20首脳会議では、気候変動問題が主要な議題の一つとして取り上げられた。G20リオデジャネイロ宣言では、温室効果ガスの削減、エネルギー転換、森林保護などを推進すること、2030年までに気温上昇を1.5℃に抑える目標を再確認し、開発途上国への資金・技術支援を拡大する必要性を強調した。



出典

- ①ブラジルNDC UNFCCC「BRAZIL'S NDC National determination to contribute and transform」 2024年11月13日提出
https://unfccc.int/sites/default/files/2024-11/Brazil_Second%20Nationally%20Determined%20Contribution%20%28NDC%29_November2024.pdf
- ②ブラジル環境・気候変動省ホームページ 政府は気候変動計画の構築に関する提案を受け取る
<https://www.gov.br/mma/pt-br/assuntos/noticias/governo-federal-recebe-propostas-para-construcao-do-plano-clima>
- ③ブラジル環境・気候変動省ホームページ ブラジルNDCのプレゼンテーション
<https://www.gov.br/mma/pt-br/assuntos/noticias/brasil-entrega-a-onu-nova-ndc-alinhada-ao-acordo-de-paris/ApresentacaoNDCCOP29.pdf/view>
- ④ブラジル環境・気候変動省ホームページ 政府がアマゾンの森林破壊と闘う計画を立ち上げ、環境保護法を発表
<https://www.gov.br/mma/pt-br/governo-lanca-plano-de-combate-ao-desmatamento-na-amazonia-e-anuncia-atos-ambientais>
- ⑤Climate Policy Initiative「Landscape of Climate Finance for Land Use in Brazil」2023年9月
<https://www.climatepolicyinitiative.org/wp-content/uploads/2023/09/Landscape-of-Climate-Finance-for-Land-Use-in-Brazil.pdf>
- ⑥ブラジル環境・気候変動省ホームページ 国家気候変動基金
<https://www.gov.br/mma/pt-br/composicao/secex/dfre/fundo-nacional-sobre-mudanca-do-clima>
- ⑦ブラジル連邦議会下院ホームページ ブラジルの炭素市場を規制するプロジェクトを承認
<https://www.camara.leg.br/noticias/1029046-CAMARA-APROVA-PROJETO-QUE-REGULAMENTA-O-MERCADO-DE-CARBONO-NO-BRASIL>
- ⑧ブラジル連邦議会下院ホームページ (LEI Nº 15.042, DE 11 DE DEZEMBRO DE 2024)
<https://www2.camara.leg.br/legin/fed/lei/2024/lei-15042-11-dezembro-2024-796690-publicacaooriginal-173745-pl.html>
- ⑨ブラジル連邦議会下院ホームページ ブラジルで炭素市場を規制する法律が発効
<https://www.camara.leg.br/noticias/1121040-entra-em-vigor-lei-que-regula-mercado-de-carbono-no-brasil/>
- ⑩ブラジル環境・気候変動省ホームページ 気候変動計画
<https://www.gov.br/mma/pt-br/composicao/smc/plano-clima>
- ⑪ブラジル温室効果ガス排出量および除去量推定システム (SEEG)
<https://plataforma.seeg.eco.br/>
- ⑫Fundação Getulio Vargas「OVERVIEW OF METHANE EMISSIONS AND IMPLICATIONS OF DIFFERENT METRICS」
https://agro.fgv.br/sites/default/files/2023-02/eesp_relatorio_metano-eng_ap1_v1.pdf
- ⑬バイオガスおよびバイオメタンの持続可能な使用を奨励するための連邦戦略 政令11,003号
https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/ato2019-2022/2022/decreto/d11003.htm
- ⑭ブラジル環境・気候変動省ホームページ ルラ大統領、持続可能なモビリティ促進のため将来燃料法を認可
<https://www.gov.br/planalto/pt-br/acompanhe-o-planalto/noticias/2024/10/presidente-lula-sanciona-lei-do-combustivel-do-futuro-para-promover-a-mobilidade-sustentavel>
- ⑮ブラジル環境・気候変動省ホームページ ブラジル、パリ協定に沿った新たなNDCを国連に提出
<https://www.gov.br/mma/pt-br/assuntos/noticias/brasil-entrega-a-onu-nova-ndc-alinhada-ao-acordo-de-paris>
- ⑯ブラジル宇宙研究機関INPE 衛星データ
<https://terrabrasilis.dpi.inpe.br/app/dashboard/fires/biomes/aggregated/>
- ⑰外務省ホームページ「G20 Rio de Janeiro Leaders' Declaration」
<https://www.mofa.go.jp/files/100755776.pdf>



国際約束

NDC（現在&次期目標）

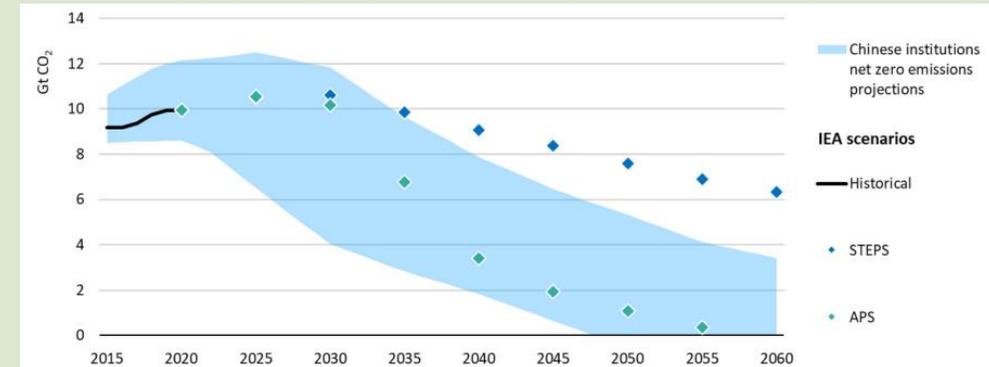
- 二酸化炭素排出量を2030年までにピークに達するよう努力し、2060年までにカーボンニュートラルを目指す。^①
- 2030年までに、国内総生産（GDP）当たりの二酸化炭素排出量は2005年比で65%以上削減、一次エネルギー消費に占める非化石エネルギーの割合を約25%まで引き上げ、森林蓄積量を2005年比で60億立方メートル増加させ、風力発電と太陽光発電の総設備容量を12億kW以上にすることを目標としている。^①
- 新たなNDCは未発表(2025年3月時点)

長期戦略

- 2021年10月に長期戦略をUNFCCCに提出した。
- 10の戦略的焦点と政策方向性が提示された：(1)グリーン・低炭素・循環型発展のための健全な経済システムの確立、(2)クリーンで低炭素、安全かつ効率的なエネルギーシステムの構築、(3)低排出を特徴とする産業システムの確立、(4)グリーン・低炭素な都市・農村の建設促進、(5)低炭素総合交通システムの構築、(6)二酸化炭素以外の温室効果ガス管理の強化、(7)自然に基づく解決策の推進、(8)低排出技術イノベーションの促進、(9)国民の行動参加という新たな状況の形成、(10)気候ガバナンスシステムとガバナンス能力の近代化の促進。^②

排出量実績と目標

IEAによる中国のエネルギー関連CO2排出量と予測（シナリオ別）



出所：IEA（2021）^③

注：中国の各機関が作成した2060年のネット・ゼロ・エミッションのシナリオにおける排出量の軌跡は、異なる基準年を用いている。ここで示されている範囲は、エネルギー関連のCO₂排出量に関するものであり、工業プロセスからの排出量は含まれていない。

APS = Announced Pledges シナリオ、STEPS = Stated Policies シナリオ。

中国の機関が作成したシナリオによる排出量予測の出典：Energy Foundation China（2020）およびKhanna, N. et al.（2021）。

国内政策

気候変動政策の枠組み・概要

法律

- 「1+N」のカーボンピーク・ニュートラル政策体系を確立した：^④
「1」は、トップレベルの政策デザイン「カーボンピークとカーボン・ニュートラルの実施に関する意見」と「2030年までのカーボンピーク行動計画」の文書からなる
「N」は、重点分野と産業の実施プログラム、関連する支援プログラムを指す。
- 5カ年計画の策定は中国の経済・社会発展の指針となる重要な政策決定プロセスである。
現在、第14次五カ年計画期間（2021-2025年）においては、2025年までに、GDP単位あたりのエネルギー原単位は2020年比で13.5%減少、エネルギー消費総量は合理的に制御すると設定している。^⑤

予算

- 2023年の国家一般公共予算支出においては、「省エネルギーと環境保護」への支出は5,633億人民元となった。^⑥

税制

- 直接的または間接的にグリーン発展を促進する税制は、環境保護税、資源税、車船税、車両購入税、（ガソリン等）消費税等がある。全税収の約14%に相当（2022年）。^{⑦⑧}

ETS

- 2021年7月、国家炭素排出権取引市場が正式に発足、発電部門を対象、中国の二酸化炭素総排出量の40%以上を占めている。2023年末までに、合計2,257の発電企業が炭素排出権取引市場に参加し、累積取引量は約4.4億トンに達した。^⑨
- 全国温室効果ガス自主排出削減取引市場は2024年1月22日に発足された。^⑨
- 2024年9月、年内にETS市場の対象部門をセメント・鉄鋼・電解アルミに拡大する草案を発表した。^⑩



気候変動政策の最新動向（詳細1）

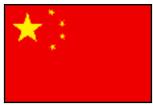
- 「2024～2025年の省エネ・炭素削減行動プラン」(5月発表)
第14次5カ年計画における省エネ・二酸化炭素削減の目標を達成するために策定されたものである。^①
2024年では、
 - GDP単位当たりのエネルギー消費と二酸化炭素排出をそれぞれ約2.5%と3.9%削減
 - 一定規模以上の産業においてはエネルギー原単位を約3.5%削減
 - エネルギー消費に占める非化石エネルギーの割合は約18.9%に達成（2025年では、約20%）
 - 主要分野と産業の省エネ・二酸化炭素削減により、標準石炭約5,000万トンの省エネと約1.3億トンの二酸化炭素排出削減を実現（2025年では、同数値目標）
- 「炭素排出二重管理システムの構築を加速させるための作業計画」^②(8月発表)
 - 3段階に分けて、政策方向性を設定した
 - 1) 2025年までに二酸化炭素排出統計・算定制度をさらに改善する。
 - 2) 第15次5カ年計画期間（2026-2030年）中では、二酸化炭素排出原単位管理を中心とし、総量管理を補完する二重管理制度を実施する。
 - 3) カーボンピークアウト後では、二酸化炭素排出量の管理を主とし、原単位管理を補助とする。
- 「経済・社会発展の全面的なグリーン転換の加速に関する意見（方針）」^③(8月発表)
 - 2段階に分けて、政策方向性を設定した
 - 1) 2030年までに、重点分野のグリーン転換が積極的に進展し、グリーンな生産方式とライフスタイルが基本的に具体化する。
 - 2) 2035年までに、グリーン、低炭素、循環型発展の経済システムが基本的に確立され、主要資源の利用効率が国際先進レベルに達する等、炭素排出量がピークを迎えた後に着実に減少することを実現する。

最近の5カ年計画におけるエネルギー目標と達成状況

Target Indicator	2006-2010		2011-2015		2016-2020		2021-2025
	11 th FYP	Attained	12 th FYP	Attained	13 th FYP	Attained	14 th FYP
CO2 intensity per unit of GDP	/	/	-17%	-20%	-18%	-18.8%	-18%
Energy intensity per unit of GDP	about -20%	-19%	-16%	-18.2%	-15%	-14%	-13.5%
TPED (billion tce)*	about 2.7	3.3	<4.0	4.3	<5.0	4.98	/
Share of non-fossil fuel in TPED	/	/	11.4%	12%	15%	15.9%	about 20%
Solar PV capacity (GW)	0.3	0.86	21	43	110	253	/
Wind capacity (GW)	10	31	100	131	210	282	/

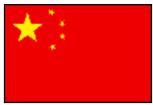
出所：IEA (2021) ^④、p.47より加筆、「十四五」节能减排综合工作方案^⑤
*TPED = Total primary energy demand、一次エネルギー総需要。tce = tonne of coal equivalent、石炭換算トン。

- 炭素排出管理関連政策
 - 「カーボンフットプリント管理システム構築に関する実施計画」^④（6月発表）
2027年までに、約100の主要製品のカーボンフットプリント、2030年までに200の主要製品のカーボンフットプリント算定規則を策定することを目標としている。電力、石炭等が算定規則・基準の策定を優先される項目。
 - 「カーボンピークアウト、カーボン・ニュートラルに向けた基準・測定システムの構築に関する行動計画（2024-2025年）」^⑤(8月発表)
2024年までに、炭素会計、カーボンフットプリント、炭素排出削減、エネルギー効率、CCUS等の国家標準が70個発行され、2025年までに、企業、プロジェクト、製品の炭素排出会計評価標準体系が基本的に形成され、また、2025年末までに、「ダブルカーボン」の分野で50の国家計量規格を策定する等を目標として提示された。グリーンかつ低炭素や、カーボンピークとカーボンニュートラルに係る政策を目指すと思われる。



気候変動政策の最新動向（詳細2）

- **新たなNDCは2025年にUNFCCCに報告予定（2024年11月）^⑯**
 生態環境部気候変動対応局夏応顯（夏应显）局長は2024年11月6日の定例記者会見で以下の通り答えた：「（略）我々の国情に基づき、2035年の国別貢献について、2025年に（in due course in 2025）国連気候変動枠組条約事務局に報告する予定である。」
- **「2024年中国の気候変動対応政策と行動に関する年次報告書」を公表（2024年11月）^⑰**
 生態環境部は11月6日に同報告書を公表した。2023年、中国のエネルギー総消費量に占める非化石エネルギー消費量の割合が17.9%に達し、2024年7月末時点で、風力発電と太陽光発電の総発電量は12億600万キロワットに達し、2030年の設備容量の目標を6年以上前倒しで達成した。
- **第1回隔年透明性報告書（BTR）をUNFCCCに提出（2024年12月）^⑱**
 同報告書によると、2021年、中国の温室効果ガス排出量は約130億トンとなった。中国のNDC目標に対する現在の進捗状況について、5つの目標のうち森林ストックと風力・太陽光発電の総設備容量の目標は予定より早く達成されたと示された。同報告書の数値から計算すると、中国がカーボンニュートラルの目標を達成するためには、少なくとも268兆人民元（約5762兆円）の資金が必要となる。
- **メタン削減関連動向**
 - **米中気候行動作業部会メタンパネル会合が開催された（2024年10月）^⑲**
 中国側は、メタン排出抑制のための行動計画の発表以来、様々な重要課題の実施を引き続き推進してきたことを述べた上、米国との意思疎通を維持し、実務協力を深め、メタン排出抑制の新たな道筋と方法を共同で模索し、気候変動危機に対処することを期待していると表明した。
 - **炭鉱ガス排出基準を更新、メタンの排出規制強化（2024年12月）^⑳**
 炭層メタン（炭鉱ガス）の排出基準が改定され、メタン体積濃度が8%を超え、純抽出量が毎分10立方メートルを超える炭鉱ガスの排出禁止を義務付ける。今回改訂された新たな基準は2025年4月1日以降、新規立坑炭鉱と炭層メタン地上開発システムからの炭層メタン（炭鉱メタン）の排出を適用対象、2027年4月1日以降、安全な生産の要件を満たすことを前提に、既存の炭鉱と炭層メタン地上開発システムからの排出にも適用拡大する。今回の改正で、メタン排出量は二酸化炭素換算で年間約5,000万トンの削減が期待される。
- **エネルギー政策・動向**
 - **初のエネルギー法が成立、2025年1月より施行（2024年11月）^㉑**
 国は11月8日、2025年1月1日に施行される同国初のエネルギー法（『中華人民共和国エネルギー法』）を可決した。同法律は、エネルギー計画、エネルギー開発と利用、エネルギー市場システム、エネルギー備蓄と緊急対応、エネルギー技術革新、監督と管理、法的責任に関する内容を含む9つの章から構成されている。質の高いエネルギー開発を後押しし、国家のエネルギー安全保障を確保し、グリーンで低炭素な移行と持続可能な発展を促進し、カーボンピークとカーボンニュートラルの目標達成に向けた積極的かつ慎重な取り組みを促進し、あらゆる面で現代社会主義国家建設のニーズに応えることを目的としている。
 - **2024年のエネルギー自給率を80%以上に維持（2024年12月）^㉒**



気候変動政策の最新動向（詳細3）

• 炭素排出管理関連政策（詳細1に続き）

➤ 「炭素排出統計・算定システム整備作業計画」を公表（2024年10月）^⑳

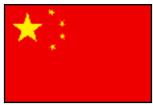
同計画では、2025年までに、国・省（province）レベルの炭素排出量年次報告・速報制度が確立、多くの産業企業の炭素排出量算定基準と製品のカーボンフットプリント基準が発表・実施、製品のカーボンフットプリント管理システムの構築が進展、温室効果ガス排出係数の国家データベースが基本的に構築・定期的に更新、炭素排出関連の測定・検出・監視・分析能力のレベルが大幅にアップすること等を主要な目標として提示されている。

➤ 「重点工業製品のカーボンフットプリント算定規則・基準の作成に関するガイドライン」を公表（2024年11月）^㉑

同ガイドラインは、重点工業製品のカーボンフットプリント算定方法・規則と基準システムを段階的に改善し、国内の実情に沿った製品のカーボンフットプリント管理システムの構築を推進し、2027年までに重点工業製品のカーボンフットプリント算定規則・基準を200件作成し、適用場面が大幅に拡大されることを目標としている。

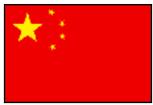
➤ 「製品カーボンフットプリント算定基準作成作業指針」を公表（2024年12月）^㉒

同指針は、製品カーボンフットプリント算定基準の作成における作業目標と実施プロセスを明確にした。基礎エネルギー、原材料、交通運輸、主要対外貿易製品のカーボンフットプリント算定基準の作成を優先すること、カーボンフットプリント算定基準の技術的な内容を「温室効果ガス排出量製品のカーボンフットプリントの算定要件およびガイドライン」（GB/T 24067-2024）と一致させること等のタスクが提示された。



出典 (1)

- ①「中国落实国家自主贡献成效和新目标新举措」(2021年) <https://unfccc.int/sites/default/files/NDC/2022-06/%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E8%90%BD%E5%AE%9E%E5%9B%BD%E5%AE%B6%E8%87%AA%E4%B8%BB%E8%B4%A1%E7%8C%A%E6%88%90%E6%95%88%E5%92%8C%E6%96%B0%E7%9B%AE%E6%A0%87%E6%96%B0%E4%B8%BE%E6%8E%AA.pdf>
- ②「中国本世纪中叶长期温室气体低排放发展战略」(2021年) https://unfccc.int/sites/default/files/resource/LTS1_China_CH.pdf
- ③IEA (2021) An energy sector roadmap to carbon neutrality in China
<https://www.iea.org/reports/an-energy-sector-roadmap-to-carbon-neutrality-in-china>
- ④中国落实国家自主贡献目标进展报告 (2022)
<https://www.mee.gov.cn/ywgz/xdqhbh/qhbhlf/202211/W020221111763716523691.pdf>
- ⑤中国国务院 (2021)、「十四五」节能减排综合工作方案
https://www.gov.cn/zhengce/content/2022-01/24/content_5670202.htm
- ⑥中华人民共和国财政部 (2024)、2023年财政收支情况 https://gks.mof.gov.cn/tongjishuju/202402/t20240201_3928009.htm
- ⑦UNDP·中央财经大学绿色金融国际研究院 (2024)「中国绿色预算发展前景研究」
https://www.undp.org/sites/g/files/zskgke326/files/2024-05/zhongguoluseyusuanfanzhanqianjingyanjiubaogao_202405.pdf
- ⑧中国政府ポータル (2008)、国务院关于实施成品油价格和税费改革的通知 https://www.gov.cn/zwgk/2008-12/19/content_1182128.htm
- ⑨国务院政策例行吹风会、2024年2月26日、<https://www.gov.cn/xinwen/2024zccfh/4/index.htm>
- ⑩中华人民共和国生态环境部 (2024)《全国碳排放权交易市场覆盖水泥、钢铁、电解铝行业工作方案 (征求意见稿)》
https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk06/202409/t20240909_1085452.html
- ⑪ 中国政府ポータル (2024) 国务院关于印发《2024—2025年节能降碳行动方案》的通知
https://www.gov.cn/zhengce/content/202405/content_6954322.htm
- ⑫中国政府ポータル (2024)《加快构建碳排放双控制度体系工作方案》https://www.gov.cn/zhengce/content/202408/content_6966079.htm
- ⑬中国政府ポータル (2024) 中共中央 国务院关于加快经济社会发展全面绿色转型的意见
https://www.gov.cn/zhengce/202408/content_6967663.htm
- ⑭中国生态环境部 (2024) 关于印发《关于建立碳足迹管理体系的实施方案》的通知
https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk03/202406/t20240604_1074986.html
<https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk03/202406/W020240604697785022042.pdf>
- ⑮中华人民共和国国家发展和改革委员会 (2024)《关于进一步强化碳达峰碳中和标准计量体系建设行动方案 (2024—2025年) 的通知》
https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202408/t20240808_1392291.html



出典 (2)

⑯中华人民共和国生态环境部 (2024)、11月例行新闻发布会实录、https://www.mee.gov.cn/ywdt/xwfb/202411/t20241106_1093622.shtml

⑰中华人民共和国生态环境部 (2024)、生态环境部发布《中国应对气候变化的政策与行动2024年度报告》、
https://www.mee.gov.cn/ywgz/ydqhbh/wsqtzkz/202411/t20241106_1093618.shtml

⑱China. 2024 Biennial Transparency Report (BTR). BTR1.、<https://unfccc.int/documents/645296>

⑲中华人民共和国生态环境部 (2024)、中美气候行动工作组甲烷小组会议召开、
https://www.mee.gov.cn/ywdt/hjywnews/202411/t20241102_1093283.shtml

⑳中华人民共和国生态环境部 (2024)、生态环境部气候司相关负责人就《煤层气 (煤矿瓦斯) 排放标准》答记者问、
https://www.mee.gov.cn/ywdt/zbft/202412/t20241212_1098486.shtml

㉑中华人民共和国能源法、https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202411/content_6985761.htm

㉒国家能源局 (2024)、2024年我国能源自给率保持在80%以上、<https://www.nea.gov.cn/20241220/d9dc8c662487443a90935c5c7e4f03d5/c.html>

㉓中华人民共和国国家发展和改革委员会 (2024)、关于印发《完善碳排放统计核算体系工作方案》的通知、
https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202410/t20241024_1393879.html

㉔中华人民共和国工业和信息化部 (2024)、工业和信息化部办公厅关于印发《重点工业产品碳足迹核算规则标准编制指南》的通知、
https://www.miit.gov.cn/jgsj/jns/wjfb/art/2024/art_c916dc95334247f6bcac8f76c7e3ebdf.html

㉕中华人民共和国生态环境部 (2024)、关于印发《产品碳足迹核算标准编制工作指引》的通知、
https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk03/202501/t20250106_1099994.html



国際約束

NDC（現在&次期目標）

削減目標 45%削減(GDP原単位)、非化石による発電割合50%（容量に占める）、2030年までに、新規の森林により、2.5 - 3.0億トンのCO₂相当量の追加の炭素吸収源を作り出す^①。COPハイレベルセグメント開会式で、2028年にインドでCOP33を主催することを提案している^②。

次期目標は未提出である。

長期戦略

2070年までにnet-zero

2047年先進国入りを目指す「国家目標」も重要課題とされている

排出量実績と目標

インドは最初のNDC（パリ協定上の目標）のほとんどをかなり早い段階で達成した^⑥。Niti Aayog(旧計画委員会)による2070年CNと次期NDC関してのロードマップ公表が待たれていた。執筆時点では、具体的な値はない（下図）



国内政策

気候変動政策の枠組み

法律
国家気候変動アクションプラン The National Action Plan on Climate Change (NAPCC)が首相より発表された（2008年6月）^③

予算
国家グリーン水素ミッション National Green Hydrogen Mission

8,000億ルピー以上^④

税制 カーボンプライシング

炭素市場を構築中である。—2026年に開始されるEUCBAM課金には間に合わせるとみられる（陳&柳2023）^⑤。

気候変動政策の概要^③

NAPCCに再エネ、省エネ等が位置付けられている点に特徴がある

1. 国家ソーラー・ミッション
2. エネルギー効率向上国家ミッション
3. 持続可能な居住に関する国家ミッション
4. 国家水ミッション
5. ヒマラヤ生態系維持のための国家ミッション
6. 緑のインド国家ミッション
7. 持続可能な農業のための国家ミッション
8. 気候変動のための戦略的知識に関する国家ミッション



気候変動政策の最新動向（詳細1）

- 国家グリーン水素ミッション National Green Hydrogen Mission^④
内閣が2023年1月に本ミッションを承認した。2030年までに以下のような成果を出す
 - 少なくとも年間5MMT（百万メートルトン）のグリーン水素製造能力を開発
 - 約125GWの再生可能エネルギー能力を追加する
 - **投資総額8,000億ルピー以上**
 - 6,000人以上の雇用を創出
 - 化石燃料の輸入を累計で1千万ルピー以上減らす
 - 年間約50MMTの温室効果ガス排出を削減
- グリーン鉄 Green Steel Taxonomyを公表^①
鉄鋼省は業界関係者の協力を得て、以下のグリーンスチールの分類法を完了し、**2030年までに1トン当たり2.2tCO₂の排出原単位を削減**し、世界的な競争力と継続的な成長を確保する予定である

5つ星: 排出強度が1.6 t-CO₂e/tfs未満

4つ星: 排出強度が 1.6 ~ 2.0 t-CO₂e/tfs の鋼

3つ星: 排出強度が 2.0 ~ 2.2 t-CO₂e/tfs の鋼（これ以下の評価はなし）

国立二次鉄鋼技術研究所（NISST）が、MRV および鋼のグリーン証明書と上記格付け評価の発行の中心機関



気候変動政策の最新動向（詳細2）

- 炭素国境調整措置（CBAM）
 - CBAMに関するEUへの反発：WTO提訴を度々暗示する。アブダビで開催される第13回WTO閣僚会議（MC13）を前^⑧に、ゴヤル商工大臣は、WTOは公正で堅牢な多角的貿易システムにとって重要であると述べた。ゴヤル大臣は、インドはEUの課税を懸念しており、この問題をWTOで取り上げるつもりである。また、EUと二国間（貿易）交渉でも扱う。
 - BRICS サミット^⑨（BRICS サミット2024年10月）では、CBAMに言及した。CBAM、デューデリジエンス要求、税、その他の措置など、国際法に沿わない、一方的、懲罰的、差別的な保護主義的措置を拒否し、気候や環境に基づく一方的な貿易措置の回避に関するCOP28での呼びかけを改めて支持。COP29でのアジェンダファイトなどへ結びついた。
- 炭素市場^⑩
 - 2023年11月よりパブリックコメントを実施していた。電力省エネルギー効率局はDetailed Procedure for Compliance Mechanism under CCTS を決定・公表した。現行の省エネ達成認取引制度（PAT: Perform Achieve Trade）から移行を目指す。

対象セクター：鉄、セメント、紙・パルプ、石油化学（現段階ではここに対応する製品を記載）

なお、国家情報局のプレスリリースはアルミ、肥料なども含むより広範囲のセクターについて言及

対象ガス：CO₂、フロン

対象排出量：直接・間接排出（但し、再エネ証書は不可、オンサイト発電以外のPPAは認める）

原単位目標：製造製品tあたりの目標（年単位、例えば3年単位の目標を当局が提示）

5年間の削減行動計画を定める

登録簿への記載義務、MRV（検証人レポートの義務）

バンキング：可能

柔軟性措置：国家運営委員会の勧告に基づいて電力省は本規定を緩和できる



出典

①インド政府2022年8月 Updated First NDC

<https://unfccc.int/sites/default/files/NDC/2022-08/India%20Updated%20First%20Nationally%20Determined%20Contrib.pdf>

②インド政府報道情報局 “Prime Minister’s Office English Translation of Special Address by Prime Minister at the inauguration of High Level Segment of COP-28 of HoS/HoG” 2023年12月 <https://pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1981612>

③インド政府報道情報局 “Ministry of Environment, Forest and Climate Change National Action Plan on Climate Change (NAPCC) ” 2021年12月
<https://static.pib.gov.in/WriteReadData/specificdocs/documents/2021/dec/doc202112101.pdf>

④インド政府報道情報局 “Ministry of New and Renewable Energy Cabinet approves National Green Hydrogen Mission” 2023年1月
<https://pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1888547#:~:text=The%20Mission%20will%20result%20in,lakh%20crore%20in%20total%20investments>

⑤陳 奕均、柳 美樹（2023）「インドにおける炭素取引市場の創設に向けた動き」 日本エネルギー経済研究所 2023年12月
<https://eneken.ieej.or.jp/data/11495.pdf>

⑥インド政府報道情報局 “India on track to achieve Nationally Determined Contribution to mitigate climate change: Saraswat”
<https://pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=2034915>

⑦ShHardeep Singh Puri discusses India Energy Week 2024 with the media
2024年1月 https://www.youtube.com/watch?v=MMZcx_rvMbs

⑧インド政府報道情報局

“India does not rush into trade negotiations, follows careful and calibrated approach :Sh. Goyal

India will try to ensure that the guiding principles of WTO are maintained at the WTO MC13 :Sh. Goyal WTO is important for a fair and robust multilateral trading system :Sh. Goyal India to take up Carbon Border Adjustment Mechanism at WTO and also bilaterally with EU: Sh. Goyal”2024年2月 <https://pib.gov.in/PressReleaseIframePage.aspx?PRID=2008382>

⑨Ministry of External Affairs (2024) Kazan Declaration : "Strengthening Multilateralism For Just Global Development And Security" October 23, 2024
https://www.mea.gov.in/bilateraldocuments.htm?dtl/38450/Kazan_Declaration_Strengthening_Multilateralism_For_Just_Global_Development_And_Security

⑩電力省効率局 “Detailed Procedure for Compliance Mechanism under CCTS”2024年7月

<http://beeindia.gov.in/sites/default/files/Detailed%20Procedure%20for%20Compliance%20Procedure%20under%20CCTS.pdf>

インド政府報道情報局 <https://pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=2082528>

⑪インド政府報道情報局 “Union Minister of Steel and Heavy Industries, Shri H.D. Kumaraswamy, Releases India’s Green Steel Taxonomy” 2024年12月
<https://pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=2083839>

二次利用未承諾リスト

令和6年度脱炭素推進国際会議実施・調査事業
費（炭素国境調整措置含む各国の気候変動対策
に係る調査・分析）報告書

令和6年度脱炭素推進国際会議実施・調査事業
費（炭素国境調整措置含む各国の気候変動対策
に係る調査・分析）

一般財団法人日本エネルギー経済研究所

頁	図表番号	タイトル
該当なし		